

第9回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○日程の追加	18
○副議長辞職の件	18
○日程の追加	18
○副議長の選挙	19
○日程の追加	21
○議長辞職の件	21
○日程の追加	22
○議席の一部変更について	22
○常任委員会の改選について	22
○議会運営委員会の改選について	24
○認定第3号及び報告第23号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決	32

○議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○請願・陳情について	50
○散会の宣告	50

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	53
○開議の宣告	54
○一般質問	54
根本 廣嗣	54
込山 靖子	60
吉田 孝司	86
円谷 寛	112
○休会について	125
○散会の宣告	125

第 4 号 (9月17日)

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	128

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	128
○事務局職員出席者	128
○開議の宣告	129
○議会運営委員長報告	129
○議事日程の報告	129
○認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第164号及び議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	152
○総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出について	154
○産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について	155
○広報広聴常任委員会閉会中の継続調査の申出について	155
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	155
○発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	156
○産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について	162
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○閉議の宣告	163
○町長挨拶	164
○閉会の宣告	164
○署名議員	165

鏡石町告示第51号

第9回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月29日

鏡石町長 木賊正男

1 期 日 令和7年9月3日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	町 島 洋 一	2番	熊 倉 正 磨
3番	東 悟	4番	根 本 廣 総
5番	稻 田 和 朝	6番	込 山 靖 子
7番	吉 田 孝 司	8番	小 林 政 次
9番	畠 幸 一	10番	円 谷 寛
11番	角 田 真 美		

不応招議員（なし）

第 1 号

令和7年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年9月3日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 常任委員会の改選について
- 日程第 6 議会運営委員会の改選について
- 日程第 7 認定第 3号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 報告第 23号 令和6年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 9 議案第153号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 日程第10 議案第154号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第155号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第156号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第157号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第158号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第159号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第160号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第161号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第162号 公立学校情報機器購入契約の締結について
- 日程第19 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

追加日程 議長辞職の件

追加日程 座席の一部変更について

日程第5から日程第19まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稻田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畠幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	森尾知之
会計管理者兼出納室長	緑川憲一	農業委員会長	佐藤喜伸
監査委員	滝田賢治	選舉管理委員会委員長	草野孝重
農業委員会長	菊地栄助		

事務局職員出席者

議会事務局長 吉田光則 主査 藤島礼子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第9回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

6番、町島洋一議員。

[議会運営委員長 町島洋一 登壇]

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様、おはようございます。

早速報告させていただきます。

第9回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和7年9月3日水曜招集、日次、日、曜日、会議内容の順でお知らせします。

[以下、「会期予定表」により報告する。]

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） おはようございます。

鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第9回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、令和6年度決算認定のほか、教育委員会委員の任命同意の人事案件、公立学校情報機器購入契約の締結、条例の廃止や一部改正及び各会計補正予算など、合わせまして19件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番、畠幸一議員、3番、熊倉正磨議員、4番、東悟議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は15日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議員の辞職についてご報告申し上げます。

令和7年8月29日付で、2番、中島伸子議員から、一身上の都合による辞職願が議長宛てに提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、同日付で辞職を許可しましたので、ご報告を申し上げます。

次に、閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

[監査委員 滝田賢治 登壇]

○監査委員（滝田賢治） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告いたします。

3か月分を項目ごとにまとめて報告します。

例月出納検査報告。

1、検査の対象。令和7年5月分、6月分、7月分について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日。令和7年5月分につきましては、令和7年6月26日木曜日午前9時54分から午後2時5分まで、令和7年6月分につきましては、令和7年7月25日金曜日午前9時54分から午後2時45分まで、令和7年7月分につきましては、令和7年8月25日月曜日午前9時55分から午後2時30分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所。各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名。各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続。各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果。検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和7年5月分、6月分、7月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は、資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げました。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

[須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇]

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） おはようございます。

それでは、令和7年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会の報告をいたします。

議事日程第1号、令和7年7月18日金曜日午後3時14分より開会しました。

会期は1日でございます。

会議録署名議員には5番議員の深谷議員と8番の大柿議員です。

第3、報告第2号 専決処分の報告につきましては、別紙のとおりでございます。

あと、第4、第5、第6、第7は、一括決議をしました。

第4、議案第5号 専決処分の承認を求めるについて。

第5、議案第6号 須賀川地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

第6、議案第7号 救助工作車II型購入契約締結について。

第7、議案第8号 消防救急デジタル無線等更新整備業務委託契約の締結についてです。

内容は、附属の資料に書いてありますので、以上、報告します。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

[公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇]

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

令和7年7月7日（月）午後2時開会。

議事日程でございますが、第1、会期の決定。これは1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名。8番柏村、9番小林、1番菊地大介、3議員でございます。

第3、議案第6号 令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）。これにつきましては、1,340万円でございまして、収入としましては、職場環境整備としての補助金でございます。支出は、IC技術の備品の整備でございます。

第4、議案第7号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。これにつきましては、税抜きで最初は4,000円でございましたが、それにプラス1,500円で5,500円、それに消費税を入れまして6,050円とするものでございます。

それにつきまして、全て原案のとおり可決されましたので、ここに報告いたします。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） 本日ここに、第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

7月3日公示、20日投開票の日程で行われた参議院議員通常選挙は、与党である自民・公明両党は、過半数の議席を維持できず衆議院に続き参議院でも少数与党となりました。石破

政権の今後の動向が注目されております。

23日には日米関税交渉の合意が発表され、国益をかけた関税交渉はひとまず成功を収めましたが、合意に関する正式な文書は締結されておらず、日米両国からの説明内容を見ると認識にそごがあるのではないかと懸念されています。

さて、世界に目を向けてみると、アメリカのトランプ大統領は、ロシアとウクライナの両大統領と対談し、戦争の停戦交渉の仲介を務めました。仲介は就任直後にも行いましたが、交渉は決裂、今度こそは停戦が実現し、さらに和平合意がなされることを期待しています。

このような世界情勢の混迷は、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いているますが、ここで、政府の物価高対策等により、町で対策を講じている事業についてご報告をいたします。

繰越事業の物価・賃金・総合対策として、電力・ガス・食料品等の物価高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に、1世帯当たり3万円を給付する事業と県補助事業の1世帯当たり6,000円を給付する物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業につきましては、7月末現在で923世帯に、このうち18歳以下の児童1人当たり2万円を加算する事業につきましては、64世帯106人に給付を行いました。なお、この事業は7月末で完了としたところであります。

いまだ値上げに関するニュースはとどまるところを知らず、物価上昇が続く中で、今年4月に発行総額1億円のプレミアム付商品券を発行したところですが、4日間で完売と、これまで以上に家計に影響を与えており、町民の関心と購入意欲が非常に高かったものと考えております。

そこで、新たに物価高騰対策として「プレミアム付商品券発行事業」を、事業規模を拡大し、発行総額1億5,000万円で実施し、町事業者及び町民生活の両面から支援したいと考えております。町内経済圏で消費されることが確実な当該商品券事業は、町内経済圏の活性化を図る上で非常に効果的な事業でありますことから、本定例会において、関連の補正予算を計上させていただいております。

また、国の経済対策として実施している定額減税につきましては、昨年度、調整給付金として令和5年分の所得を基にした推計額を用いて給付いたしましたが、令和6年分の所得が確定したことから本来給付すべき所要額に差額が生じた方へ不足額を給付することとなっており、対象となる方へ速やかに給付を進めてまいります。

今般の米価高騰を受け、米の安定供給に対して国民の関心が高まっており、今後も価格の動向には十分注視していく必要があります。

全国各地で猛暑や渇水、斑点米カメムシ類の被害による水稻の品質低下等が懸念されておりますが、当町における水がめである羽鳥ダムの貯水率は8月18日現在、32.8%で、安定

的な用水の供給がなされており、米の生育状況は、例年に増して全体的に順調であるという声も多く聞かれます。高品質・高収量・高価格となることを切に願うところであります。

また、果樹類については、猛暑・晴天続きによる高温の影響で、果樹カメムシ・ハダニ類等の病害虫の発生がある中で、例年に比較し糖度の高い果実の収穫ができており、今後も順調に実りある収穫期が続くことを願うものであります。

地域農業の維持・強化に向けては、農地の集約や省力化・効率化、6次産業化による生産性向上、耕作放棄地対策など、持続可能な農業を高める取組を推進してまいります。

鏡石スマートインターチェンジは、6月19日に、これまでの利用台数500万台を達成しました。平成21年4月から本格運用が開始され、昨年3月には24時間運用を開始し、町の重要な交通拠点として、地域交流の促進、観光の振興、救急医療搬送の支援、定住の促進、産業の振興、企業立地の支援など町及び近隣市町村にとっての大きな役割を担ってきました。今後は、こうした整備効果をさらに活かしていくため、住民や周辺企業への周知を図り、町内観光地、施設訪問者の増加など町の活性化に向けて取り組んでまいります。

8月5日から7日にかけて福島市の信夫ヶ丘競技場で開催されました東北中学校体育大会第46回東北中学校陸上競技大会では、鏡石中学校男子低学年4×100mリレーにおいて、46秒11の好タイムで県大会に引き続き、見事優勝を果たしました。

リレーメンバーは、かがみいしスポーツクラブで小学生時代から活動され、日々の努力が成果として実を結び、鏡石中学校の校訓でもある最善を尽くしたすばらしい成績を認められました。鏡石中学校の活躍は、町民へ元気を与えるものであり、今後のさらなる飛躍を期待するものであります。

大東建託が「街の住みこちランキング2025」の本県版を発表し、昨年10位だった本町は2位に躍進しました。調査分析では、上位の市町村は、自然の多い静かな地域で、交通アクセスのよさや人間関係の負担感の少なさが評価されたと指摘されました。昨年の「住み続けたい街ランキング」1位に続き、本町のこれまでの町づくりが評価されている結果と思われます。引き続き、交通の利便性が高い立地条件を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水プロジェクト、遊水地群整備事業への対応につきましては、用地協議の進捗状況は、令和6年度末時点で鏡石町では、130ヘクタールのうち60.9ヘクタール、率にして47%でしたが、令和7年6月20日時点では、取得面積で72ヘクタール、用地取得率として55%となり、継続的に用地取得が進められています。

集団移転については、去る7月28日に住宅代替地（新町地区、成田原町地区）2地区への移転予定者に対して工事説明会が開催され、令和8年春の代替地竣工を目指して施工中です。

駅東第1土地区画整理事業の推進では、第3工区内において、保留地6区画の販売に向け、募集を開始しております。このことにより、鏡石町の優良な住宅地の提供が図られ、区画整理事業の一層の進展と町の発展に寄与できるものと考えております。

上水道事業の経営健全化につきましては、料金改定後初めての検針を7月に行いましたが、苦情や混乱等もなく賦課徴収事務を遂行しているところです。今後とも、安定的な水道水の供給のための事業運営を行ってまいります。

平成7年度の第50回ふくしま国体サッカー競技を開催してから30年が経過する鳥見山陸上競技場リニューアル記念事業では、8月9日に世界で活躍する元フットサル日本代表コーチでドリブルデザイナー、岡部将和氏を講師に迎え、第35回牧場の朝少年少女サッカー大会に併せて開催しました。

9月9日には、北京五輪リレーメダリスト、朝原宣治氏をはじめ、元日本代表や日本チャンピオン3人を中心に、陸上競技のトップアスリート教室、そして、10月13日のスポーツの日には、町民の皆様が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションフェスティバルを開催するため、現在準備を進めているところです。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、生活習慣病などの早期発見や予防、町民の健康保持増進を進める健康づくりの支援では、総合健康診査の集団健診を9月7日から13日までの7日間、健康福祉センターを会場に実施いたします。医療機関での個別健診については、7月1日から来年1月31日まで7か月間実施しており、より多くの町民の皆さんに自分の健康チェックのために受診していただけるよう努めているところです。

福島県立医科大学連携事業の一環として、65歳以上の高齢者の方を対象とした体力測定会を8月29日から31日までの3日間実施しました。測定会では、脳の元気度や血管年齢、歩行機能などの生活機能測定の結果に基づく評価と指導を受けることができ、約160名の方が参加されました。

また、9月下旬から、地域介護予防支援事業として、頭と体を同時に使う二重課題トレーニングによるフレイル予防体操を新たに実施することとしておりますので、多くの町民の皆さんに参加いただき、健康づくりに役立ててほしいと考えております。

郡山女子大学との連携事業として、食と健康をテーマとした「けんこうフェスタ」を8月24日に開催しました。フェスタでは、郡山女子大学の食物栄養学科フォーラムとしての講演会のほか、健康測定コーナーやグルメコーナーなどの食と健康を楽しく体験できるブースを数多く用意し、子どもから大人まで楽しめるイベントとなりました。

令和5年10月10日に開館しました鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」は、間もなく

開館して2年を迎えます。令和6年度の利用状況としては、これまで1か月平均65件、1,485名の町民や公共の会議等に活用しております。火曜日から日曜日まで週6日実施しておりますすつどいの広場は、大人と子どもの合計で、1日平均で33人の親子に利用していただいており、今後も広く町民の皆様へ利用いただけるよう、各事業の拡大やP Rに努めてまいります。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、児童生徒の学力向上支援事業として、標準学力調査を実施し、個々の達成率から弱点等を分析し、その結果を学習指導に活用するとともに、教職員の研修会等も実施し、教職員の資質向上にも努めています。

また、中学生の学習意欲と学力向上につなげるため、鏡石中学校が行う各種検定（英語、数学、漢字）の受験者を対象に、受験料の補助を行っています。さらに、中学3年生を対象にした英数学力向上講座を、夏休み期間を活用して実施したところです。

なお、先の6月議会で補正予算の議決をいただきました鏡石中学校のプロジェクター型電子黒板の購入につきましては、8月中旬に全11台が設置されましたので、2学期から全クラスで授業での活用が始まったところです。

第27回少年の主張鏡石町大会では、第一小学校及び第二小学校の5年生と6年生の代表8名、中学校では各学年代表1名、合計11名により、8月1日に町健康福祉センターにおいて開催いたしました。

発表者の皆さんには、緊張した中でも、町をよくするための取組や、友達や親への感謝の思いなど、日頃感じたことや広く社会に訴えたいことについて、保護者をはじめ多くの聴衆の方々の前で、丁寧に堂々としっかり発表されました。

生涯学習文化協会と町公民館の共催事業として開催しておりますジョイフルライフ講座、男性専科、高齢者講座などの学級、講座については7月から順次開講し、多くの町民の参加をいただきながら、生涯学習活動の支援に努めているところです。

また、岩瀬農業高校と学社連携の中で実施しているガーデニング教室では、園芸などの指導助言について生徒が講師役を担い、授業の一環として実施されており、受講者から大変好評を得ているところです。

花いっぱい運動については、6月の定植から、町民の皆さんや関係団体のご協力をいただきながら実施し、町内各所が花であふれ、心豊かな潤いのある町づくりと、連帯感あふれる地域社会の形成が図られているところであります。9月25日には、花いっぱい運動に積極的に参加された個人や団体の表彰を行う予定であります。

第19回鏡石駅伝・ロードレース大会では、ゲストランナーとして、昨年に引き続き、陸上競技の男子800メートル元日本チャンピオンで郡山市出身の田母神一喜選手をお迎えし、11

月2日の日曜日を開催することを計画しており、現在、参加者の募集など大会開催への準備を進めているところです。

3つ目の協働・コミュニティ一分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、今年度の町消防団による模擬火災訓練は、8月31日に旭町区の町公民館周辺を会場に実施されました。中継放水訓練や初期消火・けが人搬送訓練、応急給食訓練等を行い、地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図りました。ご協力いただきました旭町区の皆様に感謝申し上げます。

鏡石町地域防災計画において、町は、大規模災害時に同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めることとしております。このたび、災害時の住民の安全の確保と早期の復旧に備えるため、神奈川県真鶴町と相互応援協定を結ぶこととなり、10月3日に協定調印式を執り行う予定であります。

5月29日から実施しております町づくりタウンミーティングにつきましては、高齢者や現役世代、若者などの各年代や女性を対象に、これまでの町政懇談会の形式を変えて、町民の声を町政に反映させるとともに、町の将来の在り方について意見交換を行いたいと考えております。これまで各行政区のサロンや団体と12回開催しており、町政の見える化と、きめ細やかな行政の構築に一層努めていきたいと思います。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、菜種とエゴマ栽培による田んぼで油を探ろう・かがみいし油田計画に基づき、生産拡大に向けた栽培技術の確立や機械化による労力軽減を図るために、関係機関と連携しながら事業推進に努めています。

今年は約7.9ヘクタールの播種に対し、天候不順や連作障害などの影響で刈取りは7.4ヘクタール、約4.4トン程度の収量がありました。これから搾油になりますが、約1トンの菜種油が見込まれます。昨年に引き続き、学校給食への活用や、かんかんてらまでの販売などを予定しております。

田んぼアート事業は、6月の観覧開始以降多くの方々に観覧いただき、8月8日には来場者数1万人を突破、昨年より2週間早い達成となりました。7月13日にはイワナのつかみ取りやキッチンカーなどによる納涼祭りを開催し、町内外より多くの方にお越しいただきました。今後は、9月6日に秋祭り、10月11日には稲刈り祭りを予定しており、引き続き、一人でも多くの方にご観覧・ご参加いただけるようPRに努めてまいります。

当町の基幹産業である農業の魅力を伝える交流人口拡大事業として、「農家が主役のカフェ」を7月21日から8月17日までの期間、連携協定を結んでいる株式会社八芳園や地元農家・事業所との協働により、季節の野菜や果物、新鮮な農産物を使った料理・スイーツを提

供し、ほがらかんは連日にぎわいました。町内外から多くの皆さんにご来場いただき、楽しんでいただくことができました。これらを通じて、地域の魅力と新たな販路開拓、地域経済の基盤強化や地域活力につながるよう、引き続き努めてまいります。

町の魅力を町内外に発信し、交流人口及び関係人口の創出に向けて、鏡石町魅力PR推進室が設置され、町公式キャラクター、「牧場のあーさー♪」が初代室長に委嘱されておりますが、その活動をサポート推進するため、魅力PRボランティアとして12名の高校生が登録し、6月22日の「あやめ祭り」、7月13日の「田んぼアート納涼祭り」において活動・活躍しております。今後も町のイベント等、幅広い体験を重ねながら将来的なまちづくりに貢献していただくよう取り組んでまいります。

福島再生加速化交付金を財源とした鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業、台湾インバウンドに向けた鏡石町魅力発信事業につきましては、公募型プロポーザルを実施し、各々の強みを生かした特色ある提案をいただいた中で受託者を選定しております。今後PR動画の作成・公開等の情報発信やイベント出展、風評動向調査等で風評払拭及び町の魅力発信の両面での取組に努めてまいります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、公共施設等適正管理推進事業では、町道牧場線、鏡田・仁井田線、仁井田・笠石線、久来石164号線の舗装修繕工事が完了し、その他の路線についても順次発注し、年内完了を目指して工事を進めております。また、本定例会において、道路インフラの老朽化対策として、町道舗装改修工事等の補正予算を計上させていただいております。

社会资本整備総合交付金事業では、堀米地内の北町・堀米線舗装改修工事を9月に発注しており、引き続き地域交通の整備推進に努めてまいります。

都市計画調査事業として、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定を進めており、町のこれからの中長期的方向性を定めるに当たって、町民アンケート調査を行ったところです。町民の皆様が日頃感じている都市づくりの課題や、将来の鏡石町に対する思い等のご意見を反映させながら、よりよい生活環境の実現に向け、計画策定を進めてまいります。

公園整備事業として、鳥見山公園において官民連携における公園の整備や維持管理費用の軽減について、企業・団体へのサウンディング等の聞き取りを実施しており、民間活力の導入に向けた可能性の有無について調査しております。

空き家対策事業では、町内における特定空家等2件に対して、去る8月22日に、「鏡石町空家等対策協議会」を開催し、空家特措法に基づき、略式代執行及び相続財産清算人選任の申立てによる措置について、委員の皆様から承認をいただきましたので、年内の略式代執行の開始に向けて引き続き事業を進めてまいります。

上水道事業につきましては、今年度予定しております石綿セメント管更新事業本町地内配水管布設工事等、予定している工事については発注、着手しており順調に進んでおります。

下水道事業につきましては、全国的に老朽化が問題となっている下水道管について、本町でも、「鏡石町下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的な修繕を行い事故の未然防止を図るため、公共下水道施設の点検業務を発注したところです。今後は、点検結果を踏まえた修繕等を行い安全管理に努めてまいります。

高齢者等の粗大ごみ戸別収集事業では、粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な高齢者等に対しまして、粗大ごみの戸別収集を行うもので、今年度はこれまでに14件の戸別収集を行っております。

スズメバチ駆除費補助事業として、昨年度からスズメバチの巣を駆除した方に費用の一部を補助しておりますが、今年度は、これまでに5件の申請があったところです。

墓地整備事業では、特定都市河川浸水被害対策法に基づく釧路堂川特定都市河川流域地内の雨水浸透阻害行為に係る福島県の許可に当たり、雨水貯留浸透施設の整備の追加が必要となったことから、本定例会において、工事請負費等の補正予算を計上しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

移住定住事業としての、来てかがみいし住宅取得促進事業におきましては、7月末現在で6世帯19名の方が新たに町民として町内に移住しております。また、さらに4件の事前申請がなされており、今後もより一層の事業のPRに努めて、人口維持に向けて努力していくたいと考えております。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、第6次総合計画における健全な行財政運営として取り組んでいる収納率向上対策事業につきましては、税負担の公平性確保のための徴収の強化や、社会情勢の変化に対応するため納税環境整備の方策が効果を上げております。中でも、納税環境の整備として導入した電子納税は全ての税目で24時間いつでもどこでも納付可能となり、利用率が大幅に増加し収納率向上に寄与しております。

戸籍法の改正により、本年5月26日から戸籍に氏名の振り仮名を記載することになりました。本町に本籍を有する筆頭者の方に通知し、現在、内容の確認をいただいているところであります。通知書に記載されている振り仮名に誤りがある場合は届出をしていただき、誤りがない場合には届出不要で来年5月26日以降に戸籍に振り仮名が記載されることになります。これにより、行政手続の円滑化や本人確認の正確性が向上するものであります。

国が推し進めている地方公共団体の情報システムの標準化事業につきましては、接続試験も終了しまして今月中に完全に切替えをする予定であります。切替えに当たっては、証明業務を数日休止する必要がありますので、町民の皆さんを含め周知を徹底していきたいと考え

ております。

次に、令和6年度の各会計決算の概要について申し上げます。

まず初めに、一般会計決算額は、歳入71億5,267万5,000円、歳出70億4,216万2,000円で、形式収支では1億1,051万3,000円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では1億933万円の黒字決算となりました。

主たる変動原因としては、健康福祉センター建設事業や鳥見山陸上競技場トラック改修事業といった大規模建設改良事業の減によるものです。

また、普通会計の起債償還額は4億6,794万2,000円、年度末残高は69億9,459万2,000円で、主に道路の改良整備や舗装修繕事業、農業用ため池浚渫事業に係る新規借入れが残高増の主な要因であります。

令和6年度の公営企業会計を除く8会計の総決算は、歳入100億1,042万3,000円に対し、歳出98億2,221万3,000円となり、実質収支で1億8,602万7,000円の剰余金が生じ、次年度繰越しを行うこととなりました。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で10.1%、対前年度比0.5ポイント上昇し、将来負担比率については、107.2%、対前年度比6.6ポイントの上昇となりました。

上水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支における収支決算においては、収入決算額で2億5,727万6,000円、支出決算額が6億9,857万円で、収支差額は4億4,129万4,000円の当年度純損失となりました。また、下水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支における収支決算においては、収入決算額で4億776万7,000円、支出決算額が3億8,066万4,000円で、収支差額は2,710万3,000円の当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第3号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、一般会計ほか10会計について監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものです。

報告第23号 令和6年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、法律に基づいて、財政の健全化を判断する4指標並びに資本不足比率について監査委員の意見を付して報告し承認をいただくものです。

議案第153号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるにつきましては、現職委員の任期満了により再任を求めるものであります。

議案第154号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議

案第155号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の部分休業について法改正が行われ、本年10月1日から施行されることによる改

正であります。

議案第156号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域未来投資促進法の一部改正により、固定資産税の課税の免除についての改正であります。

議案第157号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定及び議案第158号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定並びに、議案第159号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定の3条例の一部改正につきましては、災害時等非常時において、地元の指定工事店の確保が困難な場合に、他の市町村長の指定を受けた工事店による工事を認めるための一部改正です。

議案第160号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、かがみいしこども未来基金へ目的及び使用使途等を移管することによる既存基金条例の廃止であります。

議案第161号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、公共施設集約計画に基づき、成田保健センターを除却することから条例を廃止するものです。

議案第162号 公立学校情報機器購入契約の締結につきましては、G I G Aスクール構想に基づき、老朽化したコンピューター端末の更新を行うものです。

議案第163号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入として、令和6年度決算による繰越金7,933万円、文教施設維持整備基金の廃止に伴う一般会計基金繰入金1億2,510万6,000円、歳出につきましては、財政調整基金積立に4,000万円、廃止された文教施設維持整備基金の残高を引き継ぐためのかがみいしこども未来基金積立に1億6,350万8,000円、町道舗装修繕等4,830万円の増額などで、総額4億627万5,000円の増額補正予算であります。

議案第164号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和6年度決算による繰越金の整理及び国民健康保険事業納付金等の増額補正予算であり、議案第165号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和6年度決算による繰越金の整理であります。

議案第166号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、決算による繰越金の整理及び給付確定に伴う国・県等負担金返還金等の増額補正予算であります。

議案第167号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和6年度決算による繰越金の整理であり、議案第168号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、決算による繰越金の整理及び調査設計業務委託費の増額補正予算であります。

議案第169号 令和7年度鏡石町下水道事業補正予算（第1号）につきましては、マンホールポンプ等の修繕費の増額であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、同意、承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで議事運営の都合上、暫時休議いたします。10分間休議いたします。

休議 午前11時01分

開議 午前11時11分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま畠幸一副議長より、一身上の都合による副議長職の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、副議長辞職の件を日程に追加して審議することに決しました。

◎副議長辞職の件

○議長（角田真美） 追加日程、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、畠幸一副議長の退席を求めます。

[副議長 畠 幸一 退席]

○議長（角田真美） お諮りいたします。

畠幸一副議長の副議長職辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、畠幸一副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

ここで、畠幸一議員の退席を解きます。

[1番 畠 幸一 入室]

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前11時13分

開議 午前11時22分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

◎副議長の選挙

○議長（角田真美） 追加日程、副議長の選挙を行います。

選挙は投票にて行います。議場の入り口、閉鎖してください。

[議場閉鎖]

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に11番、円谷寛議員及び1番、畠幸一議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（角田真美） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

円谷議員、畠議員、立会いをお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（角田真美） ただいま、投票箱の点検が終わりました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[点呼・投票]

○議長（角田真美） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

円谷寛議員及び畠幸一議員の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（角田真美） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち、

町島洋一議員 6票

吉田孝司議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。したがいまして、町島洋一議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（角田真美） ただいま副議長に当選されました町島洋一議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

町島洋一議員の当選承認と就任の挨拶をお願いいたします。

町島洋一議員。

町島洋一副議長が挨拶いたします。

[6番 町島洋一 登壇]

○6番（町島洋一） ただいま副議長を仰せつかりました町島洋一です。

議員になってまだ2年、ほやはやの新人ではありますが、議会運営委員長を務めさせていただいたのを少しでも役に立てますように、町のために、そして、ここにおられる議員の皆様の力と執行部の皆様の力を借りて、微力ではありますが、少しでも町をよくしたいと思います。

自分の信念に基づき働かせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） ここで議事運営の都合上、暫時休議いたします。

休議 午前11時36分

開議 午前11時41分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま私より町島副議長へ、一身上の都合による議長職の辞職願を提出いたしました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長辞職の件を日程に追加して審議することに決しました。

ここで議事運営の都合により、議事進行を副議長に代わります。

◎議長辞職の件

○副議長（町島洋一） 議長に代わり議事進行を行います。

追加日程、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、角田真美議長の退席を求めます。

[議長 角田真美 退席]

○副議長（町島洋一） ここでお諮りいたします。

角田真美議長の議長職辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○副議長（町島洋一） 起立少数であります。

したがいまして、角田真美議長の議長辞職を許可しないことに決しました。

ここで、角田真美議員の退席を解きます。

[議長 角田真美 入室]

○副議長（町島洋一） 議長辞職につきましては、許可しないこととなりました。

ここで、議事進行を角田議長に交代いたします。

角田議長は議長席に移動願います。

暫時休議いたします。

休議 午前11時44分

開議 午前 11 時 45 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいまの副議長の交代に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更について

○議長（角田真美） 追加日程、議席の一部変更についてを議題といたします。

副議長の交代に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

町島洋一議員の議席を1番に、熊倉正磨議員の議席を2番に、東悟議員の議席を3番に、根本廣嗣議員の議席を4番に、稻田和朝議員の議席を5番に、込山靖子議員の議席を6番に、吉田孝司議員の議席を7番に、小林政次議員の議席を8番に、畠幸一議員の議席を9番に、円谷寛議員の議席を10番に、角田真美の議席を11番に、それぞれ変更いたします。

ここで、議席替えのため、暫時休議いたします。

休議 午前 11 時 46 分

開議 午前 11 時 48 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、午後1時まで休議いたします。

休議 午前 11 時 48 分

開議 午後 1時 00 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会の改選について

○議長（角田真美） 日程第5、常任委員会の改選についての件を議題といたします。

事前に提出いただいた常任委員会所属希望書の確認のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時 00 分

開議 午後 1時06分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

総務文教常任委員、3番、東悟議員、4番、根本廣嗣議員、6番、込山靖子議員、8番、小林政次議員、9番、畠幸一議員、私、11番、角田真美議員、6名。

次に、産業厚生常任委員、1番、町島洋一議員、2番、熊倉正磨議員、5番、稻田和朝議員、7番、吉田孝司議員、10番、円谷寛議員。

次に、広報常任委員に、1番、町島洋一議員、2番、熊倉正磨議員、3番、東悟議員、6番、込山靖子議員、9番、畠幸一議員、10番、円谷寛議員をそれぞれ指名いたします。

ここで、総務文教、産業厚生、各常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時08分

開議 午後 1時21分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務文教、産業厚生、各常任委員会で互選になりました正副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員長、畠幸一議員、同副委員長、根本廣嗣議員。

産業厚生常任委員長、稻田和朝議員、同副委員長、円谷寛議員。

以上で報告を終わります。

続いて、広報広聴常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時22分

開議 午後 1時30分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、広報広聴常任委員会で互選になりました正副委員長をご報告いたします。

広報広聴常任委員長、熊倉正磨議員、同副委員長、町島洋一議員。

以上で報告を終わります。

◎議会運営委員会の改選について

○議長（角田真美）　日程第6、議会運営委員会の選任についての件を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

議会運営委員に、1番、町島洋一議員、4番、根本廣嗣議員、5番、稻田和朝議員、8番、小林政次議員、9番、畠幸一議員、10番、円谷寛議員をそれぞれご指名いたします。

ここで、議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議　午後　1時30分

開議　午後　1時38分

○議長（角田真美）　議会を再開いたします。

ここで、議会運営委員会で互選になりました正副委員長をご報告いたします。

議会運営委員長に円谷寛議員、同副委員長に根本廣嗣議員。

以上で報告を終わります。

◎認定第3号及び報告第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美）　日程第7、認定第3号　令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第8、報告第23号　令和6年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美）　異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小貫秀明 登壇]

○副町長（小貫秀明）　ただいま上程されました認定第3号　令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について並びに報告第23号　令和6年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

私からは認定第3号についてご説明をし、報告第23号につきましては企画財政課長よりご報告をさせていただきます。

それでは、認定第3号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、令和6年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの7特別会計及び上水道事業並びに下水道事業会計を合わせました10会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書の1、2ページの総括表によりましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明させていただきますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、別冊決算書の1、2ページをお開きください。

こちらは8会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計で、歳入が71億5,267万5,000円、歳出が70億4,216万2,000円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億1,051万3,000円、次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実績収支が1億933万円、次に、令和6年度実質収支から令和5年度の実質収支を差し引いた単年度収支が6,120万9,000円のマイナスとなったところでございます。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が12億3,154万4,000円、歳出が12億2,374万3,000円、形式収支並びに実質収支が780万1,000円、単年度収支が102万5,000円のマイナスとなっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が1億4,543万8,000円、歳出が1億4,471万8,000円、形式収支並びに実質収支が72万円、単年度収支が29万4,000円となっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が12億9,308万6,000円、歳出が12億2,804万7,000円、形式収支並びに実質収支が6,503万9,000円、単年度収支が5,095万7,000円となっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が10万9,000円、歳出はございません。形式収支並びに実質収支が10万9,000円、単年度収支が7,000円となっております。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が4,536万7,000円、歳出が4,431万4,000円、形式収支並びに実質収支が105万3,000円、単年度収支が33万6,000円のマイナスとなっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が1億3,795万2,000円、歳出が1億3,501万1,000円、形式収支が294万1,000円、実質収支が194万1,000円、単年度収支が97万2,000円となっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が425万2,000円、歳出が421万8,000円、形式収支並びに実質収支が3万4,000万円、単年度収支が1,000円となっております。

8会計の合計といたしまして、歳入が100億1,042万3,000円、歳出が98億2,221万3,000円、形式収支が1億8,821万円、実質収支が1億8,602万7,000円、単年度収支が1,033万9,000円のマイナスとなっておりました。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をご覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

令和6年度鏡石町上水道事業決算書、こちらの1ページから6ページにつきましては、上水道事業報告書でございまして、令和6年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算の概要につきまして7ページからご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7ページでございます。

7ページ、8ページにつきましては、令和6年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございます。

8ページをご覧ください。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益及び特別収益を合わせまして、水道事業収益につきまして決算額が2億8,979万1,154円となりました。

次に、支出につきましては、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、水道事業費用につきましては、決算額が7億2,236万2,727円となりました。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

10ページをご覧ください。

収入につきましては、企業債並びに出資金及び負担金を合わせました資本的収入の決算額が6,379万4,500円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出の決算額が1億8,677万2,317円となりました。

次に、戻りまして9ページの表の下をご覧いただければと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,297万7,817円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,297万7,817円で補填したところでございます。

11ページから28ページまでにつきましては、財務諸表、決算事項別明細書、企業債の明細書、固定資産明細書及びキャッシュフロー決算書につきましてまとめたものでございます。

次に、下水道事業の会計につきましてご説明を申し上げます。

別冊の下水道事業決算書をご覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

令和6年度鏡石町下水道事業決算書、こちらの1ページから7ページにつきましては、下水道事業報告書でございまして、令和6年度末の接続件数、接続率、年間総処理場流入量、そして事業実績の概要につきましてまとめたものでございます。

それでは、決算の概要につきまして、8ページからご説明をさせていただきますので、お開き願いたいと思います。

8ページでございます。

8ページ、9ページにつきましては、令和6年度下水道事業決算報告書で、（1）収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款公共下水道事業収益が、営業収益並びに営業外収益及び特別利益を合わせました決算額が3億4,727万5,264円、第2款農業集落排水事業収益は、営業収益並びに営業外収益及び特別利益を合わせました決算額が7,595万8,090円となりました。

次に、支出につきましては、第1款公共下水道事業費用が、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、決算額が3億2,567万2,470円、第2款農業集落排水事業費用は、営業費用及び営業外費用、特別損失を合わせまして、決算額が6,566万3,805円となりました。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページ、11ページにつきましては、（2）資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、第1款公共下水道事業、資本的収入が、事業債、負担金並びに他会計負担金及び国庫補助金を合わせまして、決算額が3億2,983万7,500円となりました。

第2款農業集落排水事業、資本的収入が、企業債及び他会計負担金を合わせまして、決算額が2,500万円となりました。

次に、支出につきましては、第1款公共下水道事業、資本的支出が、建設改良費と企業債償還金を合わせまして、決算額が3億5,906万3,315円となりました。

第2款農業集落排水事業、資本的支出が、建設改良費と企業債償還金を合わせまして、決算額が3,810万9,307円となりました。

次に、10ページに戻りまして、10ページの表の下をご覧いただきたいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,233万5,122円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額387万6,321円、当年度分損益勘定留保資金3,845万8,801円で補填したところでございます。

12ページから33ページまででございますけれども、財務諸表、決算事項別明細書、企業債明細書、固定資産明細書及びキャッシュフロー決算書につきましてまとめたものでございますので、ご覧をいただければと思います。

以上、認定第3号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田真美） 企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 続きまして、私のほうからは報告第23号につきましてご報告を申し上げます。

議案書の2ページのほうをお開きください。

こちらが報告第23号 令和6年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましての内容でございます。

本報告につきましては、ここに記載のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして4指標並びに資本不足比率を、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊としまして、令和6年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付されたと思いますので、そちらのほうをご用意ください。

鏡石町財政健全化審査意見書の1ページをお開きください。

こちらの上のほうにあります2の審査の結果でございます。

(1) の総合意見の中にはあります一覧表の記載のとおり、令和6年度の4指標のうち、表の①と②実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字が発生しておりませんので該当しておりません。続いて、③の実質公債費比率につきましては、令和6年度が10.1%と、前年比で0.5ポイント上昇しました。また、④の将来負担比率につきましても、令和6年度が107.2%と、前年度より6.6%の上昇を見ているところでございます。

実質公債費比率につきましては、分母となります標準財政規模も増加しておりますが、分子であります償還額自体もそれを上回る形で増加したため、数字的には上昇しております、令和6年度の単年度の数字としましては、ここには記載しておりませんが、10.59170と、前年度よりも0.77701%増加しているのが単年度の数字でございます。ただ、公表する指標としましては、3か年の平均となっておりますので、表記の数字が公表する数字となってい

るところでございます。

また、将来負担比率の上昇の要因としましては、鳥見山陸上競技場の管理事務所の改修や公共施設の集約化によります解体費用につきまして起債の発行を行ったことによりまして、地方債の残高が増加したこと、各種事業の実施のために基金の繰入れなどを行ったことによりまして、充当可能基金の残高が減少したことによるものでございます。

続いて、2ページにお進みください。

こちらが令和6年度の公営企業会計経営健全化審査意見書であります。

令和6年度につきましては、2つの企業会計における資金の不足がなかったため該当しておりません。

以上、提案理由のご説明を申し上げ、ご報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第23号 令和6年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員。

[監査委員 滝田賢治 登壇]

○監査委員（滝田賢治） 各審査の結果の報告。

初めに、決算関連の審査結果を報告いたします。

令和6年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 令和6年度鏡石町一般会計歳入歳出決算から (10) 令和6年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算まで全10会計の歳入歳出決算、(11) 令和6年度鏡石町決算附属処理、(12) 令和6年度各基金の運用状況。

2 審査の期間

令和7年8月5日から令和7年8月8日まで。

ただし、上下水道会計は令和7年5月26日に実施いたしました。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財務に関する調書、各基金の運用状況等及び主要な施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財務運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施

したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上下水道事業会計の歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類を照合した結果、誤りないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符号しております、誤りがないものと認められました。

なお、一般会計、特別会計、上下水道事業ほかの決算概要及び意見等は別紙のとおりです。

決算関連については以上のとおりでございます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査の結果を報告いたします。

令和6年度財政健全化審査意見。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

比率は記載のとおりです。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和6年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しません。

②連結実質赤字比率について

令和6年度は連結実質赤字比率がないため、早期健全化基準に該当はしません。

③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は10.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。

④将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は107.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

最後に、公営企業会計経営健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和6年度公営企業会計経営健全化審査。

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和6年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

各審査の結果は以上のとおりでございます。

○議長（角田真美） これより認定第3号に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第3号につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第3号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第23号につきましては、報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきまして、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、町島洋一議員、2番、熊倉正磨議員、3番、東悟議員、4番、根本廣嗣議員、5番、稻田和朝議員、7番、吉田孝司議員、8番、小林政次議員、9番、畠幸一議員、10番、円谷寛議員の9名を指名いた

します。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時06分

開議 午後 2時19分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

令和6年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に2番、熊倉正磨議員、同副委員長に3番、東悟議員が選任されました。

◎議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第153号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） 議案書3ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第153号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現委員であります藤島絵美氏が今月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

藤島氏は、平成29年10月から2期8年間、教育委員としてお勤めいただいており、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第153号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

◎議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第154号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 吉田竹雄 登壇]

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第154号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、国の人事院において、仕事と生活の両立支援の拡充が示され、地方公務員の部分休業についても同様の法改正があり、本年10月1日から施行されます。このため、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を行い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、条例の改正を行うものでございます。

5ページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「第15条の3」を「第15条の4」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加えるものでございます。

第15条の3、妊娠、出産等の申出をした職員等に対する意向確認等というものでございます。

第15条の3は、任命権者は職員の育児休業等に関する条例第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置、その他の事項を知らせるための措置。

第2号、出生時両立支援制度等の請求、申出又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第3号、職員の育児休業等に関する条例第19条第1項の規定による申出に係る、この心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して、当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第2項、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、町長が規則で定める期間内に次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置、その他の事項を知らせるための措置でございます。

第2号、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。

第3号は、対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置がございます。

第3項、任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

6ページお願ひいたします。

附則でございます。

第1条は、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

第2条が経過措置でございます。

この部分につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する状況提供や意向確認については、この条例の施行前に行うことができるための経過措置を設けるものでございます。

以上、上程されました議案第154号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第154号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第155号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 吉田竹雄 登壇]

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第155号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

今回の条例の制定につきましては、人事院において、仕事と生活の両立支援の拡充が示され、地方公務員の部分休業についても同様の法改正があり、本年10月1日から施行されます。このため、部分休業の取得パターンの多様化を行い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、条例の改正を行うものです。

8ページをお開きください。

職員の育児休業に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「短時間勤務

職員」という。)を除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第16条の見出し中、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

まず、1つ目が、第2号部分休業の承認というものでございまして、第16条の2、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

第1号、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とする時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数であると。

第2号が、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったときは、当該残時間数ということでございます。

続きましては、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間でございます。

第16条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

次が、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間でございます。

第16条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

第1号、非常勤職員以外の職員、正職員でございますが、77時間30分。

第2号、非常勤職員、会計年度任用職員でございます。当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間ということで、どちらも10日間というような定めでございます。

次が、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情。

第16条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事案が生じたことにより、同条第3項の規定による変更をしなければ、同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすると。

第17条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めるとい

うものでございます。

続きましては、第18条でございます。

第18条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める理由は、職員が第3項を変更したときとする。

附則でございます。

第1条、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

経過措置でございます。

これにつきましては、令和7年につきましては、年の半分、10月からの施行ということでございます。この規定でございますので、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号育児休業の上限は、常勤職員は38時間45分とする。非常勤職員は、1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間とする経過措置ということで、1年間に10日の育児休業を取得することができますが、本年につきましては、年度の途中ということですので、その半分の5日間を取ることができるという経過措置でございます。

以上、上程されました議案第155号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 私のほうから議案第155号について質疑をさせていただければというふうに思います。

さきの臨時全協でも、そしてまた今も担当総務課長から詳しく説明いただいて、内容は理解いたしましたが、その上で質疑をさせていただきたいというふうに思います。

今回、第1号部分休業と第2号部分休業ということで、2つの部分休業が出ているということで間違いない、確認なんですが、第1号部分休業は今までどおりのもの、それに対して第2号部分休業は、仕事の始まり又は終わりに時間単位で自由に取れる休業だということで理解をしております。

そこで、お尋ねしたいのは、大変この内容は立派だ、これが実際施行されると、非常にすばらしいものだと思っておりますけれども、実際、今実態としてどのようになっているかということでお尋ねいたします。

部分休業を取るに当たり、申請、そしてまたその許可、その辺はどのようにになっているか、

要するに上長、管理職ですね、課長に対して休業を取りたいんだということを職員は申し出るわけだと思うんですが、その辺、いつですね、大体いつ頃までに申し出て、いつ頃、例えば明日休みたいからといって即刻認められるかどうか、はたまた当日になって、自分の子どもがちょっと具合悪いから、今日休ませてもらいたいと。特に、この第2号部分休業なんて認められると、朝8時半からちょっと出勤できないから、1時間ぐらい休ませてもらいたいんだなんて話になると思うんですよ、実際。ですから、その辺について、どのような対応を取っているのか、あるいはどのようにして取るようになるのか、それをお尋ねをいたしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 吉田竹雄 登壇]

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

部分休業の現在の状況でございますが、現在、職員において部分休業を取得している職員はございません。基本的には、大体子どもを出産しまして、1年間丸々の育児休業を取っているということがほとんどでございますので、育児休業の取得についての実績はまだないということでございます。

育児休業の取り方が、今回、いろいろなパターンができて取りやすくなったということで、育児休業につきましては、基本的には無給ということになります。ですから、育児休業を取ると、その部分の休んだ時間はお給料が低くなるということでございますので、今現在、まだ実績はないということでございます。

ただ、これから、このような働き方改革でいろいろな要求が出てくると思いますので、その部分について、これから細部については詰めていって、できるだけ有効な活用ができるようになりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第155号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第156号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課長 根本大志 登壇]

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第156号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業のために設置された施設の固定資産税の課税免除の対象となる期限を延長するものであります。

このたびの改正条文につきまして、第3条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の鏡石町税特別措置条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、上程されました議案第156号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第156号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第157号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 圓谷康誠 登壇]

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第157号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、災害その他非常の場合に、農業集落排水設備等の復旧工事を施工できる業者をより多く確保するため、他市町村の指定工事店でも工事を施工できるよう、鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を次のように改正するものであります。

第7条に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第157号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第158号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 圓谷康誠 登壇]

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第158号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、災害その他非常の場合に、下水道の排水設備等の復旧工事を施工できる業者をより多く確保するため、他市町村の指定工事店でも工事を施工できるよう、鏡石町下水道条例の一部を次のように改正するものであります。

第5条に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事

を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第158号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第159号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 圓谷康誠 登壇]

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第159号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、災害その他非常の場合に、給水工事の復旧工事を施

工できる業者を多く確保するため、他市町村の指定給水工事事業者が工事を施工できるよう、鏡石町上水道事業給水条例の一部を次のように改正するものであります。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法第7条により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水工事を施工する必要があると認められるときは、この限りではない。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願ひいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 私のほうから質疑をいたします。

これまで議案の第157、158とやって、159と来たわけですが、ここで聞くんですけれども、災害その他非常の場合というふうに書いてございます。災害ということでは分かるんですが、その他非常の場合というのは、どのようなことが含まれるのかどうかということが1つ。

もう一点は、そういった場合に、該当をしたということを誰が判断をして、そしてどのような形でこの他の市町村のほうに、いわゆるSOSといいますか、そういった形で、救援を求める形になるのか、その手順ですね、その2点お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 圓谷康誠 登壇]

○上下水道課長（圓谷康誠） 7番議員の質疑に答弁いたします。

まず、災害その他非常の場合の非常の場合ということでございますが、これは地元の給水装置工事事業者の確保が困難となった場合でございます。災害やその他の復旧工事が必要な場合ですね、地元の給水工事業者も被災をしたりということで、確保できなくなるといった場合が想定されておりまして、そういった場合、他市町村の指定を受けた指定工事事業者が工事を行うことができるということにするものでございます。

あとは、そういった場合の行政ですね、SOSを誰が出すのかということでございますが、管理者である町長ということになろうかと思います。その手順ですけれども、町としては、

他市町村に向けて、または県などを通じまして、非常事態であるので要請をお願いしますという形で要請することになろうかと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第159号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第160号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

[教育課長 森尾知之 登壇]

○教育課長（森尾知之） ただいま上程されました議案第160号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

提出議案の14ページをお願いいたします。

このたびの基金の廃止条例につきましては、これまで学校施設や社会教育施設の維持、整備に運用した鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成20年条例第23号）を廃止し、さきの第7回鏡石町議会定例会において承認、また新設されましたか

がみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和7年条例第15号）に基づく基金へ使用用途を移管するため、条例の廃止について議会の議決を求めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしまして、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に廃止前の鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づく基金に残額があるときには、当該基金の残額は、かがみいしこども未来基金に引き継ぐものとするものでございます。

以上、議案第160号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） この文教施設維持整備基金が今度、かがみいしこども未来基金という名称に統一されるわけです。それで、文教施設維持整備基金の目的というものは、やはり今、具体的にいいますと、中学校とか、第二小学校とか、校舎が古くなっていて、建て替えといふか、建設資金なんかの目的のためにもあったかと思うんですけれども、ただ、こども未来基金という名称にしちゃうと、その使い方というか、用途がはっきりとわからなくなっちゃうわけですよ。なものだから、そういう心配があつて、ハード面とソフト面の使い分けはどうにするのかということが非常に心配なんですね。この条例を廃止してしまうということは、非常に目的別というものが曖昧になってしまいます。それを危惧しているんですけれども、それに関してご答弁、お願ひいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長　橋本喜宏　登壇]

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらの廃止条例そのものは、先ほど教育課長が申し上げましたように、かがみいしこども未来基金のほうに引き継ぐものという形でございます。このこども未来基金につきましては、議員もおっしゃるように、ハードもソフトもどちらも内包しているという形ですので、どちらにおいて、逆に言うと、積み上げるときにどちらに積んでいいのかというところもございますので、基本的には、逆を言えば、ソフト事業については基金をもって対応できないと。ですから、当該年度の一般財源で対応せざるを得ないということですので、そういう意味も含めまして、ハードとソフトをこども未来基金のほうでカバーしますので、ハード

部分のみの文教基金につきましては、今回廃止させていただきたいというような趣旨でございます。

答弁につきましては以上です。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第160号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第161号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

健康環境課長。

[健康環境課長 大河原正義 登壇]

○健康環境課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第161号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

このたびの条例の廃止につきましては、公共施設集約化計画等に基づき、成田保健センターを解体、除去することから、当該施設の設置及び管理について定める条例を廃止するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第161号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 議案第161号についてお尋ねをいたします。

まず、1点目ですが、この条例廃止になりますといいますか、これは成田保健センターの除却を見越しての廃止条例の制定だということを思いますけれども、まず今、成田保健センターはどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。建物の状況ということもそうですけれども、今、どのようにして使われているのかいないのか、お尋ねをいたします。そしてまた、除却を見込んでの条例ということですけれども、除却するまでの間、要するに、これ公布の日から施行になりますので、そうすると、その日から除却するまで、実際壊されるまでの間は、条例のこの裏づけのない建物になってしまっている、簡単に言うと、浮いたような施設になってしまうので、その位置づけをどのようにしていくのか。もちろん町有財産ということは間違いないことですけれども、しかし、その辺どのようにお考えなのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

[健康環境課長 大河原正義 登壇]

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

まず、現在の成田保健センターの利用状況ということになりますが、今までといいますと、町の保健事業などにも使われておりますし、あとは地区の集会場代わりということではございませんが、サロンなど、そういう活動に利用されておりました。現時点では、地区の集会場の機能、またはその保健事業の機能などにつきましては、それぞれ利用の減少が進んでおりますので、現時点では、町の保健事業での利用というのがほぼほぼなくなりまして、町のほうで行います選挙などに利用されたり、そういう利用が主なものになっているかというふうに考えております。

また、解体されるまでの間ということでございますが、この解体工事につきましては、先日入札のほうが無事終了いたしましたので、今後解体に向かまして進めていくというふうなことになりますので、期間とすると、約1か月程度、実際の現場が始まるまでの間はあるか

と思いますが、入札業者が決まったということで、これからにつきましては、この成田保健センター、使用を許可しないというふうな形になります。

ですので、若干の短い期間でありますと、もし臨時に使用する場合であれば、工事に支障のない形で利用することになるかというふうには考えてございますが、現時点では、通常どおりの利用というのは、今後はないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第161号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第18、議案第162号 公立学校情報機器購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

[教育課長 森尾知之 登壇]

○教育課長（森尾知之） ただいま上程されました議案第162号 公立学校情報機器購入契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

提出議案16ページをお願いいたします。

このたびの情報機器の購入につきましては、令和2年度G I G Aスクール構想（第1期）

で導入いたしましたタブレット端末を更新する第2期のG I G Aスクール構想とI C T教育の一環として町立小中学校へ整備するものであります。

令和7年4月7日、福島G I G Aスクール推進協議会においてプロポーザル審査会が行われ、市町村の契約相手が決定し、この契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決により付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、公立学校情報機器購入。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、6,008万7,500円。

購入の内訳につきましては、C h r o m e b o o k（コンバーチブルW i – F i）、機種につきましては、こちらH Pというふうになっているのはメーカーでございまして、ヒューレット・パッカード、F o r t i s F l i p G 1 m 11、数量につきましては1,150台でございます。

契約の相手方、福島県郡山市堤下町13番8号、株式会社エフコム、代表取締役社長、斎藤正弘。

以上、議案第162号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） この契約金額の6,000万の中の2,000万というのが、貴重な自主財源である基金から支出されます。その中で、1,150台のうちに93台がこの間の予備の台数だということで、全員協議会で教えていただきましたが、大切な貴重な基金を使って予備を93台買うというのは、なぜでしょう。そしてあと、単価も教えてください。あと、この教師も1人1台なんでしょうか。教師分の機種というのも購入することになっているんでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

[教育課長　森尾知之　登壇]

○教育課長（森尾知之） 6番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、予備機という形での93台でございますけれども、こちらについては、教師分の台数もこの中に含まれた数字の積上げということになっておりまして、教師分が合計81人分の台

数を見込んでおりまして、それを差し引きますと、実際の予備台数ということになりますと12台という台数になってまいります。

次に、単価につきましては、1台の単価、税込みで5万2,250円ということで購入する予定でございます。基準といたしましては、5万5,000円という補助事業の中身での基準の数字がありますので、そちらのほうは、設定も含めまして基準値を下回っているという形になります。ですので、予備機という積上げの中に教師分の台数が入っておりますので、新たに購入したりとか、そういういたものではないということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第162号 公立学校情報機器購入契約の締結についての件を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第19、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第9号及び陳情第10号の2件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

第 2 号

令和7年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和7年9月4日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稻田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畠幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉課長	菊地勝弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	森尾知之
会計管理者	緑川憲一	農業委員会長	佐藤喜伸
兼出納室長	菊地栄助	事務局長	
農業委員会長		選挙管理委員会長	草野孝重

事務局職員出席者

議会事務局長 吉田光則 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、円谷議員から遅参の申出がございましたので、後ほど入場することにいたします。
本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 根 本 廣 嗣

○議長（角田真美） 初めに、4番、根本廣嗣議員の一般質問の発言を許します。

4番、根本廣嗣議員。

[4番 根本廣嗣 登壇]

○4番（根本廣嗣） おはようございます。

一般質問をさせてもらいます。何回やっても緊張するものですけれども、どうぞよろしくお願いします。

まず最初に、農政政策についてですけれども、国が米政策を変えてきましたので、いろいろ質問したいんですけども、一応、町として農政関係、いろいろ変わってくるとは思うんですけども、これは別として、町として、今年、水不足はなかったんですけども、これから水不足は必ず起きると思いますけれども、乾田直播栽培、今年から試験的に始まったのですけれども、これ何年計画で、どういうあれで実行していくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤喜伸） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度、農業委員会において、マイコスDDSR栽培の実証実験を実施しています。農業の省力化及び大規模化を実現できる技術として、また担い手育成への一助となる手法であると考え、今年度、実証実験を行った次第です。

マイコスDDSR栽培とは、マイコス菌を活用することにより乾田直播が可能となる栽培

方法です。今年実施している実証実験はまだ途中ではありますが、現在、生育の遅れへの対応に苦慮しているところでございます。新しい技術ですので、そちらにおける播種、除草等の手法、土壤、気温等の状況の対応に関して、十分考える必要があると考えております。

近年、全国的にも乾田直播栽培を実施する農家が増加しており、農林水産省も省力化が可能な稲作技術として注目しております。

先日、農林水産省より2027年度に水田の直接支払制度を見直し、乾田直播栽培も支援対象とする考えが示されました。

今後、国、県の補助金や支援体制等に大きな動きが想定されることから、今後の国、県の動向を見据えながら今後の方針を柔軟に検討して、今年度の実証実験の結果を踏まえて、引き続き乾田直播実証実験及び農家への支援手法を検討していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 少々お待ちください。

今、携帯の電話が鳴りましたけれども、携帯お持ちの方、切っておいてください。

それでは、4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 関連で質問しますけれども、これ栽培の技術とか講習会とかはやってい るんですか。

○議長（角田真美） ただいまの質疑に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤喜伸） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

マイコス菌に関しましては、株式会社NORINAという会社が販売しております、そちらのほうで各データがそろっておりますので、隨時、質問等があれば、そちらのほうに確認するようになります。

なお、矢吹原土地改良区のほうでも実証実験を行っております、そちらの関係で、栽培の実績のある会社等に関しても、隨時、質問等をしている状況でございます。

なお、実証実験に先立ちまして、先ほど申しました株式会社NORINAの方には、実際に植える圃場を、こちらの圃場に植える予定ですということで、圃場の確認もしていただけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） それでは、（2）に移ります。

町は開田が多く、乾田直播栽培の普及促進を図る必要があると思います。あと、後継者も

まず少なくなりますので、試験栽培を拡大していくお考えはないのかということと、あとは乾田直播も種類が何種類もあります。だから、これ1種類だけでなく何種類かを分けて、そして遊水地でも、後の作業つくるのに、試験栽培にもこの乾田直播を入れてもらいたいなと思いますけれども、そこら辺は町としてはどう考えてていますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

乾田直播栽培につきましては、水田に水を入れずに、乾燥した田畠で直接米を栽培する方法でありまして、機械化の推進や農作業の省力化、天候変動等への対応強化を図る栽培方法となっております。

本町におきましても、今年度からマイコス米の実証試験栽培を行っており、栽培方法や栽培技術に関する見聞を広めまして、水稻栽培に有効的な手法であれば、町内の水田でも乾田直播栽培の導入、推進を行いまして、農作業の省力化を図っていきたいと考えております。

なお、現在、高久田地区におきまして、県営圃場整備事業を実施しており、圃場の面積も大きくなり、圃場条件も改善されることから、作業時間の短縮や機械化による農作業の省力化、さらには生産性の向上など、乾田直播栽培等の取組につきまして調査研究を図りながら、地域の実情に即した事業推進に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

[4番 根本廣嗣 登壇]

○4番（根本廣嗣） 関連なんですけれども、乾田直播栽培で成功しているところを見ますと、苗を作らなくて、田植をしなくて、田んぼにそのまま乾田直播で植えているところが、ある程度成功しているみたいです。面積を拡大するのにはそういう栽培があると思いますけれども、それはまず初期投資がかかります。田んぼを衛星を使ってトラクターで栽培して、あとは栽培するのに衛星からその苗の状況を見て、そうやって初期投資がうんとかかりますので、そこら辺を、町としてはもう予算を、もう乾田直播に国では40億ぐらいかけると言っていますから、そこら辺を見てもらって、そういうところをどういう考えでいますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

こちら、国のはうでは、先ほども局長のはうからご答弁ありましたが、2027年度に予定する水田の直接支払制度の見直しに関しまして、乾田直播栽培につきましても支援の対象と

するという考え方ということで、国の方でも示してございます。その部分でも、国の方でも今後、この新しい技術を取り入れた栽培ということでも取り組んでいくというふうな姿勢が見えてございます。

なお、議員さんおっしゃるとおり、スマート農業、デジタル農業ということで、具体的に言いますと、ドローンを使った部分ということも含めまして、国の方ではそういった補助事業等もございます。そういう国の方の補助事業を、いかに町の方も活用しながら、また地域の方とこの栽培法につきまして、協議等をされた意見を伺いながら、この乾田直播栽培等につきまして、栽培法等、さらには取組等についても検討してまいりたいというように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

[4番 根本廣嗣 登壇]

○4番（根本廣嗣） ありがとうございます。それではよろしくお願ひします。

2番にまいります。

ため池整備についてです。

以前、一般質問で、保全会に依頼したと答弁いただいたと記憶しております。岩農近くのスゲ池が、田んぼの周り、真ん中に、もう池の機能を期さない、木がいっぱい生えて、もうどうしようもない状況で、町で整備をお願いしたいと思いますが、こういう池、お願いしたいと思います。

あと、この前火事がありまして、火事のちょうど近くに池があるんですよ。池がすぐあります、ここを環境整備の面からもどうぞよろしく、進捗をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田真美） ただいまの根本議員の手にした書類、私の方で許可しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年3月定例会一般質問でもご答弁させていただきましたが、スゲ池は現在、農業用水としての取水量がない空池であり、また雑木が茂っている状態となっております。

本来、ため池の管理は、農業用水の供給を実務的に担う地元水利組合が典型的な管理主体であり、地域の農家によって組織され、農業用施設の運用や維持管理などを行っていると認識しておりますが、このスゲ池については、具体的な環境整備の予定は現在のところありま

せん。

スゲ池の今後の在り方については、雑木の伐採については、町による直営作業で対応できるかを検討してまいります。草刈り等の管理手法については、地元で組織されている環境保全会の皆様と引き続きご相談させていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

[4番 根本廣嗣 登壇]

○4番（根本廣嗣） よろしくお願ひします。

次に、3番、高久田集会所の空き地について質問します。

区民も草刈り等が負担になっており、木が大きくなり伐採できる状況ではない、区民にとってはちょっと負担になっております。何か町として有効利用を考えているのかお聞きします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高久田集会所の空き地につきましては、かつては区民の方がゲートボールなど、行政区の皆様の活動に活用されていると記憶しております。その経緯から、そちらのほうにつきましては行政区の協力の下で整備がなされていたと、あと維持管理もなされていたというふうに認識しております。

ご質問の町で有効活用ということでございますが、現時点では、その空き地につきまして、直ちに何かをやるというようなものは持ち合わせておりませんので、引き続き行政区におきまして、有効な新たな活用方法をご検討いただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

[4番 根本廣嗣 登壇]

○4番（根本廣嗣） 再質問しますけれども、これ部落でも手に負えなかった場合は、町ではどうするんですか。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 管財の部分でございますので、その部分でどういうふうにするか、ただ同じような質問、私も直接の担当ではございませんが、行政区長さん、いろんな各13区長さんの中で、やっぱり同じような話が何件か来ているというようなのを聞き及んでお

ります。

ただ、皆さんやっぱりある程度工夫していただいて、何とかやっているという現況でございますので、頑張ってお願いしたいというのが本音でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 一応、区長をやっているもので。

それでは、4番に移ります。

東部環状線接続道路について、地権者と交渉などについて進捗状況をお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

東部環状線接続道路計画の進捗状況についてのおただしですが、地権者交渉による道路詳細設計を基に、今年度は事業用地内の物件調査を実施し、事業用地所有者との用地補償契約の締結に向けて協議を進めているところでございます。用地補償計画は、今年度を含めおおよそ2年、その後に工事着手となる予定でございます。

なお、この事業は国の補助事業を活用しながら進めているため、国からの割当額により事業進捗に影響する面もありますが、継続的に事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） それでは、なるべく進捗早くできるようよろしくお願いします。

（2）、将来道路が開通したことで交通量が多くなると思うんですが、交通対策等はどう考えているのかお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この道路は、須賀川市と鏡石町の生活圏を結ぶインフラであるため、開通は地域の交通機能を大きく改善する一方で、誘発交通の増加や転換交通の発生といった新たな課題を生み出す可能性がございます。

したがいまして、開通前の周辺道路の利用状況を把握し、開通後には交通量の状況を把握しながら、状況の変化に応じて迅速に対応を講じる必要があると認識しております。

新たな道路の開通による交通対策については、道路利用者の交通安全も含め、関係部署と連携しながら対応してまいる計画でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） ありがとうございます。

高久田方面の人らも早く開通するのを待っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。
これで、私の質問を終わります。

○議長（角田真美） 4番、根本廣嗣議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 辻 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、6番、辻山靖子議員の一般質問の発言を許します。

6番、辻山靖子議員。

〔6番 辻山靖子 登壇〕

○6番（辻山靖子） 6番、辻山靖子、通算10回目的一般質問をします。よろしくお願ひします。

今年の夏、日本列島は未曾有の気候変動に見舞われ、各地で観測史上、類を見ないレベルの高温を記録しました。北海道網走では5月に39.5度となり、連日の36度台が続き、熱帯化しています。一方、沖縄では30度前後と過ごしやすい避暑地として脚光を浴び、異常な気候の逆転現象が起きています。関東地方では、40度以上の気温が観測された地点が増加し、8月5日には伊勢崎市で41.8度と日本新記録を更新しました。

このように、日本はかつてない異常気象となっていて、様々な分野に影響が出ています。高温と水不足により、米など農産物への深刻な影響が懸念され、農家の収入減や今後の食料不足などが危ぶまれます。

昨日の町長の説明では、当町における米の生育状況は順調であるとのことなので、ひとまず安心しました。

我が町も、今年は5月頃から今月にかけて30度を超す真夏日と、時には35度を超す猛暑日が続き、過酷な夏となりました。連日の暑さは、特に高齢者や子どもたちや障がい者など、要配慮の方にとって厳しい環境となり、生活や体調に支障を来しています。気候変動もさることながら、物価高騰や増税政策も、庶民の暮らしに大打撃を与えています。

このように、困難な激動の時代ではありますが、鏡石町、町民憲章の1つ、「お互いにはげまし助け合って、しあわせな町にしましょう。」という一文を私は心の支えにしています。常に弱い立場の人に寄り添い、助け合い、支え合い、誰もが幸せを感じる町にしていきたい

と心から願っています。

通告書1問目を質問いたします。

ほがらかんの節電対策について。

令和5年10月にオープンしたほがらかんですが、その年間維持管理費は大変莫大なものになっています。その内訳として、警備、清掃、電気設備点検などの業務委託料、また消耗品費、光熱水費などの需用費、さらに電話回線料、火災保険料などの役務費、そのほかにも機械リース料など様々な経費がかかっています。あれだけ巨大な建造物を維持していくのに、今後も年間莫大な維持管理費がかかる見込みです。この財源を一般財源で賄っていくのは、この物価高騰のご時世、非常に厳しいものではないかと懸念しています。

その中で、節約や儉約できるものは、主婦目線から申し上げますと光熱水費です。既に役場庁舎をはじめとする公共施設では、昼休みに消灯したり、きめ細やかな節電を実施していただいているのは承知しております。

そこで、ほがらかんができる前とできた後の町施設全体の光熱水費を比較して、現状を把握したいと思います。

令和4年度の町公共施設全体の光熱水費と、令和6年度の町施設全体の光熱水費は幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和4年度の公共施設全体の光熱水費は、電気使用料1億1,960万円、上下水道使用料800万円、ガス使用料360万円、合計約1億3,120万円となっております。

令和6年度の公共施設全体の光熱水費でございます。電気使用料1億2,980万円、上下水道使用料830万円、ガス使用料360万円、合計で1億4,170万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） その差額は幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和4年度と令和6年度の差額でございます。

電気使用料1,020万円の増、上下水道使用料30万円の増、ガス使用料は同額でございます。

よって、合計1,050万円の増となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） ありがとうございます。

私、上下水道、浄水場のほうを入れてご答弁いただきましたが、上下水道は公営企業ということで、私ちょっとそこまでは含めないで考えていました。

私自身も、決算書を基に町の光熱水費を調べました。令和3年度が約6,500万、令和4年度が8,400万、令和5年度が9,400万、令和6年度が9,700万、これは上水道抜きの町施設の光熱水費です。

ほがらかんができてから、1億円近くが光熱水費にかかっています。ほがらかんがなかつたときに比べて、光熱水費は年々激増しています。なぜ、こんなに増えているのか気になるところです。ほがらかんがオープンしてからの令和5年10月から令和7年8月くらいのまでの月ごとの電気料を比較してみて、冷暖房など係る電気料は上がっているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ほがらかんの電気料については、冷暖房を使用する時期は通常の月よりも電気料が高額になる傾向があります。

令和5年度と令和6年度の暖房を使用する冬季、冬の間、そちらを比較すると大きな上昇は見られませんが、令和6年度と令和7年度の冷房を使用する夏季期間、夏の間、そちらを比較すると、使用量、料金ともに若干の上昇傾向が見られます。

ただし、電気料は施設全体の電気使用量に対して計算されるものですから、施設の使用頻度にも影響を受け、冷暖房に係る電気料が上がっていると断定できるものではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 今のご答弁で、次の質問の答えのようなもので、電気料が上がっているのなら、その原因は何でしょうか。電気代そのものが上がっているというものとか、あと全体として電気消費量が増えているとかあると思うんですが、町としては原因は何だと考えているんでしょうか。

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。

ただいまのは（1）でよろしいんですか。（2）の②で結構ですか。

○6番（込山靖子）　はい。

○議長（角田真美）　ただいまの質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘）　6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、電気料は施設全体の電気使用量により計算されるものでありますから、令和7年度の4月から8月においては、令和6年度と比較して各月の電気使用量が増加傾向にあります。それに伴いまして、電気料も上がっている計算となります。

また、常時かかる基本料金の上昇や、計算の基礎となるキロワットアワー当たりの単価が上昇していることも要因の一つと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子）　詳しい説明ありがとうございます。

その分析の中で、やはりもう一般家庭もそうですけれども、電気代というものは本当に上がっている状況で、非常に負担というものが増えていきます。

次に、ほがらかんの令和6年度の維持管理費と光熱水費は幾らでしょうか。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘）　6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ほがらかんの令和6年度の維持管理費は、合計で2,191万8,948円となります。光熱水費は、合計で1,017万47円の額となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子）　そのうちの電気料の割合、金額は幾らですか。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘）　6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、ほがらかんの令和6年度の維持管理費は、合計で2,191万8,948円となります。そのうち、電気料金が986万1,841円ですので、維持管理費に対する割合は約45%というふうな計算になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） 維持管理費の中の45%が電気料で占めている。つまり、町全体の光熱水費は年間9,900万円ぐらいで、そのうちの10分の1近くがほがらかんの電気料になっているんです。その財源は、私たちの血税です。

次の質問、⑤この莫大な電気料をなるべくかからないように節電するという意識はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

冷暖房に関しましては、管理者である福祉こども課において集中管理することができます。不特定多数の方が自由に使用できるフリースペースなどについては、設定温度や稼働時間を管理者側で管理をしております。

また、終業時、17時15分以降になりますが、そことあと休日は、警備員の巡回により利用者がいない箇所の電気の消灯、冷暖房の停止などの節電対策を行っております。

なお、我々町職員だけではなく、各入居団体も同じ施設に同居しておりますので、各団体とも節電意識を共有しながら節電に努めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） ご尽力されていただいているということで、ありがたい。感謝申し上げます。ただ、これは町民の方から私のほうに聞かれた声なんですが、トイレに入ったときに、かなり熱さを感じて驚いたそうなんですよ。

だから次、⑥の質問ですが、便座のヒーターは真夏に入れる必要はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

便座ヒーターにつきましては、季節ごとに設定を変えておりました。冬季にはヒーターを活用しまして、夏季前、夏の前にはヒーターを切る作業をしておりましたが、今年度、令和7年度については、便座ヒーターの切替えを失念しておりました。8月のお盆明け頃に点検を実施し、設定を見直したところであります。

今後は、このようなことが二度と起こらないように徹底していきたいというふうに考えております。ご指摘ありがとうございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） ほがらかんのトイレ自体大きくて、あそこは人感センサーがありますから、入ればもうばーっと電気ついていて、かなり電気も使っているトイレなんですね。だからそういった意味で、やはり大変お手数かけるところではございますが、そういったところから、やっぱり節電というものはしていただきたいと思っています。

⑦節電という視点から、多目的ホールの仕切りをする、しないでは、冷暖房の電力消費に差が出るはないでしょうか。私が数多くの会議や健康サロンに参加するたびに思うことは、10人に満たない参加者や、20人くらいの小規模の会であっても、多目的ホールを仕切りなしで使い、あれほど広い空間に冷暖房を入れる必要があるのだろうかと、私個人だけではなく、ほかの町民の方も感じている方はいらっしゃいます。

質問です。⑦多目的ホールの使用において、仕切りをしない理由は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

多目的室は、西側1、東側2で個別に予約される場合と、全面で予約される場合があります。

個別に予約された場合は、仕切りをして分離された状態で利用されますが、研修会や講演会などは、利用者の希望もあって、使用人数に関係なく余裕を持って全面で使用される傾向があります。それに対しまして、電気や冷暖房のスイッチは、設置位置に対してそれぞれ複数ありますが、利用者は正確に把握できていない現状もございます。

電気の適切使用の目安を含めた利用者への説明や節電対策は今後の課題となりますので、利用者向けのアナウンスを徹底していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 多目的ホールを使用していただくというのは大変ありがたいことですが、町主催の場合が多いんですよね。やっぱり、使っていただく方は、使用料というのは頂いている方も多いと思いますが、大体、町主催、あと福祉関係の方で使用料をもらっていなくて開催しているというもののほうが多いんですよ。

だから、そういった意味では、やはり町自体が、使う人数とか規模とか用途によって、本当にこれもう面倒くさい、お手数かもしれないけれども、仕切りができるのは仕切って、そ

ういった細やかな使用法が必要なのではないかと思います。天井も、本当に高いんですね。あれだけの空間を、本当に冷暖房をするというのは、とても電気消費量がかかっているんではないかと本当に思います。それ、検証というのは難しいかも知れないんですけども、やはり節電として仕切りができるんだったら、仕切って使うというやり方というのは大切だと思います。

⑧3階の展望室は、ドアなどの仕切りもなく、窓ガラスに囲まれた空間であり、冷暖房を毎日1日中入れると相当電力消費になるのではないかと思います。今年の夏休みあたりは、毎日冷房つけるというのが方針だったようなんすけれども、私、何回も、結構、展望室行くんですけども、誰もいないのが多いんですね。だから、誰もいないのに冷房はいっぱい効いている。だから、ちょっと本当にあの空間を冷やすというのは、相当の電力消費しているんじゃないかなと思います。

質問です。⑧夏休みの利用者は1日何人くらいいたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3階にある展望室につきましては、ご確認いただいたとおり、仕切りのない窓ガラスで囲まれた空間となっており、1階、2階と比較すると夏季期間は高温となり、冬季期間は低温となってしまう状況にあります。利用申請の必要がなく、来庁者が自由に利用できるフリースペースと同様となっておりますので、特に小中学校の長期休暇中などは平日よりも利用者が増加する傾向があり、今年度は夏休み期間中に2階のフリースペースの利用を、農家が主役のカフェの営業で制限を設けたことにより、利用者は一定数あったと思われます。

夏季期間は、特に冷房使用をしなければ熱中症になる危険性もありますので、集中管理を行い、冷房を稼働させておりました。ただし、夕方や夜間は、巡回により、利用者がいない場合は冷房を停止し節電対策も講じてまいりました。

申し上げたとおり、3階展望室は利用申請の必要のないフリースペースとなっており、正確に1日当たりの利用者数を把握することは難しい状況にあり、夏休み期間中であれば、グループ数にもよりますが、小中学生を中心に1日に10人程度の利用はあったのではないかと推測されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 私も夏休み中に行ったんですけども、私行くときはなぜか誰もいないんですよね。だから、そういう意味で、できれば子どもたちにも、本当に夏休み期間中、

子どもの居場所として本当に楽しく過ごす場所であってほしいと思います。だから、最低限の冷房という、最低限というか、必要最低限の必要性はあると私も理解しています。

⑨今年は特に高温の日が続いているので、9月になってもかなりの冷房費がかかると思います。ある程度、やはり常に節電を意識しなければ、際限なく膨大に電気料はかかってくると見込まれます。先ほど申し上げましたように、必要最小限的な考え方で使っていただきたく思います。

今後の節電対策はどのように考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ほがらかんは福祉施設であり、近年は猛暑続きで、熱中症警戒アラートが発令されたりしております。福島県が熱中症予防の観点から、暑いときに一涼みできる施設として指定するふくしま涼み処となっており、実際に施設全体で自宅にいるよりも涼しいというお言葉をいただくこともございます。

ただし、電気料の問題もあり、無制限に電気を利用できるわけではありませんので、昼休み時間中の消灯など、入居する関係機関を含めた職員全体で節電を意識すること、施設を利用される方に推奨する電気の使い方を目につける形で掲示するなど、節電を意識してもらえるよう対策をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） 涼み処というのは、今、本当に大事なんで、今年みたいにもう外にいたくても暑くていられない。あと、やっぱり森というか木も少なくなってしまったので、木陰というのも探すの大変なんですね。そういう意味では、やっぱり涼み処という重要性が今後もあるのではないかということで、そういうふうなものを折り合いをつけながらといいますか、そうしながら節電に努めていっていただきたいと思います。

次、町内小中学生の学力について。

文科省が実施した全国学力テストの2024年度の結果が出ました。全国の小学6年生と中学3年生を対象にしたこの調査で分かったことは、日本の子ども全体の学力低下が、かつてないほど急落しているということです。

文科省のデータで作られた表を見ますと、2021年から本当に急落しているのが分かります。ゆとり教育があった2000年前期に比べても最低になってきて、国際的に日本の子どもの成績というのは、国際順位も落ちているという現状です。

そこで質問します。

①今年4月、福島県内の公立学校の小中学校379校、中学校210校の計589校、計約2万6,000人が文科省主催の全国学力テストを受験しました。福島県の小学6年生の国語、算数、理科、中学3年生の国語と数学、理科の全6科目で、正答率は全国平均を下回った結果となりました。

ちなみに、教育専門業者の分析結果では、福島県の小6の国語は、47都道府県の中で39位、算数が43位、中学3年生の国語25位、数学43位、福島県は全国の中でかなり低いです。福島県の学力の低レベルは何年も続いています。福島県の中学3年の数学が、全国平均の3.3ポイント差で最も開きがあり、答えを導く方法を記述する問題などの正答率が低い傾向にあるそうです。これは、読解力や論理的思考などの基礎学力そのものが低下していることの表れです。

そこで質問します。

①今年の全国学力テストの鏡石町小中学生の結果は、各科目、福島県内平均より上か下か、どのレベルにいるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） おはようございます。

ただいまの6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度実施されました全国学力・学習調査の小学校の結果につきましては、国語、算数、理科、3つの教科におきまして、我が町の平均は、福島県の平均を下回る結果でした。

一方、中学生の結果につきましては、国語と数学の2教科につきましては福島県平均を上回っておりまして、理科については若干、福島県の平均を下回っているという状況です。

ただし、中学生の平均も全国平均と比較しますと、僅かに下回っている状況でありまして、依然として課題は残っていると考えております。

これらの結果から、教育委員会といたしましては、毎年、学力調査の結果に基づきまして、個別指導の充実や授業の改善を通じた学力向上の取組を、町の小中連携して行っている、そのことは中学校の数値の向上につながっております、ある程度成果が上がっていると捉えております。

今後一層、個に応じた指導や、授業改善の推進を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） やはり、ちょっと我が町の小中学生の学力というものは課題があるとうことが分かりました。

全国的に下がっている中でも下がっているという、平均より下がるということは、やっぱりそれは何とかしなくちゃいけないというか、私、母親目線からして非常に今、心配しております。

あと次、読解力や論理的思考などの基礎学力が低下している要因として、活字の本の読書量の減少、勉強時間の減少、スマホやテレビゲームなどのデジタル環境に浸る時間の増大、保護者側の意識の変化、教員不足などの問題が挙げられます。スマホなどのデジタル機器に触る時間が増えているのに対し、勉強時間が減り、学習意欲そのものがなくなってきたという傾向にあります。

②学習状況調査により、我が町の学力低下の原因が分かったことはありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子どもたちのアンケートの結果を見ますと、まず自己肯定感が低い児童生徒が多いということが分かりました。自分に自信を持つことが難しいと、学習への意欲や集中力にも影響が出ると考えております。

また、平日の学習時間を十分に確保できていない子どもも多い。議員ご指摘のとおり、本を全く読まない児童生徒も少なくないことも明らかになりました。これらは、基礎的な学力の定着や思考力の育成にとって大きな要素であると思います。

さらに、これも議員ご指摘のとおり、スマートフォンやゲーム機の利用時間の増加も、学習時間の減少や生活リズムの乱れの一因となっている可能性もあります。

こうした現実を踏まえまして、今後は児童生徒の自己肯定感を高める取組、家庭学習や読書の習慣づけを支援するとともに、生活習慣の改善についても指導を強化してまいりまして、学力向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） やはり、国語力というそのものが落ちていて、語彙力の低下とか、そういう読解力とか論理的思考ができないがために、自己肯定感も低いという相乗効果になっているわけです。

だから、そういう意味では、本当に基礎的な習慣といいますか、そういうものを、環境改善というものとかも、それも家庭や学校とかで取り組む必要があるのではないかと、本当

に心配しています。

③家庭の経済力による格差はあるのでしょうか。

それで、これは文科省の分析で分かったんですが、自宅にある本の数を、社会経済的背景の代替指標として層分けしてみると、本の数が少ない家庭ほど、子どもの平均スコアが大きく低下しているということが分かっています。つまり、だから読書する本の数が多いほど成績も上がる、つまり本が買えるというのは経済的にゆとりがあるから買えるということで、やっぱり経済力に格差はあるのかと私は思いますけれども、町としてはどう考えているでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

学力と家庭環境との相関につきましては、全国的にも様々な研究や調査で指摘されているところであります、議員ご指摘のとおりでございます。

本町におきましても、先ほどと同様に、子どもたちへのアンケート結果から、家庭に本があまりない、あるいは全く置かれていらない家庭が多いという実態が見られます。読書環境が整っていないことは、子どもたちの語彙力や理解力、さらには学ぶ意欲についても影響を与える可能性があると言われていることは、議員のご指摘のとおりでございます。

さらに、中学生の学習塾等への通塾についても、本町ではその割合が全国、あるいは福島県平均と比べても少ないという傾向が見られるといいます。

塾のよしあしは別といたしまして、現在は、塾は家庭学習のサポートや学校の学びを補完的にする場所として機能しております、その意味で、通塾の有無によって学習内容の理解度やその進度に差が出るということもあると考えられます。

こうした状況踏まえますと、経済的な状況が、読書環境や学習機会の差として表れているという可能性は否定できません。

教育委員会といたしましては、家庭環境に左右されず、全ての子どもたちが必要な学びを得られるよう、学校での支援を一層充実させるとともに、図書館の環境等も充実させて、また地域の図書館、家庭とも連携しながら、学びの格差が生まれないよう、ある場合にはそれを縮めていけるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 家庭の経済力のほかにも、やっぱり地域格差的なものがありますけれども。そこで、さっきの展望室、ほがらかんの。あそこに本棚ありますけれども、本が本当に

置いていないんですよ。だから、やはり漫画でもいいから、子どもたちに紙の本、そういうものをやっぱり手に取って読んでもらうような環境というのは必要なのかなと。図書館は図書館でいっぱい本ありますけれども、そこはあそこでやっぱり大人とかも使うし、遠慮したり気兼ねしちゃいますから、フリースペース的なところにも、子どもが喜んで手に取ってもらうような、漫画でもそういうものを置くというのが大事なのじゃないでしょうか。

ちょっと、話変わりますけれども、ビル・ゲイツやスティーブ・ジョブズなど、世界の富豪エリートは、自分の子どもには14歳くらいまでテクノロジーに一切触れさせない教育をしています。スマホやタブレットが子どもたちに与える効果は、使い方によって依存性の高い害になる危険や、脳の発達を妨げる害があることを、IT企業のトップや技術者は分かっているからです。子どもの脳の成長には、アナログなコミュニケーション、自分で考えて答えを導き出す自発的、能動的な力や、発想力、多様な柔軟な考え方や意見を持つことや、五感を使った情緒的な感性がとても重要です。

生の体験がとても大事です。アプリ教科書を検索すれば答えが出るような教育で、果たして人としての基本的な生きる力が培われるのか疑問に思います。

文科省は、2019年にGIGAスクール実現推進本部を設置し、子ども1人1台端末環境の整備を推し進め、2020年、コロナ拡大によって、GIGAスクール構想の実現を前倒して、2021年にはほぼ全自治体が完了しました。先ほど申し上げましたとおり、2021年から日本の子どもたちの学力低下というのは、もう急落しているんですよ。だから、私が思うには、GIGAスクールこそ日本の子どもたちの学力を低下させている原因なのではないかと、個人的には思っています。

そこで、④の質問にいきます。

あと、文科省の2024年調査では、裸眼視力1.0未満の子どもの割合は、学年が進むにつれて高くなり、小学校で3割、中学校で6割、高校で7割程度と、過去最高になっている結果となりました。日本眼科学会では、屋外での活動が減り、スマホやタブレット端末に触れる機会が増えたことが視力低下の要因になっていると指摘しています。成長期の目にとって、電子機器の不自然なブルーライトを浴びることは、悪い影響を与え、目を酷使して視力低下につながります。母親目線では非常に心配です。

④1人1台のタブレット教育のメリット・デメリット、学力向上の効果や、子どもたちの視力低下の心配について、町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員が今、ご説明くださったとおり、本町でもGIGAスクール構想の下、全ての児童生

徒にタブレット端末が整備されておりまして、日々の授業の中で効果的に活用しているところです。

タブレットを活用することで、教室内で一斉に情報を子どもたちが共有しながら学ぶことができまして、一人一人が他の子どもたちの意見に触れ、自分の考えを深めるという機会が増えています。また、自ら調べ、まとめ、発信するという活動を通じて、主体的に学ぶ力が向上しております。これらの取組が、少しずつではありますが学力向上につながっていくものと捉えております。

さらに、タブレットには個別に使えるA I型ドリルを導入しております。児童生徒一人一人に理解度に応じた予習・復習が可能となっております。自分に合ったペースで学習を進められるようになっておりまして、このことが基礎の定着に一定の成果を上げていると捉えています。

ただ、一方で、端末の長時間使用による視力への影響について、心配の声もいただいております。ただ、これにつきましては、学校現場におきましては非常に注意して使っておりまして、学校現場の中の使用によって視力に大きな影響があるというよりも、家庭生活全般の中での子どもたちに使わせるいろいろなそういう機器の影響のほうが多いのではないかと考えております。その中でも学校現場では画面との距離や姿勢、使用時間を十分に配慮した指導を行っておりまして、目を休める時間や、紙の教材とのバランスも考えております。

今後も、文科省のガイドラインや専門の知見を踏まえつつ、子どもたちの健康に十分配慮しながら、I C T機器の効果的な活用を進めてまいりたいと思います。

デジタルとアナログを対立的に捉えるのではなく、両方のよさを生かすことがこれから時代に生きる子どもたちのために必要だと思いますので、そういう考え方の下に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質問開始から1時間が経過いたしました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

なお、傍聴者の皆さんに申し上げます。10分間の休憩ですけれども、休憩時間を含めて、議場内へ入ることができませんので、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで休憩いたします。

休議 午前11時02分

開議 午前11時12分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の方に申し上げます。

ご静粛にお願いします。

6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子）　ご答弁ありがとうございます。

学校では、もう限界があるというのは分かっています。ただ、やはりこれからの子どもたちに必要なのは、デジタルとの適度な向き合い方、デジタルとの賢い付き合い方とか、そういうものをやはり教えていく必要性、家庭でも限界があるし、学校でも限界がある。だから、どのようにデジタルと付き合っていくかというのが、大人も考えなければならないことだと思います。

我が町独自で、プロジェクター型電子黒板を導入しました。

⑤の質問にします。どのような具体的なメリットがあり、それによる眼精疲労などデメリットもあると思われるが、町ではどのような認識を持っていますか。

○議長（角田真美）　傍聴人の方に申し上げます。

会議が始まっておりまので、ご静粛によろしくお願いいたします。

それでは、質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一）　6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では、ICT環境の整備の一環として、この夏休み中に中学校の各教室にプロジェクター型の電子黒板を導入したところあります。

この機器の活用によりまして、教師は従来の黒板と同様に板書等を行いながら、写真や図表などの視覚的資料も組み合わせて授業を進めることができるようになったため、児童生徒にとって視覚的に理解しやすくなつて、より効果的な授業展開が可能となります。

具体的には、英語の授業では、発音や英会話表現の動画を活用したり、文章の構造やキーフレーズを画面上に書き加えて説明したりすることで、理解と定着が進みます。

また、数学では、図形の変化をアニメーションで示したり、計算の過程をリアルタイムで書き込みしながら見せたり、社会では、歴史や地図資料を画面に映しながら解説を加えたりと、生徒にとって紙の上だけでは理解しづらい内容も、より分かりやすく具体的に学ぶことが可能となっています。

眼精疲労につきましては、先ほどタブレット端末の件でも申し上げましたように、学校として十分留意しているところで、使用時間の調整、明るさや表示の工夫など、児童生徒の目の健康に配慮しながら運用を行っております。

先ほど申しましたように、デジタルとアナログの両方のよさを生かして、授業改善を図つてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 確かに、プロジェクター型電子黒板を使うことによって、子どもたちの表情を教師が見られることができるとか、メリットがあるということで、鏡石独自で、ちゃんと子どものことを考えて取り入れたというところは、本当にありがとうございます。

新しい時代の教育方法に柔軟に対応していくのは、本当に大事だとは思います。

それと同時に、健全な五感の機能を守り育てていくことも、改めて大事だということが分かりました。

豊かな人間性を育み、どんな時代でも生き延びていける人間力の形成が必要だと思っています。学力だけが全てではないことは分かっていますが、やはり、基礎的な学力は必要不可欠です。

⑥今後、我が町の学力向上を目指すような具体的対策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

教育委員会としましては、児童生徒の基礎的な学力向上につきましては、授業の改善がまず一番重要な課題であると捉えており、様々な取組を進めております。

具体的には、教員の指導力向上を目的としまして、県教委の指導主事や福島大学の教授を招聘し、専門的な知見に基づいた授業研修を実施しております。

この研修では、教育現場のそれぞれの実践に生かせるような理論、あるいは具体的な指導方法などにつきまして、しっかり学び、教員一人一人の資質、能力の向上を図っているところです。

加えて、授業のさらなる向上を目指しまして、校内研修や研究授業の実施、指導力を高めるための継続的な研修も進めております。

また、ＩＣＴ機器の積極的な活用のための研修も推進しております、児童生徒の興味・関心を高め、個に応じた学習支援を行うことで、学力向上につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、町の全ての子どもたちが確かな基礎的な力を身につけて、自ら学び続ける力を育むことができることをこれからも目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 文科省が掲げている学校の働き方改革とか、学習指導要領など、実際は本当に現場にとっては厳しいこともあると思います。

デジタル化や、教員不足など、先生方は大変な状況でご苦労されているということは、私も理解しています。そんな中で、やはり教育委員会さんで出している教育要覧とかを読ませていただきますと、すばらしい基本方針とか重点施策がありまして、そういうものを、やはり学校だけじゃなくて、町全体として先生方や子どもたちを支えて守っていくという体制が私は必要だと思っているんですよ。

だから、もう少し開かれた学校であってほしいと、地域で支え合う、子どものことを考え支え合う教育をしていきたいと、私はやはり議員として、町民の方々にもそういった先生方のご苦労とか、そういうものを理解して、子どもたちをもっと地域全体で支えていきたいと思っています。

次、八芳園との連携事業です。

（1）そもそも八芳園との縁は何がきっかけだったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

八芳園につきましては、ご存じのとおり、東京都港区白金台にありますウェディング事業やイベント事業を手がける都内屈指のサービス企業でございます。その業態につきましては、サービス業だけにとどまらずに、地方との関係人口や交流人口の創出にも現在力を入れているところで、全国各地の自治体や学校と相互協定等を結んでいるのが現状でございます。

また、その格式というか、その業態というか、知名度の高さにつきましては、令和5年11月に東京かがみいし会の40周年記念式典におきまして、議員の皆様も体験されたということでございます。その体験のとおり、こちらの施設につきましては、過去におきまして、日米首脳会談の夕食会が開催されたということでも、やはり納得できるような企業ではないかなというふうに考えております。

八芳園との連携のきっかけにつきましては、令和元年11月に、町にあります県立岩瀬農業高等学校と八芳園が、グローバルGAPの認知度向上や、福島県産の食品の安全性のPR、さらには人材育成を目的としまして産学連携協定を結んだことに端を発しております。

その取組によりまして、共同開発された無添加麹のあまざけが、翌年に町のふるさと納税の返礼品として採用されたということを契機としまして、町と八芳園の間で包括的な連携協定を締結するというふうに至ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） 産学連携ということで、岩瀬高校さんとのそれがきっかけだったということが分かりました。

八芳園と連携するに至った経緯と目的、理由は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

経緯につきましては、先ほどご答弁したとおりでございます。

この連携協定の目的につきましては、双方の資源を有効に活用しまして、協働による活動を推進することで、鏡石町の一層のプロモーションや交流人口の拡大ということで、ともかく鏡石を売り出すためにはどういうふうにするかという一環の中での一つの連携の形と。

我々が思っている以上に、全国1,700もの自治体がございます。その中の鏡石をどのようにPRしていくかというような形の中では、広告費を使う方法の中でもあります、こういうような有名企業との連携というのも一つの方法であるというふうに考えております。

このように、八芳園の持つブランド力や発信力を、町が有する農産資源や地域資源を組み合わせることによりまして、地域全体の魅力を高めまして、先ほど申し上げました町の知名度の向上、または関係人口・交流人口の拡大につなげていくということが本連携の目的でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） 私も、それがどうしてもちょっと理解できていなかったものですから、改めてその目的というのが分かりました。

③令和3年、令和5年度の県サポート事業費用は総額で幾らか、その具体的事業内容と、町にとって有益な成果は何だったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで実施した八芳園との連携事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間、福島県の地域創生総合支援事業、通称サポート事業を活用しまして、鏡石町地域産品リブランディングプロジェクトを実施いたしました。

事業費につきましては、令和3年度が698万5,000円、令和4年度が800万8,000円、令和5年度が803万円、3年間の総額で2,302万3,000円となっております。

事業の内容といたしましては、町の特産品である農産物の魅力を再確認いたしまして、そのイメージや価値を現在の顧客ニーズに合わせてPRすることを目的としておりまして、令和3年度のテーマはイチゴ、令和4年度のテーマはお米、令和5年度のテーマは季節の果物といったしまして、桃、リンゴとして事業を実施いたしました。

具体的には、首都圏でのポップアップイベントの開催、さらには生産者や町内飲食店、学生の方々とのメニュー開発、PR動画の作成などを行っております。

これらの事業を通じまして、鏡石町の魅力と特産品のおいしさを首都圏の方々に広く知つていただく機会ができまして、これをきっかけに鏡石町を訪ねたり、特産品を購入していくことができ、さらには町民や生産者、飲食店の方々自身が、鏡石町の農産物の魅力とすばらしさを再確認することができ、自信を持って生産、販売をしていただくことにつながっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） ただ、ほとんどの町民にとって、やっぱりちょっと見えていないんですね、その成果的なものが。だから、全体的な町民の疑問といいますか、それが見えていなかつたんで、一部はそういうふうな有益な成果があったと。ただ、全体的に、町民の方にもうちょっと、そういうのが理解できている事業だったのかなと、すごい疑問が残るわけですね。町民の方1万2,000人いますから、その中で、やはり何で八芳園とやっているのかなと、結構その理由とか、そういうものが見えていない人が大勢いるわけです。

だから、やはり都会といいますか、そういう交流も本当に大事なんですけれども、ただ町にとってそれが本当にその成果があるのかどうか、まだまだ継続中のことですから、ただこれだけお金をかけているというものを、やはり具体的な成果というのが表れる形で見えてきたなと思っています。

あと、3年間の事業の効果は、今現在に生かされているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで事業を継続的に実施してきたところにより、少しづつではありますが、鏡石町の魅力が町内、県内、県外へと認知されるようになり、町の活性化につながっているものと考えております。

一例ではありますが、本事業の中から生まれた米粉のバームクーヘンなどは、八芳園でのお土産や引き出物として継続的に販売されており、首都圏の方々からも高い評価をいただい

ているなど、鏡石町の知名度アップや特産品のPRにつながっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） 今、まさに情報化社会ですので、PR的なものというのは、お金かけなくても、いいものというのは勝手にバズって広がるという時代なんですね。反対に、魅力があまりないものというのは、どんなにお金をかけても広がらない、それ厳しい情報化になっていますんで、やはり本当の価値というか、そういうものをもっとレベルアップと言つたら失礼なんですけれども、そういう形で本当に認可されていくということが必要だと思います。

⑤昨年のカフェ設置運営の実証実験業務委託における結果の評価をしたのでしょうか。

私、昨年、鳥見山で行われた農家の本気クレープは、私も食べました。そこで、八芳園の関係者の方にアンケート書いてくださいと。私まだ注文もしていないし、食べてないから書けませんと言ったんですけども、その人は、ああ適当でいいですよ、簡単でいいですからと言って、その場で書くように指示されたんですよ。その場にいた数人のお客様も食べる前に書いていました。私、それで、私はちゃんと律義に断って、食べ終わった後にアンケートを記入しました。だから、そんな食べる前に適当に書かせて、一体何のためにアンケートを取っているのか、非常に疑問に思いました。

そこで、⑤の質問、再度申し上げます。昨年のカフェ設置運営の実証実験業務委託における結果の評価をしたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年実施した鏡石を味わうカフェ設置運営の実証実験業務につきましては、当町の果物を使用したクレープ等の販売を通して、農産物を味わえる場所を提供し、そのニーズ調査等を実施いたしました。

事業の結果に対する評価ですが、令和6年10月12日から19日までの8日間の営業で、921,850円の売上げがありました。

連日、開店前から行列ができ、商品が完売となった状況から、町民の関心が非常に高く、町の特産品をおいしく食べることができる場所に対する期待度の高さを知ることができました。

また、町外からの来場者も見られ、特産品のPR効果や交流人口の拡大にも貢献が期待できる可能性が高いものと評価しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） ただ一過性で終わってしまうのは非常にもったいないことだと思ってい
ます。

⑥番、実証実験業務ではアンケート調査を行っていましたが、その回答でどのようなこと
が判明し、またその分析結果を何に活用したのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

アンケートにつきましては、584人の方々から回答をいただきました。結果の分析から、
利用者の74%は女性であり、年代はほぼ均等に分散していることや、町内にお住まいの方が
57%、町外にお住まいの方が43%と、おおよそ半分ずつであることが分かりました。

食べた感想といいたしましては、大多数の方から「おいしい」、「また食べたい」と回答を得
ました。

さらに、そのような飲食店を望んでいるかの質問では、9割を超える方からカフェやレス
トランを望んでいるという結果を得ました。

これらの事業結果と評価などから、事業内容をより発展させた鏡石町産「農」の魅力を伝
える交流人口拡大事業を、本年度、農家カフェという形で実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） 新しいことを挑戦してくださっている、その姿勢には本当に感謝いたし
ます。

ただ、本当にアンケート調査自体も、私は先ほど申し上げたように、ちょっと不信感がある
わけですね、適当に書かされたと言いましたから。だから、そういう意味で、おいしか
ったとか、カフェが9割必要だとありましたといつても、何かあのアンケートの仕方で、本
的に信憑性があるのかなと今でも疑問に思っています。

今年の夏休み期間中、健康福祉センターのフリースペースで、農家カフェが行われました。

このフリースペースは、ふだん小中学生などが自由に過ごしている、いわば子どもたちに
とって気兼ねなく過ごせる貴重な居場所になっています。

他の自治体では、夏休み中、昼間、子どもの居場所の確保対策に努めていました。共稼ぎ
やシングルマザーなど、日中自宅以外で子どもが安心して過ごせる場所が少ないからです。

我が町では、この夏休み、子どもたちがほがらかんで過ごそうと思ってフリースペースに

来ても、農家カフェをやっているから入れなくて、仕方なくて帰る子どもが何人もいたそうです。私は、それを聞いて胸が痛みました。福祉施設であるのに、子どもの居場所をなくすやり方はいかがなものかと思いました。

農家カフェについて問います。

①農家が主役のカフェは、7月21日から8月17日までの28日間続いたが、準備等、この事業のために町に来た八芳園スタッフの数は何人でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本事業につきましては、鏡石町産「農」の魅力による交流人口拡大事業業務委託として、株式会社八芳園交流コンテンツプロデュースに業務委託していたところでございますが、契約期間が令和8年1月23日までとなっていることから、現時点では事業の詳細等についての結果、成果報告がなされていない状況であることにつきまして、前段でご理解をいただきたいというように思います。

準備等に係る八芳園スタッフの人数についてでございますが、シェフ5名、サービススタッフ4名、合計9名が本事業のために来町しておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 意外と大人数でいらっしゃっているということですね。そのほかにも、高校生のボランティアさんたちとかもいらっしゃったんで、ここに関わるスタッフの人たちは、本当に大勢だと思います。

ボランティア以外で、八芳園スタッフのそれだけの人数の移動や滞在の費用はそれなりになると思われますが、町は幾ら負担したのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本事業は、鏡石町産「農」の魅力による交流人口拡大事業業務委託により実施されているもので、農家カフェの設置、運営や、情報発信及び広報、アンケート調査に分析調査など、移動や滞在費用につきましては全体の業務委託に含まれておりますし、委託契約額といたしましては800万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） 800万円ということで、1か月という、28日間という長期間ですから、ずっと滞在している方とか移動とか、それなりに多かったと思います。ただ、それが全部含めて800万ということで、③の質問も同じようになってしまふんですけども、この事業に関する総費用は、町は幾ら使ったのでしょうか。

試食会とか、ポスターとかパンフレットとか、かなり結構、力を入れて宣伝しているのもありましたんで、総費用は町は幾ら使ったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本事業における町の支出につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、ポスター、そういったもろもろの費用等ございます。委託費といたしましては、先ほど申しましたが、委託契約額は800万円となってございます。そのうち、3分の2の533万3,000円につきましては、未来を描く市町村等支援事業助成金を活用しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） このイベントの不評な声というのは、たくさん実は聞こえています。

15分も並んで待っていたのに、いざ注文するときになって売り切れですと言われ、仕方なく帰ったとか、高齢者が食べられるメニューが少ない、テーブルが低過ぎてオムライスやパスタを膝の上に置いて食べなければならなかつた、値段が高過ぎるなど。

あと、町内だけでなく、二本松や埼玉など遠くからマイクロバスを使って、ちょっと集団で来ていた方もいらっしゃるんですよ。それは、このチラシで、フレンチトーストの上に桃が1個乗っかっている、この写真につられて皆さんいらっしゃったんですよ、こういうのを食べたいと言って。それで、みんな期待かけて、本当に遠くからいらっしゃったんだけれども、実際来たら1日5食だといって、食べたいものも、本当にがっかりして、期待を裏切るような形で帰った方もいっぱいいらっしゃるんですよ。

だから、私は本当に町民の一人として大変申し訳なく思いました。だから、せっかく来てくれた方に対して、本当にちょっと残念なことをしたなど私は思っています。

④農家が主役のカフェ開催の町の目的は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま前質問に対する答弁を課長から説明申し上げましたけれども、今回のほがらかんでのフリースペースでの農家が主役のカフェについては、いわゆる八芳園と町との共催の中で、施設のこれから可能性も含めて、新たなものを進めているというようなことはご理解いただきたいというふうに思います。

その中で、本事業の目的は何かというふうなご質問をいただきました。

本事業につきましては、町の基幹産業でございます農業の魅力を生かしながら、交流人口、そして関係人口の拡大と農業振興、地域経済の活性化、そして観光促進につなげていくことを大きな目標としてございます。

農業におきましては、現在、農家の後継者不足や耕作放棄地の問題、販路の拡大などの課題に直面しております。

こうした状況を踏まえて、食を通じた地域振興への取組として、地元農家と連携しながら、農家カフェを一定期間開催することにいたしました。そうすることで、町の農産物や旬の食材を活用した新鮮な野菜や果物を使った料理とスイーツの開発、提供をすることで、消費者にとって安全安心な食材を選んでいただくことで、鏡石町への関心喚起と、町に足を運んでいただくりピーターの獲得につながる重要な役割を果たすものと考えております。

つまりは、農家の皆さんのが自信を持って農産物を販売していくというふうなことでは、誇りの醸成が大きな目的にもなってくるというふうに私は思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） 農家の農産物をPRということでも、あそこで直売したほうがいいんじゃないんですかと、私も意見申し上げましたけれども、こんな小さな籠にキュウリとかトマトみたいのがちよこつとあるだけで、結局、鏡石町の農産物のPRに本当に役に立っているのかなど、すごく疑問だったんですよね。先ほど申し上げましたように、せっかく遠くから来ている人たちも期待裏切って、そうやってみんながつかりして帰るようなことで、果たして本当にその目的が達成しているのかというのは、非常に疑問なところです。

今後の八芳園との連携事業について。

①八芳園との連携事業はいつまで続けるのでしょうか。

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。⑤は質問しないんでしょうか。今、飛ばして、①までいっていますので。

6番、込山議員。

〔6番　込山靖子　登壇〕

○6番（込山靖子） ⑥番ですね。

実際に開催して、その結果を町としてどう評価しているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、本業務委託につきましては、委託期間が終了していないことから、現時点では事業の詳細について成果報告がなされていない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

今回の実施いたしました農家が主役のカフェにつきましては、約1か月間の開催期間中に4,600人のお客様にご利用をいただきました。そして、鏡石町の新鮮な野菜や果物を使って、八芳園のシェフの皆さんが調理したメニューについては、お客様から好評をいただいたものと考えております。

町内をはじめ、町外から多くのお客様にお越しいただき、鏡石町の農産物に対する理解を深めていただくとともに、地域の活性化や交流人口の拡大に貢献できたものと考えております。

結果に対する詳細な評価につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事業報告の内容やアンケート結果の分析内容を踏まえて検証をしていきたいというふうに考えておりますが、先ほどの質問の中でもありました、いわゆる直売の中でのその場所での販売というようなこともご意見としていただきましたけれども、いわゆる鏡石町の產品を紹介しながら、農家の皆さんのが実績に直売所を設けて、農産物を販売しているという状況もございます。そういったところに結びつけながら、農家の皆さんのが所得を向上していくというようなことも大事なことではないかなというふうに私は考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 近隣の町村を例に挙げちゃうとあれですけれども、天栄村さんとかだって何だって、直売所して億単位で売上げ出していますよ。やはり、そういう近隣の農村の町村の成功例といいますか、模範的なものというのも、やはり見ていくというのも必要なのではないかとは思っています。

(3)、①八芳園との連携事業はいつまで続けるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

八芳園との連携事業という事業につきましては、包括の連携協定があることが前提となつ

ております。

八芳園との包括的連携協定につきましては、協定締結の際に有効期限を1年間とし、特段の意思表示がなければ自動的に更新される仕組みとなっておりますので、現時点において引き続き継続されているというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 分かりました。

②連携事業の将来的な具体的展望を持っているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

連携事業の将来的な具体的展望を持っているのかというふうなお尋ねでございますが、これまでの成果でございますふるさと納税返礼品の共同開発をはじめ、町産品の販路拡大、そして首都圏を中心としたプロモーション活動の強化、さらには農業や教育分野での人材育成など、幅広い分野での発展を期待しているところでございます。

冒頭に、担当課長からお話し申し上げましたが、岩瀬農業高校と八芳園との連携もございます。そういったところも含め、人材育成にも役立てていきたいというようにも思っています。

そして、特に交流人口や関係人口の拡大を通じて、町全体の魅力を持続的に高める取組へつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 岩瀬高校さんとのつながりということで、そういう学生たち、若い将来ある子どもたちの未来にとって、本当に具体的、明るい展望として、このつながりというものを成果があるように発展していっていただきたいと思います。

私も、この間東京に行ったら、岩瀬牧場のヨーグルトを使ってくれているカフェがありまして、個人的にも交流とかしています。個人でもできることで、様々な交流というのは必要なんじゃないかなと思っています。やっぱり、個人名上げると悪いんですけども、前の議員さんたって、東京に毎週2回も3回も鏡石の農産物を東京に売ってくださっている人もいましたから、個人レベルで町以上のことをやってくださっている人もいっぱいいると思うんで、町もそういう人たちも手助けしながらやっていっていただきたいと思います。

③連携事業の費用的効果、町にとって恩恵はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

連携事業の費用対効果にとってということで、町民にとって恩恵はあるのかというふうなお尋ねでございますが、町単独で首都圏への販路開拓や大規模な情報発信を行うことは非常に難しいことはご存じだと思います。

八芳園のブランド力や発信力を活用することで、効果的かつ広域的にPRを行うことが可能となります。これにより、町内の農産物や加工品の認知度向上、さらには町のブランド力強化につながっているものと考えております。

八芳園との連携による町民への恩恵につきましては、直接的な金銭的な利益というよりは、町全体の魅力向上や地域経済の活性化、そして町民の自信、誇りの醸成というふうなことで、間接的に還元がされるものということで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 確かに、金銭だけでは計り知れないメリットとかありますから、必ずしも本当にお金が全てではないと思いますよ。それだけ、鏡石の若い人たちにとっての希望とか、将来的な誇り、将来的に生活していく、仕事をしていく町民としての誇りとか、そういうお金には換算できないものがあると思うんですけどもね。だから別に、これもやはりそれをいかにこれから反映していくかというのが課題だと思っています。

④町の食や観光の情報発信として、今までの手応えと今後の理想は何か。同じような質問になってしまいましたけれども、総合的なまとめとしての質問をいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町の食や観光の情報発信として、今までの手応えと今後の理想は何かというふうなお尋ねでございますが、ただいまの中にもありましたけれども、これまでのご答弁の中で私のほうでお答えをさせていただきました。

產品の開発を含め、町特産のものを作りながら、いわゆる町内、県内、そして日本国中にそういったものが出回ることで、鏡石町をふるさととしている町民の皆様にも鏡石産のものを食べていただけるというようなことであれば、鏡石町をさらに愛する心が醸成されるのではないかかなというふうにも考えているところでございます。

そういう中での一つの手段として、今、八芳園との農家カフェ等を進めているというようなことあります。目的と手段というふうなことを常に考えながら、事業に取り組んでいくというふうなことが大事なのではないかなというふうに常に頭に置きながら、今、事業を進めているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山靖子議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 今年で、やはり八芳園さんとの連携事業が5年目ということで、だからまだまだ発展していくというか、成果が出ていくという可能性がありますから、やはり時代に順応していく発信の在り方というのも考えながら、まずあとはやはり町内の方にも認知されるような事業というものが課題だと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 6番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで昼食を挟んで、午後1時まで休憩いたします。

休議 午前1時54分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

なお、農業委員会会長におかれましては、午後欠席となりますので、ご報告いたします。

◇ 吉田孝司

○議長（角田真美） 次に、7番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

7番、吉田議員。

[7番　吉田孝司　登壇]

○7番（吉田孝司） 7番議員、吉田孝司でございます。

今回、私は通算25回目の一般質問だということでございます。いつも申し上げておるんですが、後ろにおります円谷大先輩は、今日が恐らく135回目ではないのかなというふうに思うので、ちょうど110回の差があるものですから、まだまだそれに追いつけ、追い越せということで頑張っておりますけれども、私のモットーであります議員在任中は一度も休まないで一般質問させていただくということを貫いて、今回もさせていただきたいと思っております。

私も、8月25日に47回目の誕生日になりますし、私もいつまでも若いふりしております47歳ということで、それなりに中堅といいますか、だんだん50、60という形でそ

いう年齢が見えてきた年でございまして、いつまでもちょっと若いふりをしていられないなというふうに思っておりまして、しっかりまた気持ちを新たに頑張っていきたいと思った次第でございます。なものですから、ちょっと老眼鏡をかけないとよく見えないものですから、老眼鏡かけながら進めてまいりたいと思うわけであります。

昨日、ご存じのように、皆さん方の新聞折り込みに、私の後援会の折り込みチラシが入りまして、そこで昨日の本会議の件を記事として書かせていただいておるわけでございますけれども、我々議会のほうも、かねての申合せどおり正副議長に辞職願を出していただき、そしてまたその上で新しい議長、副議長を選んで、後半2年間がスタートしたということでございます。

申合せ事項の遵守ということについては、これは議員の中でしっかりと議論になりました、その議論を前正副議長ともしっかりと守っていただいて、地方自治法に抵触するのではないかというふうな、これも1つ議論になりましたけれども、しかしそういう中にあっても、我々議会の議決、合議制機関としての、みんなで決めたことを遵守されたということは、これは極めて大事なことであり、また大切なことであると私は思っております。その中で、肃々と後半がスタートしたということは大変すばらしいことだと、私も議員の一人として感動しておりますし、新しい議長、副議長、角田議長継続でございますが、引き続きまたご指導よろしくお願ひいたします。

さて、議会だより197号の一番後ろのところ、町民の声というところがあるんですが、私たまたまこの一番最終ページを担当いたしまして、今、前半の広報委員やっていたんですが、町民の声ということで、皆さん方一人一人の声ということで今までやってきたと思うんですが、私、広報委員としての在任中、一番最後に町内の団体の声ということで、私が会長をやっております、うつみね歌謡学園鏡石教室の皆さんから、私が記事を書いたわけではなくて、私は広報委員でございますので、私の会の会員の方に記事をまとめてちょうだいということで書いてもらったのを載せてもらったという経緯でございます。

はしりますけれども、そこに文化芸能活動に対して、町からもっと積極的に支援いただきたいですというふうな話がございましたので、ぜひ町民の声、我が町は陸上、サッカー、そういうスポーツの町でもございますけれども、ぜひ文化芸能活動に対しても、もっと積極的にお願いしたいということで、改めて申し上げておきたいなというふうに思います。

なお、その点については、この前、教育委員会の報告書の中にもありましたけれども、生涯学習文化協会の活動に対する支援ということを積極的にやってほしいという委員の声もあったようですから、その辺もよろしくお願いしたいというふうに思う次第であります。

前置き、あまり長くなりますが、国政において、今、石破降ろし、盛んに言われております。毎日のようにニュースのネタがこんなことで、マスコミは何やっているのだ

ろうというふうに思います。かつては、石破さんが辞めるということを、大手新聞の読売新聞が出てしまいまして、本当にマスコミの言っていることはいいかげんだなというのを改めて思った次第でありますし、ましてそこに、あるところの権力が動いたとすれば、これはとんでもない話だと私は思うところでございます。

確かに、為政者、政治を行う者としての責任論というものもあるとは思いますが、今見ていると、自民党の在り方をはたから見ておりますと、派閥の権力闘争、そういうことに終始していて見苦しいと私は思います。何も石破さんは悪いことしたわけでなくて、鈴木宗男さんが言うみたいに、全部悪いのは裏金議員なのだと。

そして、また米についての失言をした前農水大臣のようなああいうふうなとんでも議員がいると、こういうふうに足を引っ張ることになるわけですから、これは町においては町長がトップ、そしてまたその下には課長以下、職員の方々がいるわけですが、これを今日収録されて、また放映もされていますけれども、ぜひ組織の末端に至るまで、組織のありようというものをしっかりと考えていただいて、最終的には町長に恥をかかせないような、そういう町政ができるような組織づくりを目指していただきたいというふうに思うわけであります。

その反面、小泉進次郎農水大臣は米対策、備蓄米を放出するなど画期的な政策を講じ、そしてまたそれは自民党の内部に諮らなくて、ご自身の判断であったということでございます。

私、そこで思ったんですが、農水大臣と自民党の中の力の関係といいますか、そもそも大臣がいちいちみんなで一政党の中の声を聞かなければ進められないのかと。いや、私は違うと思いますよね。やはり、農水大臣の権限というのがあるわけですから、そこをやっぱり切り離して考えなくちゃならないと思うわけでございまして、それぞれ与えられた職務があれば、それぞれの権限、そして責務を考えつつ職に当たらなければならないというのは、これは私たちみんな同じだと思います。

私も、鏡石町議会議員として恥じることのないように一生懸命やってまいりたいと思いましすし、志半ばで辞職された中畠議員、8月29日ということを聞きましたけれども、私としては、鏡石町議会の中においては、本当に大きな痛手だと思っております。若い力、若い考え方を持ち、そしてまた女性、お子さんを持つそういう声の議員さんがいなくなってしまったということで、私はものすごい残念に思いますし、そしてその議員を育てられなかつた先輩議員としては本当に情けなく思います。ここに議員11名おるわけでございますが、中畠議員をしっかり育てられなかつたということで、私は自らが、自分も反省しているところもございますし、これは皆さんでしっかり考えなければならないことだと思っております。

ただ、政治家の出處進退は自らが決めるものでございますので、これ以上は申し上げませんけれども、私はこれまで、私も先輩議員に大変恵まれてきたものでございますから、逆に言えば、先輩議員としての在り方というものをもう一度考えさせられた、そういうことだと

思っています。

まだまだ前段で言いたいことはあるんですが、本論に入ってまいりたいと思います。

通告の1番でございますが、先ほど込山議員からも質疑もありました町健康福祉センター「ほがらかん」についてでございます。

私は、この健康福祉センター「ほがらかん」の今後の在り方について聞いてまいりたいというふうに思っているところでございます。

今年10月10日で、オープン以来丸2年を迎えようとしているわけでありますが、今の利活用状況、あるいは稼働状況などに鑑みて、「ほがらかん」がさらによりよい方向に進むように考えてまいりたいと思いますし、後で聞きますが、この建物を我が町だけで使うことだけではなくて、いわゆる広域連携の一環として、自治体間相互で公共施設というものを共同利用できないかということで考えてまいりたいという設問でございます。

(1) 町健康管理センター「ほがらかん」は、そもそも何を目的に建設された施設なのか、その位置づけや存在意義などをお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町健康福祉センター「ほがらかん」については、老朽化した施設の集約化と施設の更新により、町民の健康、福祉、子育て、そして防災の拠点として建設され、令和5年10月に開館をいたしました。

これまで、様々な会議や各種事業を実施しまして、多くの皆様にご利用をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 今、課長おっしゃったとおりだと私も思っております。

そして、また私の手元には鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例がございまして、第3条にやるべき事業、センターは、次に掲げる事業ということで1から5まで掲げられております。課長答弁あった内容が、ここに集約されているのかなというふうに認識しております。

そこで、これは（2）の質問にもつながってくるんですが、今、課長おっしゃったような使い方のほかに、例えばこれから考えられております文化講演会とか、あるいはほかの教育課所管のそういう事業であったりとか、様々な目的で使われていると。そして、また選挙の開票等のことでも使われているということで、これは第3条第5号の部分に当たるのかなと

ということで、別に問題ないのかなと思うんですが、そういったことも含めまして、（2）オープン以来の「ほがらかん」の利活用状況や稼働状況の実態をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町健康福祉センター「ほがらかん」の利用状況については、令和5年10月の開館から今年7月まで、人数にいたしまして3万1,675人、月平均にしまして1,440人、団体数が1,316団体、月平均にしまして約60団体に利用いただいており、1日平均しますと2から3団体の方々に会議等で利用をしていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 今、課長から具体的にこれまでの使用人数、そしてまた団体、1日になると2、3団体が使っているということで、私の率直の感想を申し上げますが、結構使われているんだという認識でございます。

私も、公私にわたってあの場所に行くことはありますけれども、行くとちょっと空いている会議室があったりというのは、もちろんそれだけ数がありますし、またフリースペースとかそういう自由に使えるような場所もあると思いますから、そういったところは空いていて当然なわけで、3階の展望室もそうですけれども。それにしても、1日に2、3団体使っているところがあるんだということで、それなりにちゃんと利活用されているんだなというふうに私は考えました。

もちろん、これからさらなる利活用、稼働していくように願っておりますけれども、ぜひ積極的に団体に貸出し等も行っていただきながらやっていただきたいと思うわけでございます。

そこで、（3）になりますが、先ほど私が会長をやっていますカラオケの団体、これは生涯学習文化協会の加盟団体でございますが、そこでは年に4回カラオケ大会を開催しております。町からも後援、教育委員会からも後援をいただいております。

そこで、この前、7月にカラオケ大会をやっているときに気づいたんですが、まず音響のスピーカー、前のところに大きいのが2か所あるんですけども、向いている方向が、ちょっとこれどうなのかなというふうに思いました。といいますのは、ステージの上に上がってまいりますと、片方の1か所からは音が聞こえるんですけども、片方からは聞こえないということが、実際私、体験して分かりました。

もう1個は、これは音響施設が、音響の仕組みというのは私は詳しくは分かりませんが、接続の端子というものが実はいっぱいあります、赤、黄色とか、白とかの端子もあれば、今はHDMIが多いんですよね。そういう接続をしようとしたときに、接続の端子が少ないんですよ、ほがらかんの音響機器というのは。これは私、素人が見ても分かります。うちにあるような、例えばテレビとかうちにあるスピーカーのほうが、まだ接続が多いぐらいで、せっかく先ほどいろいろな活動、目的に使われていますから、音響施設というのは、これはちょっと寂しいのではないかというのが、私の感想であります。

取りあえず、急いで建物を造っちゃった。それこそ駐車場も整備しないまま、あるいは接続道路も整備しないまま、急いで建物を造っちゃった関係上、これ仕方ないのかなと思うんです。

しかし、今ここにきて、私はそういう気づきがありましたので、この辺の音響関係も含め、館内の設備をさらに充実させる考えはあるかどうかということで、（3）お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町健康福祉センター「ほがらかん」の主な館内設備については、まきばホールに設置してある大型スクリーンや、今ほど議員がおっしゃった音響設備、調理室の各設備、各会議室の大型モニターなどがあります。

現時点において、さらなる設備の設置については考えておりませんが、利用者から要望があれば、費用対効果なども含めた上で、その都度検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 本来の、もともとの健康福祉センターという名前からすると、例えば健康診断の、これから来週6日からですか、土曜日から健康診断始まると思うんですけども、そういう健康診断のやる場所とか、実際、スピーカーとか音響ってあまり使わないと、恐らく想定していたと思うんですよ。

しかし、あそこで今度、町の文化講演会ですよ、例えばゴルゴ松本さんを呼んでやるのでしょうから、そういうときに、音響施設がこれはまずかったなということを本人の口から言わせないでほしいんですよ。これは言うかどうか分かりませんけれども、結構、音楽の詳しい人というのはすぐ分かります。私は詳しくなくともすぐ分かりました。

ですからあそこで、例えばそういう文化事業といいますか、講演会とか、そういうことをやるときに、やはりそういったところはもう少しちょっと、健康福祉センターだけ、健康福祉センターという（1）から（4）のさっきの条例のものだったならば、これはいいのかもしれませんないですけれども、しかしそこで例えば町のイベントをいろいろやっているわけですから、その辺しっかりと充実してもらいたいなど。要するに、鏡石町に来て、せっかく来たのにそういう音響施設がよくなかったとか、そういうことを言われないようにだけ注意してもらいたいなと思います。

この前、私のカラオケの会には、ご存じのように参議院議員の森まさこさんと星北斗さんが2人来ててくれまして、来賓で来てくれたんですが、星北斗さんなんかは歌を1曲歌つてくれて帰っていました。逆に、何か文句言われたかというとそういうわけではありませんけれども、この新しい建物、すばらしい環境の中で歌わせてもらってよかったというふうに言ってくれましたけれども、しかしそういういい評価もある一方で、やっぱりそういう何かちょっとしたことがあれば、ぜひ課長、先ほどの要望を聞いていただきながら、費用対効果も考えてもらいながらお願いをしたいと思うわけであります。

（4）になります。（4）敷地の内外、これは敷地、建物の内外ということもあるんでしょうけれども、今後、現在の施設を拡張したり、新たな施設を増改築したりする考えがあるかということをお尋ねをします。

というのは、この前、結局、老人福祉センターの工芸とかやる場所を、敷地内に今度つくるという話も出ているでしょうし、はたまた前から言われているように、あの駐車場を平時のときの駐車場の利活用ということで、直売所とかあるいはキッチンカーとかやつたらいいんじゃないかなと、いろんな提案を私たちのほうからもさせてもらいましたけれども、町民の声でもあるわけですが、その辺どういうふうにお考えいただいたかということも含めて答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町健康福祉センター「ほがらかん」敷地内への新たな施設については、令和5年10月の開館以降、昨年度、こちらは今年の1月になりますが、災害時に使用できます非常用電気発電機、ガスバルクを設置をいたしました。

また、今年度は、老人福祉センターの解体に伴いまして、4月の定例全員協議会にて説明申し上げたとおり、高齢者の生きがいと創造事業、木工や陶芸で作業を行う創作室を新たに敷地内に設置を予定しております。

そのほか、現時点において、今後、新たな施設の拡張、増改築などの予定は現在のところ

ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 先ほど、私もいろいろ提案しましたけれども、平時の駐車場の利活用、駐車場ばかりではなくて空いているところ、今回、幸い空きスペースといいますか、建物がないスペースを活用して老人福祉センターからの創作室を造ったということは、これは私はいいと思うんですけども、そのように駐車場、災害時といいますか、何かのときには、イベントをやるときとかそういうときには駄目ですかと、ふだん野ざらしといいますか、ただ置いておくのはもったいないと私は思いますので、ぜひそういうことをご検討いただきたいと思います。

（5）番になりますが、「ほがらかん」のような公共施設を、他の市町村と共同利用していくことが、これから時代じゃないのかなと思っています。いわゆる広域連携の一環として考えてもらいたいと思っておりますけれども、そこで①番、「ほがらかん」を他の市町村と共同利用した実績や、今後の共同利用に向けての動きはあるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点におきまして、ご質問の他市町村等によって、「ほがらかん」を共同利用した実績というのはございません。

また、共同利用に向けた具体的な検討も行っていないのが現状でございます。

他の自治体との共同で公共施設を運用する場合におきましては、やはりちょっと利用料の設定や利用の調整、仕組みなど、多岐にわたる課題が想定されるのかなということでございますので、現段階におきまして協議はされていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） かつて、皆さんご存じのように、町の文化祭を開催するときにだったと思いますが、須賀川の市民文化センターをお借りしてやった経緯もございますし、あやめサミットの関係の事業も文化センターでやって、私たちも参列をしたということでございます。

そのように、隣接市町村、近隣市町村の公共施設を、お互いに積極的に共同利用できるような仕組みづくりというのをしていくべきだと私は思っているんです。というのは、先ほど

から申し上げているように広域連携の一環としてやるべきだし、ふだんからそういう連携を近くの市町村で深めておくことが、有事のときの対策につながってくるということだと思います。

昨日、水道関係の条例改正ありましたけれども、何かあれば隣の市町村、あるいは友好市町村に頼むしかないというこの世の中にあって、まずは近隣の市町村の公共施設を積極的に利用できる、そういうふうな仕組みづくりをつくるというような、そういうふうなことで、簡単に言うと、近隣市町村と仲よくしておくということが大切ではないのかと思いますので、その辺働きかけが必要じゃないかということで、②番、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

我が町も、他の市町村の公共施設を積極的に共同利用できるよう働きかけが必要ではないかというふうなお尋ねでございますが、今後において、複数市町村による公共施設の共同活用は重要な課題であるというふうに私も認識しております。

共同利用につきましては2つの考え方ございまして、1つには同種同類の施設を市町村ごとに設置せずに、できるだけ最小限の数で共同利用して維持費等の軽減を目指しながら、いわゆる持続可能な施設運営を進めていくというふうなことが大事ではないかなというふうに思っています。

また、もう一つには、文化、体育団体等の施設利用料が、ほかの市町村でも居住地と同じような減免を受けられるようにするための考え方も統一していくことも必要ではないかなというふうに考えております。

どちらの場合につきましても、近隣市町村との協議が必要でありますので、今後、機会を捉えて協議していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 以前に、私もこういうふうなことを言ったことがあるんですよ。鏡石町にも、文化センターのようなそういう建物が必要であるだろうし、そういうものを造つたらいいんじゃないですかというふうな提案したことがございました。

しかし私は、今、町長おっしゃったように、①番の同種同類のものというものを、これは、あちこち市町村ごとにいっぱいあっても仕方ないと私は最近思うようになりました。隣の市町村にあれば、それを借りればいいし、逆に向こうでないものはこっちにあるものを貸してやればいいんじゃないかと、私はそう思うようになりました。私は、市町村の合併とか、

道州制というのにはこれは反対はしていますけれども、この広域連携というのにはものすごい賛成で、広い地域の中で何かしようというのは、私は大事だと思います。

市町村、そして今度、国では、昨日の新聞にもあったと思うんですが、都道府県の境を超えて連携をしろというふうに言ってきた、これを都道府県に言ってきたと書いてありました。ですから、それは国から見れば道州制を見込んでのことだというふうに思うんですが、そこは引っかかっちゃならないと思うんですけれども、そういう連携をしっかりとこれからも深めていただきたいと思います。

須賀川市の話ではなくて、鏡石町にもすいすい、鳥見山陸上競技場、鳥見山野球場等すばらしい施設がございますので、これを町内ばかりではなくて町外の方にも有効活用していくだいて、あの場所がいつも活性化しているような、そういう町づくりというのもいいのではないかかなというふうに思います。

大きな2番に移ります。

町役場庁舎建設設計画についてお尋ねをいたします。

この質問につきましては、令和5年12月議会、2年前にお尋ねをしております。町における役場新庁舎建設設計画はあるのかどうかということで、そのときには具体的な計画は持ち合せていないという答弁でございます。

そこから2年がたっておりますけれども、その間に、そしてまた何回か震災、そしてまたいろんな地震等を経験している中で、老朽化に加えてそういった震災対策等での補修、耐震補強などをしてきたと。何とか持ちこたえている、昭和47年以来持ちこたえている役場庁舎でございますが、だんだんいすれば新築する方向というのは考えなくちゃならないと、私は思っております。それが何年になるか分かりませんけれども、そういったことも含めて、一緒に執行の方々と考えてみたいというふうに思っているわけでございます。

(1) 番、役場の新庁舎計画となりますと、これが10年後なのか、50年後なのか、私は分かりませんけれども、いずれにしても、そのときにお金がかかるのは間違いない。

ですから、いつ、どのぐらいのお金がかかるのだということで、やっぱりこれからしっかり真剣に取り組んでいかなければならぬということで、その財源の確保をどう考えているのか、まず執行のお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

自治体の役場庁舎建設を目的とした国の補助金はないことから、原則、自治体の自主財源により建設することになります。このため、町では役場庁舎等新築事業基金に庁舎建設のための積立てをしており、今後も積立てをしてまいりたいと思います。

また、この基金だけでは全ての建設資金を賄えないことから、起債を活用し建設することになります。

このため、庁舎建設には多額の事業費を必要とすることから、町の財政事情を考慮し、基金、起債、一般財源を組み合わせる必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 恐らく、課長が答弁いただいた内容になるのかなと私も考えておりました。

結局、ここで私、考えなくちゃいけないのは、そうなるのは誰でもというか、真剣になつて考えれば基金、借入れ、起債、そして一般財源。そして、これはいつまでに、幾ら用意しなくちゃならないんだということなんですよ。その辺どのようにお考えになっているか、改めてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

今現在、具体的に年次計画でいつ役場庁舎をどうするというようなことは決まってございませんが、役場庁舎等新築事業基金に関する条例によりますと、毎年2,000万円以上は積み立てることになってございます。

6年度末では3億3,000万円ほどの残高でございますが、昨今、かなり建築費等は高騰してございます。ですので、今の役場と同じぐらいの規模の役場を造るとすれば、20億から30億というような多額の建築費用がかかると思いますので、それに向けまして財源の確保はしてはいるんですが、その目標値はまだ設定されていないというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 私も、役場庁舎等新築事業基金、令和2年に名前が変わって「等」が入ったということですけれども、これは毎年2,000万以上積立てしなくちゃならないと書いてあるんですが、この2,000万という額は妥当ですかね。2,000万を、例えば10年集めても2億ですよね。100年集めて20億ですか。これ、さっき言ったみたいに基金、そして起債、一般財源ということで、ウエートをどういうふうにするかは分かりませんけれども、これ2,000万では足りないんじゃないですか。この条例改正をするつもりはあるかどうかお尋ねをします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再々質間にご答弁を申し上げます。

議員が今、計算されたとおり、やはり2,000万円では先がなかなか見通せないのかなというようなことがあります。ですので、基金条例的には2,000万円以上ということ、以上であれば幾らでも可能であります。ですので、そこら辺、町の財政事情を考慮しまして、こちら辺の金額については、やはり考えていかなければならぬと思います。

また、やはり最終的には、なるべく早く建設するには起債に頼っていく必要があるのかなというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） しつこく聞いて申し訳ありませんが、例えば総工費といいますか、建物が20億かかるとすると、基金、起債、一般財源は、それぞれどのぐらいのウエートであるべきだと思っておられるかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の質間にご答弁を申し上げます。

これにつきましては、一般の家庭の家とも同じでございますが、自己資金が多いにこしたことではない、借入れは少ないにこしたことはないというようなことは、もう誰が考えてもそのとおりでございます。

ただ、役場、現在の庁舎につきましても、やはりある程度早い時期には考えなければならないというのであれば、積立ての金額を増やすとともに、やはり起債に頼らざるを得ないということは考えているところでございます。

その割合につきましては、その時々の事情によってはあると思いますので、今現在はお答えするまでの計算はちょっとできておりません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） そういう状況は分かりました。

そこで、（2）でございますが、いずれは新築しなくちゃならないと。新築するまでは、これまでのような補修作業とか、また耐震補強とか繰り返していくのだというふうに思うんですけれども、そこで（2）番、町役場庁舎の短期的及び中長期的な建設計画をお伺いした

いと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在の庁舎は、鉄筋コンクリートにて昭和47年に建設し、53年が経過してございます。

現在、公共施設等総合管理計画に基づき耐震改修等を行い、施設の長寿命化に取り組んでおります。

一般的にコンクリートの耐用年数は70年から80年であることから、適切な維持管理を行ったとしても、庁舎の建て替えは、いずれは必要になると考えてございます。

役場庁舎を建設する場合は、先ほどのご質問にもあった財源の確保も重要ですが、役場庁舎は町の顔となり、まちづくりの拠点となる施設であることから、建設の場所や機能について十分な検討を重ねる必要があると考えてございます。

このため、町庁舎建設計画を進めるに当たっては、町総合計画への位置づけを行い、議員や町民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） これ、何回も申し上げているとおり、何年後になるのかというのが、これははっきり分からぬ、それを決めていないという状態でございます。

ですから、そういうものをなかなか決められないというものも、そのときの情勢も分かりませんから、あるのは分かるんですが、だんだん、そろそろ青写真というか、このぐらいの時期に、このぐらいの費用で、こういうふうな財源でやるしかないのかな、なんていうふうなものは、そろそろ出してもいいのかな、なんていうふうには思うんですよね。そのときの町長が今の町長なのか、それこそ次の町長なのか、次の次の町長なのか、それは誰がやっているのか分かりませんけれども、ただ、今の人たちの役割として、後世の次世代の方々がスムーズにいくようにやるというのも、今の生きている私たちの役割でございますから、それを一緒にになって考えていいきたいと思います。

2年前の質問をこのようにやっているわけでございますので、私が在任しているあと2年のうちには、もう1回くらい質問をどこかしらでやりたいと思いますので、そのときには、またさらに進んだ答弁を賜りたいというふうに思います。

続いては、3番の質問に移りますが、3番の質問、町民の健康課題ということでございます。

私の手元にありますのは、町で4月からスタートした第二次生き活きヘルスプランかがみ

いしというもので、その概要版を手元に私、持っているんですが、それを回覧板等で町民にも全戸配布になっているとは思うんです。

そこに、これ（1）になってくるんですけども、鏡石町の健康課題ということで、心疾患、脳血管疾患、腎不全などの生活習慣病の死亡率が全国より高く、特に急性心筋梗塞は、福島県や全国より顕著に高いというふうな表現がなされている。これを見た人から、私に対しても、何なんだこれはというふうな話がありました。これは議員として聞いてきたのか、医師として聞いてきたのかは、それは分かりませんが、これを見た町民はやっぱりショッキングなんですよ。

そこで、①番、このように断定されている根拠をお伺いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第二次生き活きヘルスプランかがみいしの概要版において、町民の健康課題を死亡率で見た場合に、急性心筋梗塞は福島県や全国より顕著に高いと記載しております。

その根拠となる資料につきましては、厚生労働省が公表しております人口動態保健所・市区町村別統計で、平成30年から令和4年の5年間の人口動態統計のデータを基に作成されているものでございます。

この統計におきまして、年齢構成の異なる地域の死亡率を比較する指標として標準化死亡比が用いられておりまして、この標準化死亡比において、急性心筋梗塞の死亡率を全国平均で100とした場合に、本町の数値が男性で231.7、女性で269.7となっておりまして、全国の2倍以上の数値となっている状況にあります。

この統計におきまして、本町と同様に急性心筋梗塞の死亡率が200を超えている市町村は県内に9市町村ございます。また、県全体でも150を超えている状況でございまして、福島県は全体的に高い傾向があるというふうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） そうすると、その根拠は厚生労働省の持っている町村別の統計だということですが、その町村別統計のさらに根拠はどこにあるのか。町村別の統計というものは、何に基づいて作られているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

厚生労働省が作成しております人口動態保健所・市区町村別統計でございますが、頭に人口動態というふうな言葉が入ってございますが、こちら人口動態統計といったものがございます。

こちらの統計におきましては、戸籍法等に規定されております出生、死亡、婚姻などの戸籍の届出が基になっているものでございまして、こちらのデータが活用されているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） そうすると、簡単に申せば、町にいわゆる死亡届が上がってくる。そして、死亡届のページの半分といいますか、死亡届というのは大体A3判の大きさですけれども、半分に折ると死亡届と、反対側は死亡診断書ないしは死体検査書ということになるわけです。そこに書いてあるのが、要するに直接死因、その直接死因をもってして統計して町で集めたものを、さらに国で集めたものが、今おっしゃった統計になるのかというふうに思いました。

ですから、確かに国の統計ではございますが、町としては死亡届を受理して、そして死亡届に書いてある死因を統計を取って、そしてそれに基づいてデータ化しているわけでございますから、要するにこのデータというのは、死亡届の死亡の死因のところに急性心筋梗塞と書いてあった人の人数、それを反映した結果になっているということになるわけです。

この前の全員協議会でも私、申し上げたわけではございますが、急性心筋梗塞という死因を死亡診断書に書いてある。それは、本当に急性心筋梗塞なのかどうかという実態なんですね。これは、先ほど福島県をはじめ高いところがあると。恐らく、これは逆に言えば、本当の死因をちゃんと究明していないところだと。ある意味、検死とか、あるいはそういう法医学とか、そういったところが発展していないところでは、しっかり調べないで急性心筋梗塞と書きっちゃっている、そういう医師が多い、あるいはそういう施設が多いということを表しているのかなと私は思っています。

そこで、②番、今、私が申し上げたようなことも含めて、今回、町が出た判断でございますけれども、これは科学的ないし医学的な見地からは本当に正しいと言えるのかどうか。まあこれは、私も答えが逆に難しいところでございます。私が聞かれたら逆に悩みますけれども、町はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、厚生労働省の人口動態保健所・市区町村統計は、戸籍法により届けられた出生、死亡、婚姻等の届けに基づいて作成される人口動態統計のデータが基になっており、保健所や市区町村での生活習慣病対策等の地域保健活動や行政施策の基礎資料として活用されることを目的に作成されております。

また、標準化死亡比では、死亡数が少ない場合には数値が大幅に上下し、死亡の動向を把握することが困難な場合があるため、地域比較等ができる統計学の手法を用いて算出されております。

こういったことから、信頼性、正確性の高い統計資料だと考えているところでございます。

なお、先ほど議員のほうから死亡届の死亡診断書の記載の件でお話がありましたが、あくまで医師が診断をして記載するものでございますので、医学的な証明になっているものというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 分かりました。課長の答弁、そのとおりだと思います。模範回答としては失礼ですけれども、そう答えざるを得ないと私も思っています。

なので、ただ実態というか、先ほど申し上げたように死亡診断の死因の関係で、なかなか心筋梗塞というのは難しいので、本当はこここのところに私は書いてほしくなかった。むしろ、（2）番にあるような罹患率をしっかり調べて、罹患率の件でやってほしかったというのが私の考え方です。

そこで、（2）に移りますが、我が町における心疾患、脳血管疾患、腎不全などの生活習慣病の罹患率についてお尋ねをいたします。

①番、その罹患率の実態を示すデータを把握しておられるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町における生活習慣病の実態の把握については、国民健康保険の国保データベースシステムにより、国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者のレセプト分析により、生活習慣病の受診状況を把握しております。

生活習慣病の受診率としましては、令和7年3月分の分析で割合の高い順から、国民健康保険の加入者では、高血圧が24.8%、脂質異常症が18.2%、糖尿病が11.6%、虚血性心疾患が3.3%、脳血管疾患が2.8%となっております。

後期高齢者医療の加入者では、高血圧症が57.5%、脂質異常症が36.6%、糖尿病が

24.3%、虚血性心疾患が14.4%、脳血管疾患が13.1%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） ちゃんと国保、そして後期、それぞれのデータを教えていただきありがとうございます。

そのように、しっかりとデータを把握されておられるということで、②番に移りますが、そういった生活習慣病の罹患率を下げる、こういった病気を予防するということですけれども、それについての方策をどう考えているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

生活習慣病の多くは、不健全な生活の積み重ねによって内臓脂肪型肥満となり、これが原因となって引き起こされるものですが、これは個人が日常生活の中で適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防をすることができるものです。

生活習慣病の予防のためには、まず自分の健康状態を正しく把握することが重要だと考えております。このため、特定健診等の受診率向上としまして、個別勧奨通知や保健師による個別訪問、メタボリック症候群が及ぼす悪影響などの周知、啓発などにより、受診機会の拡充を図りまして、メタボリック症候群の対象者などへの生活習慣病の改善のための特定保健指導などの保健事業に取り組んでおります。

また、生活習慣の改善には、幼少期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない取組も重要ですので、母子保健事業や健康増進事業、食育推進事業など関係機関などとも連携を図りながら、一体的に町民の健康づくりに取り組み、町民の健康意識の向上や、町民自ら健康管理ができるよう各事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） ぜひ、町を挙げて、そのような健康増進のことに努めていただきたい。

そして、今度は先ほど申し上げたように健康診断も始まりますので、今週末からですか、ぜひ受診の勧奨を、直前になってでも、またぜひ進めていただきたい。予約取っていない人は予約取ってくださいよと言ってあげていただきたい。

そして、私の新聞、民報の8月19日付、ここに厚労省は来年4月から、勤務先の健診も含めて住民の受診歴を把握することを市区町村の努力義務とすることを通知を出したと書いて

あります。

要するに、町は町の健康診断のデータを持っていると思いますが、今度は国としては市町村に、特に若い人だと思うんですが、若い人たちが会社で受けた健診の結果ちゃんと把握するようにということで、まず努力義務としたという通知が来ているはずなんです。ですから、努力義務と言わずに、これは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

いずれは、ここ的新聞にも書いてあるんですが、2029年になればそういうデータを行政、そして医療機関等々で共有できる、そういう国に変わっていきますので、いずれはやらなくちゃならないということですから、早めに着手、準備のほうをお願いしたいと思います。

さて、4の質間に移りますが、急いでまいりますね。

ポストコロナ時代における各種行事の在り方についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の大流行で、町民生活が大きく制限されたわけでございます。

我が町の各種行事も中止、あるいは規模縮小ということも往々にしてございました。

しかし、そのパンデミックは収束したことになっております。もう国においては、パンデミックは収束したと言ってございますので、もうコロナの前と同じ状態なんですよということが出ています。

ということでございますが、我が町、そして我が町の学校等で、いまだそうなっていない状態にあるんじゃないかなと思いまして、まず（1）番、これは町長部局のほうにお尋ねをいたしますけれども、町を挙げてやっていたこの時期の町敬老会についてお尋ねをいたします。

①番、町全体での敬老会を行わなくなった理由をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

コロナ禍以前の敬老会については、町全体で鳥見山体育館において敬老会を開催しておりました。その敬老会においても、対象者の輸送や運営について課題もあり、出席率も決して高いものではありませんでした。

町全体での敬老会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度に中止をしました。それ以降についても、新型コロナウイルスの新たな変異株への感染の危険性があるため、再開をしておりません。

また、今年度に入ってからも、7月以降から新型コロナウイルスの患者数が増加傾向にあります。お盆や夏休み期間中に人との接触回数が増えたことが原因と見られております。

なお、中止して以降からは、民生児童委員と町職員で、各集会場を使って敬老祝い品を配付させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） そこで、②番、何か先ほど答えがちょっと出ちゃったような話になつてありますけれども、町全体での敬老会を再開する見通し、これやる、やらない、そしてその理由をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど答弁したとおり、令和2年度に町全体での敬老会を中止して以降、民生児童委員と職員で各集会所を使って敬老祝い品を配付をしております。大部分の方からは、現在の方法でよいのではないかというような声がほとんどであります。

周辺の市町村の状況を見てみると、全体での敬老会を再開している市町村もありますが、今後は町全体というよりは各地区のサロンなどを活用した方法など、開催方法や内容について創意工夫をした形でできないものか検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで1時間が経過いたしました。10分間の休憩をいたします。

ここで休憩いたします。

休議 午後 2時00分

開議 午後 2時10分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 先ほど創意工夫という言葉がございましたが、とにかく敬老会というのにお年寄りの方々をお祝いする会でございますから、どのような方法であっても、創意工夫しながらお年寄りに喜んでいただける、そういうイベントをぜひやっていただきたいと思います。

（2）番、町立学校行事について、これは教育委員会部局にお尋ねをいたします。

①コロナ前と現在とでは、小中学校の入学式、卒業式、運動会等のこういう行事についての開催規模、これは参加者数、来賓の出席の有無等々あると思うんですが、どのような差異があるかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町立小中学校の入学式、卒業式、運動会等の学校行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度以降は一部内容の変更や参加希望の調整を行ってまいりました。

コロナ以前は、入学式、卒業式では、保護者のみでなくご家族の出席も人数制限なしでございまして、来賓には町長をはじめ町議会議員の方や各関係団体の代表者など多くの方々にご案内し、ご出席をいただいておりました。

コロナ感染が心配な時期は、参加者数を極力絞って時間を短縮して、感染防止の観点から短時間で実施し、その後、現在は、式本来の目的を踏まえ、議会代表の方や区長会代表の方もお招きするなど、その意義を大切にする形で実施しております。

運動会につきましても、コロナ以前は、保護者、地域住民の方の観覧を含め多くの方々に参加いただき、昼食を挟み、午後の部まで開催しておりました。

コロナ禍の中では、接触種目を極力削るなどの感染対策を講じて、午前中のみで実施し、その後、現在は、保護者の皆様の要望も踏まえ、同じ午前開催ではありますが、内容や児童の主体性等を十分考慮した形で実施しております。

学校行事につきましては、その目的を踏まえ、PTAとの協議をした上で、学校長の判断によって行うものでございますので、内容や来賓の出席等につきましては各学校ごとで多少の差異がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 教育長答弁いただいたとおり、コロナの前、そして今の差異についての説明があったと。そして、それは各学校の方針によるものだということだと思うんですけども、そこで②番なんです。

これは各学校ごとに判断しますと言われちゃおしまいなんですけれども、教育委員会、教育長には、各学校に指導する立場、そういう役割でございますから、教育長としてはコロナ前の開催規模に戻すべきか否か、これについてどう考えているか。そして、またその理由はどう考えているかお尋ねをしたい。各学校に任せるという答弁だけは避けていただきたい。

教育長として、町教育委員会としてどのようにお考えかという見地からお答えいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校における学校行事につきましては、それぞれの学校ごとに限られた時間の中で、その目的に沿ったよりよい成果を上げるために、その時々で内容を検討し改善を加えているものと捉えております。

先ほど答弁させていただきましたように、コロナ禍においても、コロナの心配がなくなつた時点においても、毎年毎年、その年々で一番いい最善の方法を各学校ごとに考え、それれ行事を実施しております。当然ながら、このような各学校の改善の努力を評価すべきものであり、安易にコロナ禍前の開催規模に戻すべきなどという指導はするべきではないというふうに考えております。

現在、学校行事につきましては、その教育的意義を確認した上で、内容精選、そして時間の削減が求められております。限られた総授業数の中では、内容を精選し、なつかつ学校行事本来の目的に合った成果を得るために、運動会や儀式だけでなく、小学校においては学習発表会、中学校においては文化祭等の行事についても、実施方法、内容を工夫し、成果に結びつけながら練習時間や実施時間の短縮と、それに基づいての授業時間の確保に努めております。

学校の教育活動が多様化している中、教育委員会といたしましては、学校の方針を尊重しつつ、児童生徒が目的を持って活動に取り組み、集団の中で自分の役割を果たし、自分自身の成長につながるような学校行事が安全かつ適切に行われるよう、引き続き支援、また指導に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） さっき私が言ってほしくなかった答えかなど。

各学校ごとの方針、判断に任せるということ。町としての教育方針はどうなのだと、教育委員会としてどのように考えるのだというのは、私はもうちょっと強くあってもいいのかなと、それが教育委員会の存在意義だと私は思います。

そして、また今日、込山議員からもあったように、決して我が町の学力水準は高いとは言えない部分もある。ですから、そういったことも考えると、もう少し本腰を入れて、教育そのものに町を挙げてやってもらいたいと、これは私からの願いでございます。

もちろん、各学校の判断というのも大事だというのは分かっておりますので、その辺のバランスよろしくお願いしたい。

5、町内における太陽光発電に移ります。

全国で、県内各地、そして町内でもソーラーというものが普及しているのは、これ一目瞭

然でございますが、そこで（1）番、町内における太陽光発電がどのような実態にあるか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内における太陽光発電の設置状況につきましては、経済産業省管轄の資源エネルギー庁の再生可能エネルギー事業計画認定情報によりますと、令和7年3月末時点での発電出力が10キロワット未満のご家庭用が417件、合計発電出力が2,191キロワットで、10キロワット以上の事業用が232件で、合計発電出力が2万2,040キロワットとなっております。

太陽光発電用地の面積につきましては、令和7年度の固定資産税の課税状況で42.7ヘクタールとなっております。

また、農地転用により太陽光発電用地となった面積は、平成23年度から令和6年度末までで6.2ヘクタールとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 6月の定例会でも込山議員が質問した内容の重複かなと思って、答弁も同じような内容かなと思ってお聞きをいたしました。

そこで、（2）番、町内にメガソーラーが、今後、許認可される可能性あるのかどうか、どう考えるかといいますか、お尋ねいたします

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

メガソーラーの定義としまして、発電出力1,000キロワット以上の大規模な太陽光発電設備を指しております。

町内において、発電出力1,000キロワット以上、2,000キロワット以内の太陽光発電設備が4か所設置されている状況にありますので、同規模の太陽光発電設備であれば、今後も設置される可能性はあると思われます。

なお、メガソーラーを設置する場合には、関係法令や国が策定した事業計画策定ガイドライン、説明会や事前周知措置実施ガイドラインなどに従って進めていく必要がありますので、メガソーラーの規模や設置場所などの事業計画の内容によっては、規制等の条件をクリアすることが難しい場合もあると思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） メガソーラーについては後でお尋ねしますが、（3）営農型太陽光発電、これソーラーシェアリングというふうに横文字で言うんですが、これについては過去においても私、一般質問で質問しました。令和4年12月、3年前です。そのときには、堀米地区に計画があるんだという話をいいただいていましたが、現状ではどのようにになっているか、実態をお伺いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングにつきましては、一時転用許可を受け、農地の上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置しまして、営農を継続しながら発電を行う取組となっております。

本町における一時転用の実績といたしましては、令和4年度の堀米地内1件のみとなっておりまして、農地の所有者は牧草の栽培を行いながら上部に太陽光発電を設置し、営農を行っている状況でございます。

設置の課題といたしましては、営農の適切な継続を前提とした農作物の生育に適した日照量の確保や、太陽光発電の下で農業機械等の利用が可能な高さ、2メートル以上となってございますが、こちらが設置の条件となっております。

引き続き、営農型太陽光発電設備に伴う事業計画等の相談が寄せられた際は、営農の適切な継続を前提とした適正な指導を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 実態、そして進捗状況について教えていただきありがとうございました。

（4）番になりますが、先ほど我が町においても1,000キロワットから2,000キロワット、要するにメガソーラーに匹敵するようなものが4か所あるという答弁いただきました。

私は、4か所もあると思ってびっくりして聞いていました。

今、これは全国的な問題になっていますが、メガソーラーがたくさん出来過ぎていると我が国において、我が町でも、もうそろそろそういうメガソーラー、あるいは太陽光発電と自然環境や景観との調和をしっかりと図っていく必要があるんじゃないかなというふうな考えを持つべきだというふうに思っているんです。

そこで、事業者に対して、必要な規制や罰則を定めた条例をしっかりと整備するべきではないかということでお尋ねをいたします。

ちなみに、県内においては、12市町村において既に制定されています。令和元年の大玉村を皮切りに12市町村、そういう実態を踏まえてしっかりと整備するべきだと私は思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

再生可能エネルギーの中でも、特に事業用の太陽光発電の設置には、電気事業法、農地法、森林法など、各関係法令などで許可基準や規制などがあり、その事業計画の内容により許可申請や届出等を行うことになりますが、太陽光発電設備の設置による自然環境や景観等に及ぼす影響が危惧されていることから、全国や県内の自治体では、その設置等の規制や適正管理などを目的とした条例が制定をされております。

本町におきましては、現在のところ、太陽光線による生活環境の悪化や災害などの事例は発生してはおりませんが、今後も太陽光発電などの再生可能エネルギーが普及促進していく中で、町内の土地利用や地域との調和など、町づくりにとってどのような対策が必要なのか、先進地の取組などを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 時間があればいっぱい申し上げておきたいことはあるんですが、これは早くやらないと大変なことになります。

ちょうどといいますか、町の面積がどんどんこれで減らされ、そしてまたこの後始末、もしソーラーがうまくいかなかった業者が散らかしたときに、あるいは水質汚染等、そういうことでいろいろ弊害を受けているところも既にありますので、しっかりと検討すべきことだと思います。また、後ほど質問をいたします。

6の質問でございますが、手話言語条例についてお尋ねをいたします。

（1）番、2年半前の一般質問で、町長は、県内の条例制定状況などを調査研究するとありました。その後、県内の各市町村における条例制定の状況はいかがであったかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県内各市町村における手話言語条例の制定状況については、令和7年4月1日現在、59市町村中27市町村、具体的には13市、11町、3村で条例を制定しております。

さらに具体的に申し上げますと、市は13ですので全部で制定をしており、町村では会津地方や相双地方が比較的多く見受けられます。近隣では、矢吹町のみが制定している状況にあります。

また、聴覚に障がいのある方にとって、手話はコミュニケーションを取る大切な手段であり、障害者基本法にも手話は言語として明記をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） （2）番に移りますが、条例制定したとして行われるべき各種事業にはどのようなものがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

条例を制定して行われるべき各種事業についてですが、県内の手話言語条例を制定している市町村に内容を確認したところ、手話奉仕員養成講座、さらには学校での出前講座、また手話通話サービスなどを実施している状況だというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） （3）でありますが、我が町では、なぜいまだに条例が制定されないのか、なぜそういう提案がされないのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

聴覚に障がいのある方々の社会参加、それを進める上では、手話の普及や、そして手話を使える方々を増やすことが重要であると考えております。

町が条例を制定していない理由としましては、手話言語条例の定める目的が障害者基本法や障害者差別解消法が定める内容と趣旨が同じであり、条例化しなくとも手話の普及啓発施策を推進していくことが可能であるというふうに考えていましたからです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） そういう中ではありますが、（4）町における手話言語条例制定に向けての具体的な動きや方向性はいかがなものかお尋ねをします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障がいのある方も無い方も、お互いに共生する社会づくりが求められておりまので、具体的には他市町村の条例、近隣では須賀川市や矢吹町になりますが、そちらの職員に直接、条例内容等を聞いたりしながら、条例を制定することによって障がい者には何が有効なのか、そしてどのような課題があるのか、そういった調査研究しまして、さらには当町には手話サークルのボランティア団体が1団体組織されておりますので、実際にそのサークル会員と意見交換をするなどを進めていければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田孝司議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 大項目7番、景気対策及び物価高騰対策。

（1）番、町で既に行っている景気対策、物価高騰対策はあるかお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきます景気対策や物価高騰対策につきましては、主に国の補助金を財源として実施しているところでございます。令和5年度から昨年度にかけまして、低所得者世帯への給付や減税、物価高騰対策等を行ってまいりました。

さらに、地域振興対策としまして、今年4月にプレミアム商品券事業を実施しているところでございます。

さらに、今議会におきまして、年末に向けてのもう一弾、第二弾のプレミアム商品券の発行事業の補正予算を提案させていただいているところでございますので、議決いただければ年末に向けて実施する予定となっております。

このほかにも、経済の動脈と言えますバスや運送業などの公共交通への燃料費の支援や、社会福祉施設、畜産経営などの施設への支援など、町としてできる限りの支援を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） （2）番です。我が町において、町税を減税することは可能かお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきまして、減税を行うことが可能かどうかという点につきましては、地方税法の範囲内におきましては一定の裁量が認めて、認められておりますので、やることは可能かなと思います。

しかしながら、実際の運用を考えますと、減税によりまして失われる税収を補填する仕組みにつきましては、国のはうからは全くございませんので、町のはうの中でやりくりをするような形になると思います。

町税自身は、町の根幹的な税源でございますので、その減少は、直ちに行政サービスの維持の影響が大きいのかなど。もちろん、そういう判断のときに、我々も行政改革等を実施してなるべく影響のないものとしたいものですが、減税を行うことは、財政上はなかなか難しいのかなというのが、我々の今、思っているところでございます。

そのため、本町におきます住民負担の軽減策としましては、減税ではなく、交付金等を活用した商品券事業といった施策を通じて地域振興等を行っているところでございまして、商品券事業と減税が何が違うのかという点におきましては、配布した一般財源、いわゆる商品券の上乗せ分につきましては必ず町内で消費される。減税になった現金につきましては、必ずしも町内で消費されるとは限らないと。その点においては、減税よりも商品券事業のはうに、同じお金を使うのであれば効果的かなというふうに判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） （3）町独自で行い得る対策はほかにはないか……

○議長（角田真美） 吉田議員の一般質問は、残念ですかで終わりといたします。

傍聴人の方に申し上げます。ご静粛にお願いいたします。

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 次に、10番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

10番、円谷寛議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 第9回定例会の一般質問発言順序の抽せんのときには5人いたんですけども、そのうちで5番目の予定だった中畠議員が突然辞職をされまして、私が最後のトリを務めることになりました。三十数年、町議をやっておりますが、こんなことは初めてで驚いています。

10番議員の円谷寛でございます。

今年の夏は大変暑い日が続きました。全国各地で40度を超えるところが続出し、天気予報は毎日熱中症に注意してくださいという警告を続けてきました。

2年前、国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来た」と名言というか警告を発してきましたが、世界はその流れを加速こそすれ、止めようとする動きは全く弱いと言わざるを得ません。何といっても、CO₂の世界一の排出国であるアメリカのトランプ大統領は、全くCO₂の排出を止めようとする動きを見せておりません。むしろ、側近に、化石燃料を掘って、掘って、掘り尽くせと主張するスタッフを配置し、その流れを加速させています。これは、まさに地球温暖化促進の犯罪的役割をアメリカが果たしていると言わざるを得ません。

一方で、第二次大戦から80年目のこの機に及んで、世界では2つの大きな戦争が全く終結のめどが立っておりません。

その1つは、ロシアによるウクライナ侵略戦争であります。

かつてソ連邦で、同じ国であったとはいえども、今ではそれぞれ立派な独立した国家であります。その独立国家が、NATOに入ろうが入るまいが、独立した国家の自由であります。それが、自らの国に不利益になるからと、軍事力を使って侵略をすることは絶対に許されることではありません。ここで、この不条理と戦うべき国連安全保障理事会も常任理事国、特にアメリカとロシアは拒否権という特権を乱発して、全く国連安保理を機能不全に陥らせていました。

ロシアのプーチン大統領は、スパイ組織KGBの幹部として反体制派に対し、脅迫、投獄、暗殺の強硬手段を繰り返し、大統領にのし上がってからも、政敵の暗殺に暗躍していると言われます。先日も、ウクライナの前の軍幹部が暗殺をされております。

もう一つの戦争は、イスラエルによるパレスチナ、ガザ地区への大量の爆撃、それから国連その他の機関の食糧支援に対する妨害で、難民の大量の戦死者と餓死者を出していることです。

問題は、イスラエルのネタニヤフ首相は汚職事件で公判中であり、5つの極右宗教政党に支えられており、この中の一党でも離脱すると政権は崩壊すると言われており、彼はその極右宗教政党の言いなりにならざるを得ない状況にあります。

しかし、本当に問題なのは、その背後にあるアメリカのトランプ政権の姿勢であります。

アメリカはイスラエル政権の全く言いなりで、今回はイスラエルの国連の総会を前に、あまりにもひどいガザへの爆撃などに対して、西欧諸国がパレスチナとイスラエルの2国家承認への動きを示している。これに対して、パレスチナの国連代表団へのパスポート発行拒否の動きを示しています。これは、アメリカに国連本部を立地させる資格がない、非常に言語道断な話であります。国連本部も、これには強く批判をしております。

なぜ、アメリカは、イスラエルのネタニヤフ政権の人道上許されない食糧支援への妨害で大量の餓死者を黙認し、連日ミサイル攻撃で大量殺人を行うのを止めさせようとしないのでしょうか。

様々な理由が考えられるのですが、アメリカの政治には、特にテレビコマーシャルを使う選挙には巨額のお金がかかると言われています。その資金を、ユダヤ人の銀行経営者などが続いていると言われていいんです。

かつて、キリスト教の熱心な信奉者のアメリカ人には、他人に金を貸して利子を取るという仕事を潔しとしない考えが強かったと言われています。今は違うのでしょうかけれども。ユダヤ人は、そうは考えない人が多く、金融業にいち早く進出をして財を成し、そういう人々が多いと言われています。その資金を使って、強力なロビー活動をするユダヤ人の影響が、アメリカの多くの政治家に影響を与えていたと言われています。

本来であれば、第二次大戦後80年間、戦争をやらなかった数少ない大国である日本は、特にこの問題、戦争をやめないこれらの人々に対しての発言をする出番ではないかというふうに私は考えるんですが、石破首相には党内の3回続けての選挙敗北の責任を取れとか、総裁選の繰上げをやれとかの内部争いで、戦後80年という大きな節目の談話もあまり話題にならないようになっておりますが、憲法9条の「国の交戦権は、これを認めない」などとある国がほかにあるのか私は知りませんが、日本の最高権力者は戦争を始めると、後日、憲法違反で訴えられるんですね。こんな国はあまりないので私は思います。

それをもっと国際社会に、いつまで戦争なんてやっているんだとアピールする役割が、我が日本にはあるのではないかと思います。石破首相には世界平和のために、80年談話でそのことを世界に発信してほしいと思います。日本を見習いなさい、いつまで戦争なんかやっているのだと。戦争なんかもう時代遅れだと。日本を見てください、戦争をやらなかつたから、ここまであの廃墟の中から立ち上がったのではないかと。こういうことを日本は世界に訴えるべき、そういう役目があるのではないかと思いますが、それはひとまず置きまして、通告書に従い質問をさせていただきます。

まず1番目は、公園墓地の建設についてであります。

町では、今、池ノ原への墓地づくりが計画されていますが、駅東開発などを進める町としては、これは必要な施策であると思います。同時に、人口増を進めるということは、公園も

増やしていく必要があると思います。

そこで、まず1つは、公園墓地計画はどうかという提案です。住民が散歩したり、子どもが遊んだりする公園と、墓地の共用はどうでしょうかということです。どちらも、これから人口増を図る中で増やすべき施設でありますから一緒に造ってはということですが、まずこれに対して答弁を求めます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年度策定しました「鏡石町墓地整備計画」において、今後の墓地整備の在り方、今後の方向性として将来を見据えた中長期的な町営墓地として、日常においても町民利用の場として活用され、静寂な雰囲気を持つつ町民に開かれた場所となるよう墓地公園としての計画も調査する必要があるとしております。

現在進めている墓地整備事業の推移等の状況を確認し、近年の墓地に対する考え方の多様化に対応できるよう、町営墓地に求められる役割や需要動向などを整理しながら、墓地公園などの墓地形態も含めた墓地事業の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 池ノ原の計画については、私も申し上げたように、これはもちろん賛成でございますが、ただ、今、墓地に対する国民の考え方方が大変、最近変わってきているんです。

例えば、今までの墓地をなかなか守り切れない。少子化とかあるいは未婚の人がたくさん増えておりまして、墓地を守る跡継ぎがいないという所帯が大変多くなっているわけですね。そういう中で、やはり墓じまいなどの動きも言われております。

さらには、最近は樹木葬というものを取り入れる、そういう考え方の人も大変多くなって、全国のそういう樹木葬の墓地に対しては、大変多くの人々がそこに申し込んでいるという実態があるわけでございまして、これからは樹木葬というのも国民の中で非常に大きな需要が出てくるのではないかというふうに思うんですが、それをやはり取り入れることはできなかというのが2つ目の問題でございます。よろしく答弁お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年の墓地のニーズとしては、議員がおっしゃられておりました少子高齢化、核家族化に

より、墓地の継承者がいない家庭が増加していることから、永代供養墓などが選ばれる傾向にありますので、墓地の継承が不要となる樹木葬や合葬墓などの墓地形態についても調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） ゼひ、これをこれから検討していただいて進めさせていただきたいと思います。

2番目の大きな問題は、駅東開発の促進についてでございますが、私はちょっと通告書の書き方を間違いました、このままではこの質問の趣旨がよく伝わらない。

なぜかというと、私はこの通告書の中に、準工地域のということを入れたんですね、通告書には。しかし、それが目的といいますか、駅東開発計画の中で取組が遅れている準工地域の開発の促進のため、町は思い切った発想の転換が必要ではないかと記入したんですけども、その欄はカットされ、印刷された通告書には印刷されなかつたんですね、その欄は。これは、ちょっと私も不注意だったんですけども。ここに「準工地域の開発促進のために」という言葉が入るわけでございました、「この地域の開発」ということの前に、それが入っていたんですけども、これが抜けてしまいました。

ですから、この問題は駅東開発の準工地域の開発促進のためにというものでございます。

まず、（1）番として、町はこの地域の開発をこれからどう進める考え方について、初めにお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業地内におきましては、いわゆるこの開発の地域、準工というところで産業用地としての整備という形で進めているところでございます。

こちらの開発につきましては、昨年度中に当該地域の区画整備の地権者の皆様を対象にアンケート調査や個別の相談を実施しまして、土地活用の意向や産業用地への確保に関するご意見を伺ったところでございます。

今年度は、その結果を踏まえまして、全体説明会の開催を予定しております、地域全体での理解を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

今後につきましても、関係機関と連携しながら企業誘致活動等を進めてまいりたいと考えております。

本地域におきましては、議員のおっしゃるように、準工地域というところの特性を踏まえ

ながら町全体の発展と雇用創出に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 次に、具体的な手法として、小生が今まで問題提起をしてきた次のような手法は今まで検討されてきたのかということで、（3）番なんですが、①の旭町住宅地内で、先月末じゃない、今は9月になりますから、7月の末に、ぼや火災がありました。スクラップ処理施設の準工地域の移転を、前から言っているように、これは考えるべきではないか。この火災は、スクラップの籠から勢いよく煙が上がったんですね。私も近くですから、火事のサイレンを聞き、放送で……

○議長（角田真美） 円谷議員、申し上げます。

（2）のほうは、まだ質問なさっていないですけれども。

○10番（円谷 寛） 2番も……じやすみません。

戻して申し訳ありませんが、（2）の年次ごとに、駅東の準工地域の開発を、どのような進め方をするのかを明らかにされたいという問題を質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業の準工業地域につきましては、企業へのニーズ調査等を行った結果を受けまして、住宅で想定されていた用地を大街区化し産業用地として活用するため、現在は事業計画等変更の作業を行っております。

今後の準工業地域のスケジュールとしましては、事業計画変更認可後の令和8年度から造成及び道路工事等の設計に着手しまして、令和9年度から令和10年度にかけて造成及び道路工事等を行い、令和10年度中の引渡しを想定して関係各課と調整をしております。

なお、事業計画変更後は事業者の募集を実施し、町との基本協定を締結することが可能となりますので、関係各課と連携しながら、さらなる事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） すみませんでした。ちょっと老眼で見落としました。

それでは、そのようにして、ぜひ令和9年からの工事を期待したいと思います。

(3) 番は、具体的な手法として、今まで問題提起をしてきた旭町住宅地内にあるスクラップ処理施設の準工地域への移転を考えるべきではないかということですが、7月末に、ここでぼや火災がありました。新聞などには出なかったんですけども、私も近くに住んでおりますので駆けつけました。

そうしますと、鉄籠に入った家電が、物すごい煙を出して燃えていたんですね。その家電の中には、ガスなども入っている冷蔵庫のようなものだと思うんですけども。消防署に聞いたならば、これは何だと、燃えているのはと言ったら、家電だと言うんですけども、物すごい煙を出して燃えていたんですね。

でも、これは吉田議員のお母さんがいたんですけども、いち早く通報して、すぐに消防車が、近くに消防署があるものですから、すぐに駆けつけて放水をしたものですから、大事に至らないで終わったんですけども、住宅地の中にああいうものがあるということは非常に住環境を悪くしていると思いますので、これはやはり工業団地辺りに、準工地域辺りに工業用地を造成して、なるべく早く移転すべきではないかと思うんですが、これに対して執行の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町が個人に対して移転を求めるケースとしまして、公共目的のための移転という観点で言えば、道路や公共施設の整備等の事業用地に個人の敷地が必要な場合には、当事者への十分な説明と合意、補償を前提としたケースに限られてきます。

前回の一般質問での答弁のとおり、施設の移転については、あくまでも個人の裁量であるため、それ以外の理由では町から移転を求めるることは基本的にございません。

ただ、議員のおっしゃるぼや等につきましては、もちろん周辺の環境への配慮が必要不可欠でございます。安全管理やその他法令により影響が生じる場合については、関係法令に基づいて関係各課と連携しながら対応していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 非常に形式張った答弁だと思いますね。何も、これを町の行政の権限としてやれという話ではないんです。これだけ住宅地の中で、大変周辺住民に迷惑をかけている。これを何とか改善するということは、町としても重要なのではないか。そのため、その業者と話し合いをするべきでないか。

これは建物があるわけではないですから、これは移転なんかも非常に簡単ですし、鉄板を

剥がせば一般の住宅地に立派になるわけですから、これは何ぼでも高い値段で優良宅地として売れる土地なんですから、そんなに負担もかからないで住民の迷惑をなくせるわけですから、これは町が地権者と話をして、これは周りの人も非常に迷惑だということで話し合いをして、こういう施設は、なるべく準工地域の中に移すべきではないかと思うんですが、これはもう少し考える猶予がないかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

公共工事以外でも、自治体が個人に移転を求める場合については、法的根拠と適正な手続、補償支援のセットを伴いまして、かつ原則としましては、自発的な移転を促す形で設定されるのが一般的でございます。強制的、一方的な移転は避けまして、住民の生活への影響を最小限に抑えつつ、合意形成と透明性を確保することが不可欠だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 強制的に権力を使ってやれなんては言っていませんからね。話し合いをして、なるべく周辺の住民の方々に迷惑をかけないような手法を取ってくださいということを話し合いをするということが大事だと思うんですね。

まして、町には大変広い準工地域に、そういう用地があるわけですから、それは周辺住民の非常な不安、この前の火事でなくても、騒音やあるいは周辺を汚損させているわけですね、油や何かがたれたりして。それを移転させるということは、これは町としても、住宅地は住宅地として、やっぱり改善をしていく、準工地域に行ってくださいという話は進めるべきだと思うんですね。ぜひ、これはそのような方向で進めていただきたい。

②番は、これも、私もその近くに住んでいるから分かるんですけれども、旭町、東町の住宅地に、大変、夜に消防車や救急車の出動があるときには、周りの住民がぐるっと回ってくるわけですよね、旧県道から中学校の通りに来て、そして新しい県道を抜ける間は学校と住宅地に。夜は、夜中に起こされて安眠妨害だと。さらに、昼間は中学校の授業妨害になっている。この消防分署を、やはりこれも準工地域への移転を町として考えるべきではないかと思うんですが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在の須賀川消防署鏡石分署は、昭和49年に建築され51年経過しており、施設の老朽化

等のため、須賀川地方広域消防組合の施設整備中期計画では令和11年頃に新築する計画と聞いております。

鏡石分署の準工業地域への移転につきましては、救急活動、消防活動に支障を来さないようにするため、現在の場所での建て替えも含め、引き続き消防組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） ぜひ、これも大変、周辺住民と中学校の授業に大きな妨げになつてゐると思いますので、ぜひこれは本気になって取り組んでいただきたいと思います。

それから3番目、米作りへの節水化、省力化への町支援についてでございますが、先ほど一番先に質問されました根本議員も関連の質問あったようですが、もう少し別な視点から、私は私で質問をさせていただきます。

今、この取組を、新聞報道で見た中では2か所で、私は取り組まれているのを報道で知つたんですけども、1つは久来石桜岡地内の、これは矢吹原土地改良区が何か進めている事業なのですが、もう一つは、先ほどの根本さんの質問とダブるのかと思うんですけども、深内町地内のある薬剤を使って水の要らないような稻を作つて乾田直播というものをやつてあるという2つの事例をやつてあるんです。私はそのほかにあるのかどうか分かりませんけれども、これをいわゆる町で支援をするべきではないかと思うんですが、この件に関して執行の答弁をお聞きいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

米作りへの節水化、省力化への取組につきましては、水資源の有効活用と生産コストの削減、食料自給率の向上、ひいては農家の所得向上、安定、環境負荷の軽減を図るために重要な課題と認識でございます。

具体的には、スマート農業による田植機や刈取り機等の自動運転化、さらにはドローン等による農薬、肥料の散布、自動運転、遠隔監視が可能となる機械の導入及び今年度から、先ほど議員さんおっしゃられました町で実施しております乾田直播栽培（マイコス米）でございますが、こちらの実証試験、さらには圃場整備事業等による農地集積、集約化によって、米作りの節水化、さらには省力化が図られ、農業の経営安定につながるものというふうに考えております。

これらの取組推進に向けましては、国・県の機械化促進等の補助制度を活用しつつ、町独

自の農業振興助成など、米作りに対する支援につきまして、実証試験の効果検証を進めながら、国・県、農業団体等との連携の下、効果的な支援策を調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで10分間の休憩をしたいと思います。

ここで休憩させていただきます。

休議 午後 3時08分

開議 午後 3時16分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

10番、円谷寛議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 今、節水化、省力化への取組をどのように支援するかについて答弁をいただきたいんですけれども、もう少し分かりやすく、町として何をやるのかということで具体的なものを出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

こちら、乾田直播の絡みということでご答弁をさせていただきたいと思いますが、以前、鏡石町のほうで、私の記憶なんですが、震災前後でございますけれども、湛水直播栽培ということで、水を張って種をまく直播の栽培方法がございました。そちらのほうに、町のほうとしましても以前取り組んでございまして、そちらには国・県の補助、さらには町のほうの上乗せという形で実施してきた経過がございます。

今現在につきましては、湛水直播という部分につきましては取組をしていないという状況ではございますが、以前、そういった直播栽培等についての支援もしてきたという現状でございます。

そういう中で、今後、乾田直播栽培につきましても、今現在、実証試験というところがございますので、そちらの状況等を踏まえた中で、今後、町のほうでも支援につきましては検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 湛水直播は、私のほうでもやっていた人がいたんですが、今はやっていないんですよね。これは何で駄目になったのか分かりますか、担当課長は。分かったら教

えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員の再々質間にご答弁申し上げます。

湛水直播につきましては、種をまくということで、鳥等がまいた種を食べてしまってなかなか芽が出ないという現状と、あと雑草の問題等もございまして、なかなか長期的に取り組めなかつたのかなというふうには記憶しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 乾田直播の場合、町としてはどのような支援が今、考えられますか。

分かったら教えてください。

○議長（角田真美） これは（2）でよろしいんですか。

○10番（円谷 寛） はい。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質間にご答弁申し上げます。

今年度から、町でマイコス米の実証試験等を行っておりまして、水稻栽培に有効的な手法であれば、乾田直播栽培の導入推進を図っていきたいというふうに考えてございます。

現在、全国的な農家の後継者や高齢者による担い手不足、そのほか異常気象による収量の減少、世界的な物価高騰など複合的に影響し、米の安定した供給が年々困難になっているという現状がございます。

今後でございますけれども、国や県農業普及所、さらにはJA等との関係機関と情報の共有、連携を図りながら、直播栽培、さらにはロボット技術、ICT、こういったものも活用したスマート農業の普及等につきましても調査研究をしながら、節水化、省力化の事業推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） スマートで、ドローンとか何かというのは、なかなかまだ一般の農家には手が出せないので、もう少し農家が手を出せるような施策に対して援助いただければ、農家も取り組めるのではないかと思いますので、農家が取り組めるような施策をぜひ示していただきたいものだなというふうに思います。その辺は、要望としておきたいと思います。

4番目は、成田遊水地事業への取組についてでございます。

これは、まず（1）番として、宅地や農地が移転となる対象者の問題は、ほぼ解決されたと言えるのかという面についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今般の遊水地事業による移転が生じる世帯に対しましては、数回にわたり町や国により意向調査を行い、希望する移転先に移転できるよう、また農業経営についても、まず移転先を確保し決定することが最優先として、町では支援してまいりました。

移転となる世帯につきましては、その多くの世帯で移転先が決定した状況となっております。既に移転が完了した世帯や、移転先が決定し住宅建築が進められている世帯も多く見られる状況となっております。

また、新町、成田原町の2か所の代替地造成整備については、今月からいよいよ本格的な工事が始まり、そちらへ移転希望する多くの世帯が、造成工事の完成を心待ちにしている状況でございます。

しかしながら、移転先について、いまだ熟考されている世帯も残されており、また住宅移転については、単なる居所としての移動にとどまらず、移転先での日常生活の継続性の確保や新たな地域コミュニティの構築など、移転者の問題解決には時間と地道な取組が求められております。

町といたしましても、移転対象者の問題が完全に解決したと断言できる状況にはまだ至っていないのが現状であると認識しておりますので、今後も関係機関と連携し、支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 前から、私がこの遊水地問題を言っているように、土地が潰れるのは補償をもらえるからいいんだけれども、少しだけ残った土地をどうするのか、非常に悩ましいという話を聞いているんですよね。

例えば、少しばかりの田んぼをつくるのに、一式の機械を設備をして、あるいは乾燥機やもみすり機などを備えて少しばかりのお米作りをやっていたのでは、これは赤字になるのが目に見えているんですね。それでなくとも赤字なんですから。

そういう人たちに、例えばライスセンターなどの設置はどうなのかということを前々から言っているんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これまでの用地交渉の中で、残された土地があった場合のその後の取組というふうなご質問かと思いますけれども、まさにお悩みのことだというふうに私も感じております。

そういうことに対しましては、遊水地の相談室等ありますし、農地のほうの相談の部署もございます。そちらの中で調整をしながら、そのお悩みには対応してまいりたいというふうにも思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） ぜひ、この問題を真剣に考えていただきたいです。

成田遊水地の関係者が、東町に大変の多くの人が移転して、今、家を造っているんですね。あそこで、例えば乾燥機とかもみすりなどをやると、周り住宅地ですから、かなりそれは今までの農村地帯と違って、非農家の方々には大きな迷惑も出るのではないか。ぜひ、ライスセンターについては前向きの考えで取り組んでいただきたいと思います。

それから、今、遊水地の方々の残された課題というものは、町として把握しているでしょうか。把握されたものがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

遊水地整備事業に係ります今後残された課題はどのようなものがあるのかというふうなお尋ねでございますが、国が進めている遊水地整備におきまして、現在、町における課題については多岐にわたっているというふうに思っています。

主な課題について一例を挙げますと、4点ほどございます。

1つには、移転や耕作、農地喪失に伴います生活再建の確実性の確保として、移転世帯の方々の生活基盤の安定化と、農業者については農業経営の安定化を図る必要があるというふうに思っています。

それから、2点目には、財政への影響として、適切な把握と財源の確保についてであります。国有地化に伴います税収の減少、そして維持管理費の増加など、町財政に与える影響を見極めまして、各種補助制度、交付金制度の活用や、必要であれば新たな交付金制度の創設も考えながら、国に創設を要望していきたいというふうに考えてございます。

次に、3点目ですが、国有地化後の土地利用と維持管理体制の整備です。完成した遊水地

の適切な維持管理と、地域内の利活用、そして遊水地により失われた農地利用も含め国有地となる遊水地の長期的な利用方針、維持管理費用について国に求めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、4点目ですが、地域住民への情報提供と信頼醸成でございます。引き続き、住民説明会の開催や情報発信、そして個別相談への対応等によりまして、住民の皆様の不安解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

それ以外にも、町における課題は山積しているというふうに認識しておりますけれども、今後とも遊水地が整備される我が町の実情に即した課題対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷寛議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） ぜひ、この、国の事業によって、成田の地権者が不安な状態に陥ることがないように、町も一生懸命支援をしていただきたいというふうに思います。問題はたくさんあると思いますが、一つ一つ住民の不安や悩みに町は対応していただいて、国の事業によって住民が困ることのないように、ぜひ対応をお願いしたいものだというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 10番、円谷寛議員の一般質問はこれまでとします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日9月5日から9月16日までの12日間を休会としたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、明日9月5日から9月16日までの12日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時31分

第 4 号

令和7年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年9月17日（水）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 3 号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第 163 号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第 164 号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第 165 号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第 166 号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 167 号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 168 号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 169 号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 請願・陳情について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 10 総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 11 産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 12 広報公聴常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 13 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 14 発議第 5 号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提
出することについて
- 日程第 15 発議第 6 号 鏡石町議会改革特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	町 島 洋 一	2番	熊 倉 正 磨
3番	東 悟	4番	根 本 廣 瞽
5番	稻 田 和 朝	6番	込 山 靖 子
7番	吉 田 孝 司	8番	小 林 政 次

9番 畑 幸一

10番 円 谷 寛

11番 角田 真美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 正男	副町長	小貫 秀明
教育長	渡部 修一	総務課長	吉田 竹雄
企画財政課長	橋本 喜宏	税務町民課長	根本 大志
福祉こども課長	菊地 勝弘	健康環境課長	大河原 正義
産業課長	大木 寿実	都市建設課長	小貫 淳一
上下水道課長	圓谷 康誠	教育課長	森尾 知之
会計管理者 兼出納室長	緑川 憲一	農業委員会長 事務局長	佐藤 喜伸
農業委員会 農会長	菊地 栄助	選舉管理 委員会委員長	草野 孝重

事務局職員出席者

議会事務局長 吉田光則 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、追加議案2件が提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

10番、円谷寛議員。

[議会運営委員長 円谷 寛 登壇]

○10番（議会運営委員長 円谷 寛） 議会運営委員長の円谷ですが、第9回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）について申し上げます。

日程番号、件名の順に申し上げます。

[以下、「議事日程〔第4号の追加1〕」により報告する。]

○議長（角田真美） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案2件を本日の日程に追加して審議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案2件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は議事日程第4号の追加1により運営いたします。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、認定第3号 令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

2番、熊倉正磨議員。

[決算審査特別委員長 熊倉正磨 登壇]

○2番（決算審査特別委員長 熊倉正磨） 報告いたします。

令和7年9月17日、鏡石町議会議長、角田真美様。

令和 6 年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、熊倉正麿。

令和 6 年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和 7 年 9 月 3 日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第 72 条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告いたします。

令和 7 年 9 月 9 日火曜、9 時 59 分、16 時 21 分、委員全員、議会会議室。

9 月 10 日水曜、9 時 57 分、16 時 31 分、委員全員、議会会議室。

9 月 11 日木曜、10 時、14 時 17 分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第 3 号 令和 6 年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算、令和 6 年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。

令和 6 年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和 6 年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。

町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は、別紙のとおり。

令和 6 年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和6年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上となります。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入れます。

令和6年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計、上水道事業会計及び下水道事業会計の全10会計決算について、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本件は認定することに決しました。

◎議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第163号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第163号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、主な歳入といたしまして、令和6年度決算によります繰越金の増並びに各種国・県補助金などの増及び文教施設維持整備基金の廃止に伴います繰入金の増、歳出につきましては、各種積立金、プレミアム付商品券発行事業等商工振興補助金の増、町道等の維持補修工事費の増、成田体育館及びプール施設解体設計業務委託料等の増などの増額補正でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4億627万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億481万1,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、地方債の補正でございます。

20ページをお開きください。20ページでございます。

第2表、地方債の補正といたしまして、1、追加といたしまして、起債の目的につきましては、成田地区体育施設解体事業費、限度額を860万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、変更といたしまして、起債の目的の墓地整備事業費につきましては、限度額を2,070万円から2,670万円に、町道整備事業費につきましては、限度額を7,440万円から1億1,930万円に、排水路整備事業費につきましては、限度額を1,100万円から1,850万円にするものでございます。

補正の詳細につきましては、24ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 議案の37ページなんですけれども、それの一番右下で、今回、社会体育施設解体事業解体設計業務委託として成田体育館及びプール施設解体ということで、設計委託料が1,040万が補正予算で計上されました。

これは、実は私、去年の9月ってやっぱり補正予算で中学校自転車置場の設計業務委託で600万円計上されたんです。だけれども、その後、具体的なものというのではないで終わっています。だから、今回この設計業務を委託するに当たって、今後の具体的な解体計画というものがあつての業務委託だと思いますので、それを確認させていただきたいんです。今後、成田体育館及びプール施設解体という具体的な計画はどのようにになっているんですか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長　橋本喜宏　登壇]

○企画財政課長（橋本喜宏） 皆さん、おはようございます。

6番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらの社会体育施設の解体事業等になりますと、こちらの成田の体育館につきましては、ほがらかんを建設するに当たりまして、公共施設の解体というか、それに伴う機能を有したものについては解体するということで、さきの全員協議会のほうでもご説明しているとおり、来年度には解体をするというような形で今年度設計を上げているというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

7番、吉田議員。

[7番　吉田孝司　登壇]

○7番（吉田孝司） 私のほうから、一般会計の補正予算について、第2号についてお尋ねをいたします。

質疑の回数は3回までと決まっていますので、一遍に私の質疑内容を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、議案書24、25ページでございまして、ここには歳入書かれておりますが、

17款1項2目1節指定寄附金50万円とありますが、これについての内容をいただきたいと。

内容と申しますのは、どちらから、どういう目的を指定されて寄附があったのかということとでございますので、ご答弁賜りたい、1点。

続いてが、28ページ、29ページでございまして、2款1項5目財産管理費の中で、役場庁舎の改修工事ということで145万が計上されております。そしてまた、説明資料によりますと、ここに入っているのかどうか分かりませんが、修繕料、この上の修繕料という18万ということで、修繕料、役場庁舎改修工事についてのご説明を賜りたいと思います。もし私が聞き漏らしていたら本当に申し訳ないと思いますが、ご答弁賜りたい。

続いての質疑は、32、33ページでございまして、こちら6款1項3目農業振興費の中、振興費ということで、新規就農者育成総合対策事業経営開始資金の返還金30万円と計上されおりますが、これについての内容をご説明いただきたいのと、その下の5目農業土木費ということで、説明欄には農道等補修工事と書いてあります。220万計上されておりますが、私の手元にある臨時全員協議会の内容説明資料によりますと、東鹿島地内農道防護柵設置工事及び城ノ内地内支障木伐採工事の増と書いてありますので、農道等補修工事という表記が果たしてよろしいのかどうかということでのお尋ねでございます。

その下の、2項1目林業振興費、森林環境交付金事業補助金ということで、これについても全協では説明を受けましたが、本会議においても、この事業の説明をいただきたいと思います。ちょっとこの内容では、本会議の内容、質疑あるいは説明した内容が町民の方々には伝わりませんので、これがいかなるものかということを、しっかり本会議の場でもご説明賜りたい。

そして、7款1項2目商工振興費ということで、プレミアム付商品券発行事業補助金が計上されておりますが、この事業について、これまでやってきましたけれども、先般の決算審査特別委員会の中でもお話ししましたが、この販売箇所についての議論はいろいろされてきた中で、どうやら町民の方がコミュニティセンター駅の建物の2階でしか発売していないというふうに勘違いをしている町民が結構いる。そうすると、足の悪い方がなかなか上には上がれないから、結局、俺は買えないんだ、私は行けないんだということで、買う前からちょっと残念ながら諦めてしまっているという、誤解して諦めているという実情があるようですから、この辺の対策をどのようにして講じるのか、要するに町民に対して等しく行き渡るような対策をどう考えているのかお尋ねしたい。

続きましては、34、35ページでございますが、こちらにおきましては、8款2項1目の道路維持費についてお尋ねをいたしたいと思います。

これについては、先般の臨時全協の中で、主に農免道路牧場線というふうな説明がございましたので、農免道路牧場線について、それぞれちょっとまた説明いただきたいのと、今回

財源の組替えを行っていらっしゃいますけれども、34ページに書いてありますが、公共施設等適正管理推進事業債道路、これを減らし、緊急自然災害防止対策事業債道路、これを増やしているということでございますけれども、この辺の組替えに至った理由、恐らくは借入れの条件かなと思うんですが、この辺をご説明いただきたい。

そして、まだあります。36、37ページでございますが、10款3項1目の学校管理費についてでございまして、中学校施設維持管理工事ということで、外トイレ改修工事、プレハブ設置工事と2つの工事が列記されておりますが、それぞれの費用、それぞれご説明いただきたいのと、この外トイレ改修工事に当たっては、先般もおただしをしましたが、外トイレなものですから防犯対策、要するに外トイレですと改修したとしても自由に敷地内に進入し、そしてこのトイレが使えるという状況というのは変わらないと私は思っていますので、その辺の防犯対策、節電対策はどうなっているのかお尋ねしたい。

そして、その下の2目教育振興費の中体連等出場補助金ということで、これについては以前からもあったと思うんですが、どのようなケースに対してどれだけの金額を補助しているのかということを、私今まで聞いたことがなかったものですから、今回お尋ねしたいと。

そして、最後の質疑ですが、歴史民俗資料館費が5目に計上されておりますけれども、環境整備業務委託ということで、この内容と委託先をお尋ねしたいということでございます。

以上、多岐にわたりますが、一つ一つ答弁を賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

[「議長、休議お願いします」の声あり]

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午前10時40分

開議 午前10時41分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 吉田竹雄 登壇]

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

まず、私のほうから、歳入の25ページ、指定寄附金でございます。50万円でございますが、今回の寄附につきましては、前年度5,000万円寄附していただいた方いらっしゃいました。それの方の同じ方ということになりますが、今年度につきましては50万円ですが、引き続き寄附を頂いたということでございまして、前年と同じく子育てや教育に使っていただき

たいというようなご意思でございます。

続きまして、29ページ、財産管理費でございます。

この中の修繕費18万円でございます。こちらにつきましては、役場庁舎のエアコンがちょっと調子悪いところがございまして、こちらの修繕ということでございます。

また、その下の役場庁舎の改修工事でございますが、これにつきましては、役場庁舎の床のタイル、かなり割れているところございます。こちらを改修したいということで、今回計上させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木寿実 登壇〕

○産業課長（大木寿実） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

議案書32、33ページ目のまず1点目でございますが、新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）の返還金の30万についてでございますが、こちらにつきましては、令和4年4月に新規就農者といたしまして、補助金を受給してキュウリの栽培に取り組んできたところであるんですが、令和6年10月に継続していくことが困難になったということで、離農することになったということで、補助金を返還するというものになったものでございます。

続きまして、その下、森林環境交付金事業補助金1,000万でございます。こちらにつきましては、認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園におきまして、福島県材を使用した高床式のアイデア砂場を設置するに当たりまして、森林環境交付金を活用しまして、このたび増額するというものですございます。

なお、こちらでございますけれども、補助事業を行います岡ノ内幼稚園さんのほうに直接交付するものではなくて、市町村を通じまして間接的に交付される事業ということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、最後になりますが、プレミアム付商品券発行事業の補助金によります販売場所についてでございます。こちらにつきましては、これまでコミュニティセンターさらには、ほがらかんというところで販売してまいりました。コミュニティセンターにつきましては、今後ですけれども、1週間程度、販売開始直後になりますとかなり込み合いますので、1週間程度につきましては、1階のロビーで販売を行うと。その後につきましては、2階の商工会の事務室になるわけでございますけれども、こちらにつきましては、下でかんかんてらすがございます。そういう職員の方々にお声がけをいただきながら、商工会の職員の方が下に来て、それで隨時対応していただく。さらには、この商品券を販売する際に、そのロビー等で臨時的に販売していきますというようなことも含めた中で、町民の方々には周知をしてまい

りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、33ページでございます。

農道等補修工事の表記について適正かというご質問でございますが、内容につきましては、議員おっしゃるとおりに東鹿島地内の防護柵設置工事、城ノ内地内の支障木伐採工事でございます。表記につきましては、農道の全般的な意味合いとして表示しているものでございますので、ご理解願います。

続きまして、35ページでございます。

町道等の維持補修工事の場所といたしまして、こちらにつきましては、成田411号線、東部工業団地の路線と、あと農免道も含めた箇所でございまして、今般舗装老朽化によりまして頻発化しているポットホールの補修工事でございます。

もう一つ、緊急自然災害防止対策事業のこちらの費用につきましての財源組替えでございますが、こちらにつきましては、当初公共施設等適正化事業でございますが、制度改正によりまして、こちらの緊急支援災害防止対策事業債の内容が拡充されまして、表層のみならず路盤も含む対策が実施可能となりまして、充当率につきましても、公道債90に対しまして、緊事債のほうが100%、交付税措置率も30から70%ということになりましたので、今回の補正によりまして財源の組替えを実施したところです。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

[教育課長 森尾知之 登壇]

○教育課長（森尾知之） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、決算書の36、37ページでございます。

3項中学校費、1目学校管理費の中の中学校施設維持管理工事ということで、今回、外トイレの改修工事におきましては180万円の計上、プレハブ設置工事につきましては150万円の計上ということで、合計しまして330万円の工事請負費ということになっております。

外トイレの部分につきまして、防犯などの対策という部分につきましては、外トイレということにもなりますので、建具、入口のドアという部分に関しましては、施錠できるように対策を取るというもので、また、節電対策ということにつきましては、過去にも議員のほう

からもご指摘がございましたけれども、今後も教育委員会といたしましては、中学校のみならず学校関係、施設関係全般に関しましては、節電などに取り組んでいただけるようにお声かけ、継続してお声かけさせていただきまして、ヒューマンエラーが少しでもゼロになるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、2目の教育振興費の中の中体連等の出場補助金150万円の計上でございます。

内容につきましては、今回のご質問では、どのような場合に補助するかというようなご質問かと解しております。中学校の部活動におきまして、大会会場までバスなどの移動が発生してまいります。岩瀬地区の中体連の大会におきましても、地元中学校では開催場所になることもありますけれども、岩瀬管内の各会場に移動する際には、多くの場合バスを利用するということで、そういう場合のバス代の補助ということになってまいります。岩瀬管内のみならず、県大会、また勝ち上がり東北、全国などと上位大会が出てまいりますので、そういう場合での補助というようになってまいります。

次に、最後の質問におきましては、5項の社会教育費、5目歴史民俗資料館費の環境整備業務委託ということで今回30万円を計上させていただきまして、この環境整備につきましては樹木の選定等になりますので、どこにお願いするのかというようなご質問でしたが、造園業にお願いするようなことになってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質問ございませんか。

吉田議員。

吉田議員の再質疑を認めます。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 再質疑になります。十幾つあったやつがあと2個ですから、しっかりと答弁をいただければ私は納得しますので、よろしくお願ひしたいと。

先ほど産業課長から説明いただきました新規就農者育成総合対策事業、経営開始資金返還金でございますが、令和4年4月に決まったものが令和6年10月に辞めるということで返すということだと承りました。この方、キュウリという話ありましたけれども、辞めるに至った理由といいますか、なかなか継続できなかった理由がどんなものがあったのかというのは、しっかりと調べておられるかということをお尋ねしたいと思います。一身上の理由とか、そういうことではちょっと何か寂しいんですが、もし内容が分かっていれば教えてください。

2点目は、先ほど農免道路の舗装について、改修についてのご説明をいただきました。私も詳しくは分りませんが、農免道路というのはもともと路盤が弱いと。要するに普通の自動車とか、特に大型車両が走るようには設計されていない路盤だというふうに、もともとそういう状態だと聞きますが、今回、やはり補修するに当たっても、もともとのような状況にす

るのか、はたまた普通の一般道路のように路盤が強いものに変えていくのかどうか、この辺どうなのかちょっと教えていただければと思います。

以上の2点でございますので、お願ひいたします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

[産業課長 大木寿実 登壇]

○産業課長（大木寿実） 7番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

新規就農者の関係、32、33ページ目でございますが、こちらの方の理由でございますけれども、こちらにつきましては、農地の賃借契約を結びましてキュウリの栽培に3年間取り組んできたという経過がございます。その間に、農地の賃借契約の継続ということで、その継続が困難になったと。その場でちょっとトラブルが発生したというような関係で中止せざるを得なくなつたということで、この方につきましては農業を継続できなくなったということと、今回離農という形になったというような経過でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

農免道路の改修事業につきましては、道路計画というものは将来の交通量に対しまして、その舗装の構造も決まっておりますが、今回、交通量に対しまして現在はかなり多い交通量となっていますので、それに対応した舗装構成、路盤までの改良を見越して改修工事を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 先ほど込山議員のほうから、成田の体育館解体のが出たんですが、この解体設計業務委託に1,040万円が計上されているんですが、この1,040万円の中には、あの施設に付随しているプールがまだ残っていると思うんですけども、これも含まれているのかどうかというのが1点でございまして、もう一つは、その跡地の利用について計画がなされているのかどうか、どのような計画があるとすれば、あるのかを2点についてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 橋本喜宏 登壇]

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

解体設計業務委託につきましては、こちらのほう教育課のほうでやっておりますが、こちらのほうには、体育館とプールも一緒に含まれているものでございます。

利用の跡地、当然結構な面積ですので、跡地につきましては、先般5月下旬に成田区民の方と、ここだけではなくて成田区全体をどういうふうにしていきましょうかという話の中で、そうすんだいという話も若干出ました。ただ、そちらにつきましても、役場のほうとしましても、具体的にこれをしたいということがその当時はありませんでした。区民の方と一緒に考えていきましょうというところで、今、一緒に考えるための方策を練っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

8番、小林議員。

[8番 小林政次 登壇]

○8番（小林政次） 先ほどの堀米の農免道関係なんですけれども、それで交通量に合わせた舗装、路盤を含めた舗装ということでございますが、あそこ大型トラックで重量物を積んで、だからそれに対応したものかどうか、路盤が。

それと、補修の場合に、継ぎはぎやる場合があるんですけども、継ぎはぎの場合には、残った部分がすぐに壊れるんです。だから全面舗装をお願いしたいと思うんですが、その辺はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

大型トラックに対応しているかというご質疑ですけれども、こちらにつきましては、舗装構成につきましては、大型トラックの交通量も加味しながら、こちら舗装構成を決めているところでございます。

継ぎはぎの部分でございますが、どうしても予算の関係上とか、そういう部分につきましては、その間にシール材とか、そういうものをなるべく段差が生じないような工夫をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

開議 午前11時11分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

7番、吉田議員の再々質疑を認めます。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） すみません、先ほど、私、質疑の中で聞こうかと思ったんですが、ちょっと失念いたしましたので、最後のチャンスでお尋ねいたします。

農免道路についての質疑、私、そして小林議員とありましたけれども、農免道路は鏡石を通っておりますけれども、もちろん須賀川から矢吹に抜ける道路でもございます。それで、執行のほうでも議会のほうでも、この農免道路をそれこそ県道に昇格してもらって、そしてこの整備関係の費用を町の持ち出しではなくて、要するに県にやっぱりやってもらいたいということでやってきたと思うんですが、今回、一般財源といいますか、失礼しました、補正予算でこうやって組んでこういうことをやっているわけで、今後もこういったことが続くということが懸念される中で、その辺の動きはどうなっているのか。県からの何かそういうアクション、我々の要望に対しての返答が何かあるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） 7番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

議員もご承知のとおり、本件の当該道路につきましては、須賀川市から県南のほうに通じる広域農免道路というふうな名称で使われておりますけれども、こちらについて町村道ということで、今、管理はしている状況はご承知のとおりでございます。そちらについて、広域でありますので、町として要望活動はし、県道に昇格はできないのかというふうなことも申し上げておりますが、まだ県のほうからは返答はありません。根強く要望していかなければならぬ道路であるというのは行政と執行としても承知しておりますので、引き続き要望活動をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

10番、円谷議員の再質疑を認めます。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） 先ほど、町のプレミアム商品券について、やはり2階に上がれない

いう人もいると、そういう話を聞いたという吉田議員からの話もあったんですけれども、もう少し町は障がい者に対する配慮というものが足りないんではないか。これは町で直接売るんじゃなくても、例えば商工会にこれだけの予算を使ってやるというのは、町民のためであると同時に商店街も売上げを伸ばすことになるわけですね。

ですから、町としてはもっと商工会に注文をつけて、例えばコミュニティセンターの1階に机と職員を置いてそこで扱わせるとか、あるいはそこでまずいんだったら、ほがらかんの中ででも職員と机を配置してそこで売るようなことを、もう少し町は商工会に要望してもいいのではないかと思うのですが、その辺について見解を求めます。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

プレミアム商品券の発行事業につきましては、今、議員が申されたように、地域商工の振興を含め、いわゆる物価高騰対策というふうなことでこれまで行っております。その中で、ご意見のように、障がい者への対策というふうなことも非常に重要な中身であるというふうなことは認識してございます。ただいまいただきましたご意見等を、これから発行する中身でありますので、十分、商工会とも協議しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） ただいま上程されております議案第163号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場での意見の討論を申し上げます。

先ほど、私の質疑、十数個にわたりまして真摯のある答弁ありがとうございました。その前の臨時全員協議会等々でも説明いただきましたが、私が分からないところを懇切丁寧に教

えていただきました。そしてまた、私の質疑の後に他の議員からもそれに付随するような質疑が出まして、我々議会議員と執行が、いわゆる質疑応答がかみ合った状態で審議が進んだということでございまして、これこそまさしく議会の在り方だと私は思っております。我々議会議員は、質疑、意見をするのが仕事でございますので、決められたルールの中でしっかりと行わせていただいて、それに対して執行におかれましても真摯なる答弁を賜ったということで、まず感謝を申し上げたいと思います。

そこで、今回の補正予算につきましては、私がものすごいいいなと思ったのは、成田保健センターのエアコン、これをどのように活用するのかということで、公民館で活用していただいたり、図書館ですか、ほかの場所で活用していただいたりして、要するに無駄とならないように、うまく、いわゆるリサイクルといいますか、そのような工夫が大変見られたということでございます。限られた財源の中、そして限られた物、限られた人をうまく駆使した補正予算だと私は理解しておりますし、そしてまたそれぞれ一つ一つの事業に対してもしっかりとご説明を賜りましたので、私は全ての事業に対して賛成でございます。

よって、何ら反対することはございませんし、今後のますますの事業の発展、事業遂行を祈念しておりますので、賛成の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第163号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（角田真美） 全員起立てございます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第164号及び議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第164号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第165号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課長 根本大志 登壇]

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました議案第164号及び議案第165号についての2件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

初めに、議案第164号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和6年度会計の決算に伴う繰越金の整理及び国民健康保険事業費納付金等の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,580万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、44ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○税務町民課長（根本大志） 次に、48ページをお願いいたします。

続きまして、議案第165号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和6年度会計の決算に伴う繰越金の整理であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,011万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、54ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○税務町民課長（根本大志） 以上、一括上程されました議案第164号及び議案第165号につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第164号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第164号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第165号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第165号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、議案第166号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 菊地勝弘 登壇]

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第166号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の58ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和6年度会計の決算に伴う繰越金及び令和6年度介護給付費確定による国・県補助金の返還金等に係る費用などの補正予算でありますとしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,679万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億479万4,000円とするものです。

内容につきましては、64ページ、65ページの事項別明細書により説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第166号につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第166号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美）　日程第6、議案第167号　令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長　橋本喜宏　登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏）　ただいま上程されました議案第167号　令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の68ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、令和6年度決算に伴いまして繰越金が発生したことによりますその処理に関する事項でございます。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,484万6,000円とするものでございます。

詳細内容につきましては、事項別明細でご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○企画財政課長（橋本喜宏）　以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第167号　令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第168号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました議案第168号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書78ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和6年度の決算に伴う補正と地区外調整池地質調査業及び第1工区歩道詳細設計業務委託に係る増額補正予算です。第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ934万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,534万円とするものです。

歳入歳出の詳細につきましては、84ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○都市建設課長（小貫淳一） 以上、議案第168号について提案理由をご説明いたしました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 私のほうから1点お尋ねをいたします。

歳出の部で、1款1項1目事業費、委託料で740万計上されておりますが、以前の説明によりますと、うち440万円は地区外調整池地質調査にかけられるということだったというふうに認識しております。その際にも説明があったと思いますが、もう一度説明賜りたいと思います。地区外調整池でございますが、それを造る目的、場所、あるいは現在その土地はどのような状態になっているのかどうか等々、説明賜れればというふうに思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

地区外調整池でございますが、目的といたしましては、区画整理事業地区外に持っていくことによりまして区画整理事業地内の有効利用ができるということでございまして、地区外調整池の場所につきましては、事業区域の南東部の場所、東側の予冷庫、その周辺の場所を、現在選定、調査中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

7番、吉田議員の再質疑を認めます。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） お尋ねをします。ちょっと私も不勉強で分からぬんで教えていただければと。

調整池を造る目的、答弁賜りましたけれども、この調整池をもし造ったとすると、この池には水が駅東の今開発しているところ、あるいはこれから開発するところのいわゆる排水、下水等がここにたまるということなんでしょうかね。そして、これがこの次は調整池からは今度どこに流れしていくのか。駅東のとなると、最終的には踊坊ってところ通って梨池にということに、今そうなっていると思うんですが、その辺の流路どのようになるのかお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

調整池の排水の流路でございますが、こちらは東側、最終的には阿武隈川に到達する部分でございまして、こちらの排出先につきましては、まず浜田排水路と、そちらから高野池、それから阿武隈川という流れにはなると検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

7番、吉田議員の再々質疑を認めます。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 最後にお尋ねしますのは、今、流路お聞きしました。こちらの流路は最終的には広域阿武隈川ということなんですね。

私が何でこんなこと聞いているのかといいますと、結局、阿武隈川最終的に流れ込むとい

うことで、阿武隈川の洪水時のバックウォーター対策といいますか、それをちょっと気にしているんです。今までですと諏訪池のほうという話、先ほども申し上げましたが、例えばあの辺りの開発が進んで、全部諏訪池のほうに流れるとなりますと、やはり以前から我々が危惧しておりますバックウォーターによって浸水するところが出てくると。

しかし、例えば今回のように調整池ができて、そしてまた高野池を介してということになりますと、それぞれためる場所が幾らかありますから、例えばこれから駅東の造成がある程度進んで、そしてまた大雨等があったとしても、ある程度はそういう水害が予防できるのかなということを期待しているものですからこの辺のことをお尋ねしているんですが、実際にそういったものに対する貢献はどのぐらいあると見込んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、こちら開発が進むにつれて下流域の増水が懸念されるということでございますが、調整池というのは、下流域の流入に対しましてこちらで調整して流すということでございますので、実際の貢献というところは、ちょっとどのようになるかということでございますが、実際そのような洪水被害に遭わないような形で調整池は造るという解釈の下で、こちらのほうを進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

8番、小林議員。

[8番 小林政次 登壇]

○8番（小林政次） 関連でございますが、調整池関係ですけれども、排水量とかに対する調整池の必要面積というのは、どのくらいを予定しているかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 小貫淳一 登壇]

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

排水量に対しての必要面積でございますが、今回はまず地質調査を行いまして、その後流入に対しての調整池の大きさ等を検証していくので、今回の場合は地質調査のみの業務となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第168号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第169号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 圓谷康誠 登壇]

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第169号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

議案書の88ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、マンホールポンプ補修費の増額と公用車テレビ受信機に係るNHK受信料支払いのための増額をさせていただくものでございます。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に150万円を増額し3億1,885万3,000円に、第3項特別損失に10万4,000円を加え、10万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、90ページ、91ページの事項別明細書で説明いたします。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○上下水道課長（圓谷康誠） 以上、提案理由の説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第169号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食を挟んで、午後1時から再開いたします。休憩いたします。

休憩 午前1時53分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第9号及び陳情第10号について一括して委員長の報告を求めます。

9番、畠幸一議員。

[総務文教常任委員長 畠 幸一 登壇]

○9番（総務文教常任委員長 畠 幸一） お疲れさまです。

令和7年9月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員長、畠幸一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年12月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和7年9月8日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午前11時41分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、税務町民課、根本課長、北畠主幹兼副課長。

付託件名、陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情、陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、陳情第9号は、不採択とすべきものと決した。

陳情第10号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第9号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

陳情第10号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、陳情第9号に対する質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって、陳情第9号に対する質疑を終了いたします。

次に、陳情第10号に対する質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって、陳情第10号に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

初めに、陳情第9号に対する討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって、陳情第9号に対する討論を終了いたします。

次に、陳情第10号に対する討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって、陳情第10号に対する討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

本件を委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長から申出のとおり、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

本件を委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長から申出のとおり、不採択とすることに決しました。

◎総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第10、総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美）　日程第11、産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美）　異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎広報広聴常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美）　日程第12、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美）　異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美）　日程第13、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美）　異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美）　日程第14、発議第5号　大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、吉田孝司議員。

〔7番　吉田孝司　登壇〕

○7番（吉田孝司）　ただいま上程されました発議第5号　大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧いただければと思います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島県では東京電力福島第一原子力発電所における悲惨な事故が発生したことから、将来的には原子力発電への依存度を高めようとしてきた国におけるエネルギー基本計画が見直されることになりました。その結果、県内外における原発の再稼働が停止されたり、原発の新增設が凍結されたりすることになり、代替的に太陽光発電や風力発電、小水力発電などの再生可能エネルギーによる新たな電源開発にウエートを置くようになってきました。中でも、太陽光発電は、他の電源と比べて設置が容易であることから、国（経済産業省や資源エネルギー庁）は精力的に大規模太陽光発電（メガソーラー）の普及を全国で急速に促進してきた経緯がございます。

しかし、現在に至っては、大規模太陽光発電（メガソーラー）は、下記のような諸問題を抱えていることが判明してきたため、国民的な将来への課題としてエネルギーの問題を広い視野でしっかり再考すべき時期に来ていると言えます。

1、開発に伴い広大な山林を伐採することにより、自然環境や景観が破壊され、動物の餌や居場所も奪い、災害の誘発につながったり発生リスクが高まったりするおそれがあるものの、それを規制する条例等が制定されていない自治体がほとんどであり、条例があっても規制が緩く実効性が弱い自治体もあり、法的規制の強化が必要となってきております。

2、太陽光発電設置は比較的安価でも、発電量の変動が激しいため、火力発電等のバックアップ電源や蓄電設備、送電線網の整備等で、総合的なコストは割高となります。

3、再エネ固定価格買取制度により、太陽光発電等の再生可能エネルギーの買電のために、現在でも国民に巨額の電気料金の負担を強いていますが、今後も爆発的に普及すれば、さらに料金が値上がりし、負担が高騰する可能性があります。

4、世界及び日本の太陽光パネルは、中国共産党によるジェノサイドや強制労働が行われている新疆ウイグル自治区で生産されているシリコン原料が使われている場合が多く、太陽光発電の普及促進はジェノサイドを後押しすることにつながり、人権問題、人道的問題に加担することになってしまいます。

5、将来的に、膨大な量の太陽光発電パネルが廃棄となります。シリコン原料のほかにも鉛やヒ素、カドミウム、セレンなどの有害な物質を多く含んでおり、適切な廃棄、リサイクルを行わないと不法投棄の温床となります。また、太陽光発電パネル周囲へ除草剤が大量に散布されることによって、土壤や飲用水等の水源における水質汚染が引き起こされる可能性が高まるなど、公害問題の原因となるものの、現在、その対策は十分には取られておらず、将来的な取組も不透明となっております。

6、政府が環境対策として進めてきた太陽光発電の爆発的な増設は、これまで申し上げましたように環境保全や災害を減らすどころか、近年の気候変動と相まって深刻な土砂災害のリスクを高めることにつなげるだけでなく、自然環境そのものを破壊する公害となります。

ややもすると、太陽光発電の爆発的な増設が、昨今の気温がこれだけ異常な高温になってしまった直接的な原因とも言われております。結局、二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するという目標を立てながら、二酸化炭素の吸収源である森林を破壊するという本末転倒な政策となっているのが現状であります。

については、福島県民の生命、安全、財産を守り、同時に県民が抱える精神的な不安を解消することを目的として、大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する許認可権を有する県に対して下記のとおり強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、この意見書を提出したいということでございます。

要望内容、2つございます。

1、福島県として、大規模太陽光発電（メガソーラー）に対する罰則規定を明記した条例を速やかに制定すること。

2、福島県は、事業者による大規模太陽光発電（メガソーラー）への新規参入を今後はすべて許認可しないこと。

以上でございます。

宛先は福島県知事様、福島県議会議長様を想定しております。

急な提案になりましたが、慎重審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、込山靖子議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） 私、一応賛成者になっておりますが、提案に対して質問いたします。

現在、福島県で大規模太陽光発電に関する環境保全のための環境アセスメントなどに関する条例というものはあるのでしょうか。あと、他の都道府県の現状について、条例の制定は

どのようになっているか教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 込山議員の質問に対して答弁をお願いします。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいま込山靖子議員から質疑をいただきました点に関しまして、私の知る範囲で知識になりますが、お答えさせていただきたいと思います。

まず、福島県において、条例制定あるいはそれに関してどうなのだというふうなおただしだというふうに思いました。

そこで、まず福島県ではどのような形でソーラーができるんだということにつきましては、先般の産業厚生常任委員会のほうでは、担当課のほうから詳しくご説明を賜ったところでございます。そしてまた、実は皆様方の手元には当該委員会の資料のほうもお配りされておりますので、そちらをご覧いただければというふうに思いますが、まずメガソーラーを設置するに当たってはいろいろな法がございます。国道利用計画法、農地法、都市計画法等々、いろんな法がございまして、まずその法に合致していることが1つでございますし、福島県においては福島県景観条例、この条例の規制に抵触しないといいますか、その範囲での届出あるいは許可という形になっているというふうに認識をしております。

主なものとしましてはそのような形かと思いますが、その他もろもろ、いろんな法律が関係しておりますし、また県の条例も場所によっては自然公園条例とか自然環境保全条例とかいろいろな条例が関係がありますが、しかし、今申し上げた一番ネックになる県の条例は、何を隠そう福島県景観条例でございまして、これが一番大きなものであるというふうに認識をしております。

福島県景観条例につきましては、私ごとで言うのは恐縮でございますけれども、私がよく申し上げる佐藤栄佐久さんが知事時代につくられた条例でございますけれども、しかし、ここ最近になりましてから、平成22、23、24年になってからは実は改正されているんですね。ですから、もともと佐藤栄佐久さんの時代にはもう少し厳しかった景観条例が、今や景観条例として体をなしていないと言ったら過言でございますが、しかしながら甘くなってしまったというふうな感想がございます。

そしてまた、県内の福島県市町村における条例制定の状況でございますが、まず福島県には太陽光発電の規制に関する条例はないということで、今回求めている内容になりますし、そしてまた、全国的に見ても都道府県で条例制定しているのは9か所でございます。兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県、奈良県、長野県、青森県ということで、東北地方でいいますと山形県、宮城県、青森県もですね、東北6県のうち3県で既に制定されておりまして、福島県はまだないということで、こういった点ではちょっと遅れているという

ことでございます。

そして、県内に、ごめんなさい、私ちょっと、失礼しました、福島県において、市町村においては12市町村で既にこの規制に関する条例が各市町村で制定されておりまして、先般、私も一般質問の中で申し上げましたが、我が町もこういった条例を制定すべきではないかというふうな提言をさせていただいたところで、國の外郭団体である地方自治研究機構、こちらの最新版は8月20日更新分でございますが、これによりますと今のような話でございまして、条例制定の動きは全国各地の自治体に広がってきてているということでございます。

そしてまた、込山議員もご存じのように、県内各地といいますか、吾妻山の麓、吾妻連峰の麓にあるメガソーラーだったり、西郷村のTOKIO-BIAの跡地のソーラーへの問題だったり、そしてまた県内各地でメガソーラーがどんどん出来上がってきているという中で、今申し上げたように、各市町村においても、そしてまた何を隠そう許認可権を持っている県においても、その条例の必要性があるということがお分かりいただけるのかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

10番、円谷議員。

[10番 円谷 寛 登壇]

○10番（円谷 寛） この陳情に対してちょっと疑義がありまして、この文章の中で4番目に、世界及び日本の太陽光パネルは、中国共産党によるジェノサイドや強制労働が行われている新疆ウイグル自治区で生産されているシリコン原料が使われている場合が多く、太陽光発電の普及促進はジェノサイドを後押しすることにつながり、人権問題、人道的問題に加担することになってしまうという表現があるんですけれども、これは、私は全国紙も地方紙も新聞は毎日2紙くまなく読んでいますけれども、このような表現は聞いたことがないんですね。

かなり極端な過激な主張で、これはジェノサイドというのは、今イスラエルがやっているパレスチナに対する攻撃のようなものをいうのであって、中国でジェノサイドが行われているなんということは、あまりにも表現が過激であり、極端な発想であり、到底文章としてこれは認めることができません。どのような具体的な事実をもってジェノサイドというのかを明らかにしてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） ただいま円谷議員からご質疑がありました件についてお答えを申し上げ

たいというふうに思います。

議案書2ページの4番の点でございまして、中国共産党によるジェノサイドが行われていると、そしてまたそのジェノサイドを後押しすることで人権問題、人道的問題に加担することになってしまうという件、記述としては適切ではないというふうな発言がございました。

表現の仕方につきましてはいろいろあると思うんですが、確かに配慮しなければならない部分もございます。私が参考にしましたものにつきましては、このような意見書、陳情書、請願書の類をいろいろ拝見しましたし、あと今、ジェノサイドという言葉、確かに強烈な言葉だと私は思います。しかし、これを逆に日本語に訳す適切な言葉も見当たらないということで、なかなか表現が実際に難しいんですが、例えば私の手元にございますのは、夕刊フジというものがありまして、夕刊フジの2022年の6月8日付の掲載記事で……

○議長（角田真美） 吉田議員に申し上げます。

参考資料の場合には、議長の権限で議長から許可をいただかないとオッケーになりませんので、その辺。長いですか、短いですか。

○7番（吉田孝司） すぐ終わります。

○議長（角田真美） 許可いたします。

○7番（吉田孝司） 失礼しました。

今、申し上げました出典で、杉山大志研究主幹がジェノサイドという言葉を用いております。そしてその中で、先ほど申し上げましたとおりの内容なことが書かれてございます。新疆ウイグル自治区において、シリコン剤、原料、これをつくるために中国共産党がその新疆ウイグル自治区の民族の方々に強制労働をさせていると、そして強制労働をさせていない方々に対しては要するにジェノサイドを行っているというふうなことでございまして、それについてはアメリカの某財団が明らかな声明を出しているということでの裏づけもあっての発言だということでございます。

例えば、私、不勉強でございますので、それ以上についてはちょっとお答えすることができませんが、そのように見解を持たれている学者、ジャーナリストもいるということでご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございますか。

込山議員。

[6番　込山靖子　登壇]

○6番（込山靖子） メガソーラーというものの定義、だから林地開発許可制度の中では10ヘクタール以上は県に対して申請しなくちゃいけない。ただ、メガソーラーというものの定義がはっきりしないんですけれども、それに対して今までの中で、住民とかそういう人たちが知らないうちにメガソーラーというものが開発されているという事例が多くて、ただ厳罰規

定というのは本当に制定しなければならないと思っています。

参考までにお聞きしたいんですが、鏡石、この町内にもメガソーラーというものはあるのでしょうか。

○議長（角田真美）　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

7番、吉田議員。

[7番　吉田孝司　登壇]

○7番（吉田孝司）　ただいま込山議員から再質疑を賜りました点について、私の知る範囲ではありますがあなたがお答えを申し上げたいと思います。

まず、メガソーラーというものについて、これは定義はいろいろ書いてあると思いますが、ただ一般的なものは、発電出力が1,000キロワット以上のものがメガソーラーだと。要するに、メガというものですか、メガというのは1,000という意味ですから、1,000キロワットとなりますと1メガワットとなりますので、1メガワット以上、要するに1,000キロワット以上のものをメガソーラーと規定しているところが多いのではないかというふうに認識しております。

また、これは町からいただいたいる資料でございます。一般質問の答弁、そしてまた産業厚生常任委員会の資料にも基づきますが、メガソーラーの設置箇所は何と鏡石町には既に4か所ございまして、桜町、鏡田かげ沼町、南町、境の4か所があるということでございます。

一般質問の答弁の際に私も初めて聞きまして、その後に委員会の中でも詳細にお尋ねしましたが、4か所ございまして、うち1か所は委員会でも視察に参ったということでございます。そのような状況でございます。

私が申し上げましたのは、委員会でも申し上げましたけれども、この31キロ平米しかないちっちゃな鏡石町に既に4か所も設置されているというこの現況を、我々はどうに考えるのかということだと思います。その点も含めて審議のほう賜りたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田真美）　ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

発議第5号につきましては、産業厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美）　ここで産業厚生常任委員会を開催していただき、審議結果を議長まで報

告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時31分

開議 午後 1時40分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 発議第5号について、委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、発議第6号 鏡石町議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、吉田議員。

[7番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） ただいま上程されました発議第6号 鏡石町議会改革特別委員会の設置について提出者として提案理由の説明を申し上げます。

我が鏡石町議会においては、平成30年3月16日に議会における最高法規たる議会基本条例を制定し、それにのっとって、二元代表制の確立や町民に開かれた議会の実現に向けて、議員、議会活動を行ってきたところでございます。しかし、我が鏡石町議会においては、議員定数や議員報酬、政務活動費の問題、さらには通年制、通年議会やインターネット中継の導入など、まだまだ議会改革に向けて取り組むべき諸所の課題を多数抱えているところでま

す。

議員としての任期が折り返し地点である残り2年となった今こそ、議会基本条例等の議会関係例規や申合せ事項等の改廃や見直しなども含め、議会改革に最大限努めなければならない時期が到来したと考えております。また、議員の成り手不足問題などを解消すべく、議会改革に対する町民意識を高揚させることなどを目的として、この特別委員会を設置するもの

でございます。

2ページでございますが、鏡石町議会改革特別委員会の設置について。

委員会の名称は、ただいま申し上げたとおりでございます。

付議事件としましては4つございまして、1件目は、議会関係例規（議会基本条例及び会議規則、委員会条例等）や申し合わせ事項の改廃や見直しに関する調査検討。

2つ目が、議員定数や議員報酬、政務活動費等に関する調査検討。

3つ目、議会報告会や議会インターネット中継、議会におけるDX推進等に関する調査検討。

4つ目、その他、議会改革に関する総合的な調査検討でございます。

議員定数としましては、議長を除く議員全員10名でございます。委員長及び副委員長各1名。

期間は、議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するものでございます。

また、調査費用は議会費の中で行うものでございます。

以上、提案させていただきますが、皆様方の慎重審議のほう賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） これで討論を終了いたします。

これより発議第6号 鏡石町議会改革特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（角田真美） 起立少数であります。

したがいまして、本案は否決されました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶がございます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る9月3日から本日までの15日間にわたり、提出いたしました全19議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、同意、議決を賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会は、決算議会と言われるように、令和6年度決算審査が特別委員会において行われたところであります。決算審査はもとより、本会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重して対応してまいりたいと考えております。また、議決いただきました今年度各会計補正予算につきましても、迅速な執行に努めてまいりたいと思います。

最後に、季節は猛暑の夏から秋の収穫へと移り変わろうとしておりますが、まだまだ暑い日が続くようあります。議員各位には何かとご多忙のこととは存じますが、くれぐれもご自愛をいただき、ご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第9回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和　年　月　日

議　　長　　角　　田　　真　　美

副　　議　　長　　町　　島　　洋　　一

署　名　議　員　　畠　　幸　　一

署　名　議　員　　熊　　倉　　正　　麿

署　名　議　員　　東　　悟